

令和 8 年 6 月 23 日

長野県議会（定例会）会議録

第 2 号

令和 8 年 6 月 第444回長野県議会(定例会)会議録 (第 2 号)

令和 8 年 6 月 23 日 (火曜日)

出席議員 (56名)

1 番	竹 村 直 子	27 番	小 山 仁 志
2 番	小 林 陽 子	28 番	竹 内 正 美
3 番	林 和 明	29 番	宮 下 克 彦
4 番	勝 山 秀 夫	30 番	大 畑 俊 隆
5 番	グ レ ー ト 無 茶	31 番	寺 沢 功 希
6 番	奥 村 健 仁	32 番	共 田 武 史
7 番	青 木 崇	33 番	高 島 陽 子
8 番	垣 内 将 邦	34 番	荒 井 武 志
9 番	早 川 大 地	35 番	埋 橋 茂 人
10 番	佐 藤 千 枝	36 番	続 木 幹 夫
11 番	丸 山 寿 子	37 番	中 川 博 司
12 番	小 林 君 男	38 番	両 角 友 成
13 番	勝 野 智 行	39 番	清 水 純 子
14 番	加 藤 康 治	40 番	小 池 久 長
15 番	小 林 あ や	41 番	酒 井 茂
16 番	清 水 正 康	42 番	堀 内 孝 人
17 番	向 山 賢 悟	43 番	依 田 明 善
18 番	山 田 英 喜	44 番	山 岸 喜 昭
19 番	大 井 岳 夫	45 番	小 林 東 一 郎
20 番	丸 茂 岳 人	47 番	毛 利 栄 子
21 番	花 岡 賢 一	48 番	和 田 明 子
22 番	望 月 義 寿	49 番	宮 澤 敏 文
23 番	山 口 典 久	50 番	丸 山 栄 一
24 番	藤 岡 義 英	51 番	小 池 清
25 番	川 上 信 彦	52 番	宮 本 衡 司
26 番	百 瀬 智 之	53 番	西 沢 正 隆

54 番 風 間 辰 一
55 番 佐々木 祥 二

56 番 萩 原 清
57 番 服 部 宏 昭

説明のため出席した者

知 事 阿 部 守 一
副 知 事 関 昇 一 郎
副 知 事 新 田 恭 士
危機管理部長 矢 島 武
企画振興部長 中 村 徹
企画振興部
交通政策局長 青 木 英 明
総 務 部 長 高 橋 寿 明
県民文化部長 小 池 広 益
県 民 文 化 部
こども若者局長 酒 井 和 幸
健康福祉部長 笹 渕 美 香
環 境 部 長 小 林 真 人
産 業 政 策 監 田 中 達 也
産業労働部長 米 沢 一 馬
産 業 労 働 部
営 業 局 長 田 中 英 児
観光スポーツ部長 柳 井 和 則

観光スポーツ部
国スポ・全障スポ
大会 局 長
農 政 部 長
林 務 部 長
建 設 部 長
建 設 部
リニア整備推進局長
会 計 管 理 者 兼
会 計 局 長
公営企業管理者
企業局長事務取扱
財 政 課 長
教 育 長
教 育 次 長
教 育 次 長
警 察 本 部 長
警 務 部 長
監 査 委 員

下 條 伸 彦
根 橋 幸 夫
千 代 登
森 下 淳
平 林 高 広
柳 沢 由 里
吉 沢 正
塚 本 滉 己
武 田 育 夫
松 本 順 子
清 水 寛
阿 部 文 彦
長 瀬 悠
増 田 隆 志

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長 村 井 昌 久
議 事 課 長 小 山 雅 史
議事課企画幹兼
課 長 補 佐 半 崎 洋 一
議事課委員会係長 山 田 淳 貴
議 事 課 主 査 赤 地 佳 菜

議 事 課 主 査
総務課課長補佐兼
庶 務 係 長
総務課担当係長
総 務 課 主 事
総 務 課 主 事

石 坂 太 朗
村 田 吉 弘
東 方 啓 太
小 山 梨 菜
菊 田 彩 夏

令和 8 年 6 月 23 日（火曜日）議事日程

午前10時開議

行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑
知事提出議案（日程追加）

本日の会議に付した事件等

諸般の報告

知事提出議案

行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑

午前10時開議

○議長（依田明善君）これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑であります。

●諸般の報告

○議長（依田明善君）次に、諸般の報告は、お手元に配付したとおりであります。朗読は省略いたします。

〔議案等の部「2 諸般の報告」参照〕

●知事提出議案の報告

○議長（依田明善君）次に、知事から議案の提出がありましたので、報告いたします。

〔職員朗読〕

令和 8 年 6 月 23 日

長野県議会議長 依 田 明 善 様

長野県知事 阿 部 守 一

令和 8 年 6 月長野県議会定例会議案提出書

議案を別紙のとおり提出します。

第 27 号 収用委員会委員及び収用委員会予備委員の選任について

第 28 号 教育委員会委員の選任について

〔議案等の部「1 議案（1）知事提出議案」参照〕

○議長（依田明善君）以上であります。

ただいま報告いたしました知事提出議案を本日の日程に追加し、その順序を変更いたします。

●知事提出議案

○議長（依田明善君）本件を一括して議題といたします。

お諮りいたします。本件については、それぞれ会議規則第44条の規定により提出者の説明を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君）御異議なしと認めます。よって、本件はそれぞれ提出者の説明を省略することに決定いたしました。

これらの議案は、本日から行う質疑の対象に供します。

●行政事務一般に関する質問及び知事提出議案

○議長（依田明善君）次に、行政事務一般に関する質問及び知事提出議案を議題といたします。

お手元に配付いたしましたとおりの議員から行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑の通告がありましたので、報告いたします。朗読は省略いたします。

順次発言を許します。

最初に、小池久長議員。

〔40番小池久長君登壇〕

○40番（小池久長君）皆さん、おはようございます。時代が大きな転換期を迎える中で、本定例会の1番目を飾らせていただくことに大変感謝を申し上げます。

それでは、始めさせていただきます。森林計画制度の適切な運用及び持続可能な森林整備についてお尋ねします。

本県においては、県土の約8割に当たるおおむね106万ヘクタールが森林で占められており、全国有数の森林県であります。森林は、水源の涵養や土砂災害の防止など、地域の安全・安心を支える重要な公益的機能を有しています。

こうした森林は、千曲川や天竜川、木曽川といった主要河川の源流域を形成し、県内外の水源を支えるとともに、山地災害の防止など県民の暮らしを守る上で極めて重要な役割を果たしています。特に、本県は急傾斜地が多い地形であり、降雨時には土砂災害のリスクが高まりやすい可能性があることから、森林が持つ防災機能の重要性は一層高いものと認識しております。

一方で、森林の育成には長い年月を要するため、短期的な収益性に偏ることなく、長期的視点に立った適切な管理が不可欠な地域資源であります。

近年、気候変動の影響により、豪雨災害が頻発、激甚化しており、森林整備が地域にもたら

す影響についてはこれまで以上に慎重な配慮が求められると認識しております。とりわけ、主伐の実施に当たっては、土砂流出や水源機能の低下が懸念されることから、防災面を十分に踏まえた計画的な対応が重要であると考えています。

また、森林は地域住民の生活と深く結びついた存在であり、森林整備の内容について理解と納得を得るためには、丁寧な情報共有と、双方向の対話を通じ信頼関係を築いていくことが不可欠であります。

こうした中、富士見町議会からは、主伐・再造林に偏ることなく、間伐等による持続的な森林育成への支援を求める意見書が知事宛てに提出されたと承知しています。その背景には、主伐による環境や防災への影響、例えば、伐採により立木がなくなることから、土砂流出や表土の流失、水源涵養機能の低下、さらには、豪雨時における山地災害の発生や、被害の拡大に対する住民の不安があるものと受け止めております。また、伐採後の適切な再造林が確実に進むのかといった点や、森林の将来像が地域に十分に共有されていないことに対する懸念も不安の一因となっているものと思います。

こうした状況を踏まえ、防災面への配慮と地域の理解を得た森林整備の在り方が今まさに問われていると考えています。

そこで、次の２点をお伺いいたします。

主伐・再造林を進める上で、伐採に伴う山地災害リスクといった防災面の視点を県としてどのように森林整備へ反映させているのか。また、森林の多面的機能の維持や持続的な森林経営の観点から、県内の森林づくりをどのように進めていくのか。林務部長にお伺いいたします。

次に、県立高校や高等教育機関の魅力化についてお尋ねいたします。

茅野高校と富士見高校の統合につきましては、令和５年１月に決定された三次再編計画に基づき懇話会を開催して、地域の意見を聞きながら再編実施基本計画を策定するとされています。茅野富士見新校の第２回の懇話会では、両校の生徒がそれぞれの学校の特色を発表し、統合後の学校像について活発な議論が行われたと承知しております。

富士見高校の園芸科は、水耕トマトの栽培においてグローバルＧＡＰ認定を取得しており、食品安全や環境保全、労働安全の面で国際水準を満たすとして全国的にも高い評価を受けています。

こうした実績は、長年にわたる生徒と教員の地道な努力の積み重ねによるものであり、新校においても確実に引き継がれるべき財産であります。統合後の新校の計画に富士見高校園芸科のこうした実績と強みをどのように反映させていくのか、教育長にお伺いいたします。

茅野高校と富士見高校の統合に向けた議論が進んでいますが、その一方で、ＡＩの急速な普及や人口減少の加速など、社会環境は、再編計画が策定された当時と比べて大きくさま変わり

しています。高校が地域に根差して存続し続けるためには、単なる統廃合にとどまらず、時代のニーズに応えた魅力ある学校づくりが不可欠であると考えます。

富士見高校の周辺には、A I やデータを活用した先進的な農業教育で注目を集める八ヶ岳農業大学校など連携先となり得る教育機関が存在しており、こうした機関と積極的に連携し、農業とA I、データ活用を組み合わせた先進的な学びを新校に取り入れることで、地元生徒の学習意欲を高めるとともに、全国から意欲ある生徒を呼び込む選ばれる高校を実現できると考えていますが、新校における学校外部教育機関との連携と魅力化に向けた今後の方向性について教育長に伺います。

少子化の進行とA I の台頭という大きな時代の転換期において、高校教育の在り方そのものを根本から問い直すことが求められています。統合ありきで議論を進めるのではなく、2040年を見据えた長期的な視点に立ち、時代の変化を柔軟に取り込みながら、子供たちに真に意味ある学びを提供できる学校づくりを検討すべきと考えます。

画一的な教育から脱却し、生徒一人一人の多様な可能性を引き出すためには、地域の産業や大学、専門学校との連携をさらに深め、専門性と実践力を兼ね備えた人材を育成する環境を整えていくことが重要ですが、今後の高校の在り方を考える上で、時代の変化にどのように対応していくのか。重ねてその方針を教育長に伺います。

少子化の進行とA I の急速な普及により、大学、専門学校をはじめとする高等教育機関を取り巻く環境はかつてないほど大きく変化しています。全国で定員割れが相次ぎ、2026年4月、財務省の諮問機関である財政制度等審議会の分科会において、2040年までに私立大学の約250校以上が削減される案が提示される中、長野県においても、県内の高等教育機関が若者に選ばれ続けるための取組が急務となっております。

優秀な人材が県外へ流出することなく、県内にとどまり、地域産業を支え、地域の未来を担う人材となるためには、高等教育機関と高校、地域産業が緊密に連携し、県全体として教育の魅力を高めていくことが重要です。

長野県ならではの豊かな自然環境や農業、ものづくりの産業基盤を生かした独自の教育モデルを構築することで、県外からも学生が呼び込める高等教育の拠点形成も視野に入れるべきではないかと考えていますが、県内高等教育機関の魅力化と若者の県内定着に向けた今後の展望について知事にお伺いいたします。

〔林務部長千代登君登壇〕

○林務部長（千代登君） まず、主伐・再造林を進める上での防災面の視点に関する御質問でございます。

主伐・再造林の推進に当たっては、森林資源の平準化や持続的な林業経営に加えまして、防

災面への配慮も重要であるというふうに認識しております。森林法におきましては、災害防止の観点等から、1か所当たりの伐採面積の上限や、地形、気象等の条件を踏まえた適切な伐採方法により実施することが定められております。

本県におきましては、市町村や事業者等に対し法令遵守の徹底を求めるとともに、県独自で主伐・再造林推進ガイドラインを策定しまして、より安全性に配慮した主伐と再造林の推進に努めております。このガイドラインでは、主伐・再造林の実施箇所としまして、傾斜が緩やかで道からの距離が200メートル以内であるなど林業経営に適した森林で優先的に実施すること、災害履歴や崩壊の危険性等を踏まえまして災害リスクを事前に確認すること、伐採制限についてはおおむね5ヘクタール以内を推奨することなど複数の独自の基準を設けまして、チェックシートによる確認を行うこととしております。

このように、計画段階から伐採、再造林に至る各過程において、防災面での確認を徹底し、地域の理解を得ながら森林整備に取り組んでおります。

次に、森林の多面的機能の維持と持続的経営に向けた森林づくりについてどのように進めていくのかという御質問でございます。

本県は南北に長く、また、標高差もあることから、様々な種類の樹木が生育しております。このため、県では、それぞれの環境に適した森林の姿を目指しまして様々な森林づくりの取組を進めております。

特に、林業経営に適した森林では、主伐・再造林により、おおむね80年サイクルの多様な樹齢で構成される森林の形成を目指して資源の循環利用を推進してまいります。また、そのほかの森林では、針葉樹と広葉樹が混在した災害に強い森林とするなど、より公益的な機能が高い森林を目指してまいります。こうした多様な森林づくりにより、その多面的機能を向上させて、将来にわたり健全な森林を引き継いでまいります。

以上でございます。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君）私には教育機関の特色化について3点御質問をいただきました。

まず、富士見高校の実績を新校へ反映することについてでございます。

富士見高校園芸科において、グローバルGAP認証の取得をはじめ、地域や産業界と連携した実践的な学びが展開されており、これまでに培われてきた様々な教育活動は、生徒の探究心を育む重要な学びであると認識しております。

茅野富士見新校については、現在、懇話会において、新校の特色や学びの方向性について議論いただいているところでございまして、富士見高校園芸科の農業を主体とした学びを生かしつつ、時代に即して検討していくことが重要であると考えております。

今後は、懇話会での御意見や生徒の発表に込められた思いも受け止め、富士見高校が築いてきた実績をはじめ、両校それぞれの特色や強みを新校の魅力として位置づけ、地域に根差し、地域から選ばれる高校となるよう検討を深めてまいります。

続きまして、地域資源との連携、選ばれる高校づくりについてでございます。

A I の普及や人口減少、産業構造の変化により、高校教育を取り巻く環境が大きく変化しており、地域に高校が存続、発展していくためには、生徒から選ばれる魅力ある学校づくりが不可欠であると認識しております。

議員御指摘のとおり、八ヶ岳農業大学校をはじめとする富士見高校周辺の多様な教育資源は新校の特色づくりにおいても有効であり、地元自治体や農業法人、大学、企業等との連携の可能性についても検討し、生徒が主体的に学び、社会とつながる教育活動を構築していくことが重要であると考えております。加えて、農業とA I、データ活用を組み合わせた先進的な学びについても新校の特色づくりの重要な視点として受け止めているところでございます。

地域に根差しつつ、地域外からも生徒を呼び込むことができる時代の変化に対応した魅力ある高校となるよう、懇話会での議論を踏まえながら検討を進めてまいります。

最後に、高校における時代の変化への対応についてでございます。

本年2月に、国が2040年に向けて策定した高校教育改革に関するグランドデザイン、いわゆるN－E．X．T．ハイスクール構想では、将来社会を見据え、我が国の成長に欠かせないイノベーションの創出に向け、新たな知を生み出すことが必要とされております。

本県においても、急激な少子化の進行や産業構造の変化が見込まれる中、A I が様々な情報を処理する時代において、自ら問いを立てる力や他者と共に価値を創出する力が求められております。

このため、教育は、正解を求める学びから、リアルとデジタルを往還しながらトライ・アンド・エラーを重ねる探究的な学びへと転換することが重要であると認識しております。そのため、教育界にとどまらず、A I などの先端技術を有する産業界や大学等の教育機関、地域社会との連携を深め、時代の変化に対応しながら、社会で求められる資質・能力を育む学びを実現できるよう、今後の高校の在り方について柔軟に検討してまいります。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には高等教育機関の魅力化、若者の県内定着に向けた今後の展望という御質問をいただきました。

急激な少子化の進行によりまして、高等教育機関や教育機関全体が全国的に大変大きな環境の変化の中にあるというふうに考えております。そうした中、若者から選ばれる県をつくっていく、そして若者の能力をしっかりと引き出すためには、県内の高等教育機関の充実強化は極

めて重要な課題だというふうに思っております。

県としては、これまでも、県内高校生に対する県内大学や短大の魅力発信、また、県内大学生に対する産学官連携でのインターンシップの推進等に取り組んできているところでございます。

時代の潮流を見据えながら今後の高等教育機関の在り方を大学等関係者と共に考えていくことが、今は極めて重要になってきているというふうに考えております。例えば、県内産業の強みを生かした学び、高校や産業界が大学と一体となって人材育成を行っていくこと、さらには、A I ・ D X時代に対応して地域に求められる人材を育成していくこと、また、県内各大学が連携して、例えば単位互換等を行って共に発展していくこと、こうした取組の方向性や課題が考えられるというふうに思っております。

こうしたことに対応するため、県内の産業界、そして高校と高等教育機関をつなぐ協議体、いわゆるプラットフォームではありますが、こうしたものを設置していきたいというふうに考えております。県内高等教育機関の魅力を高め、若者の県内定着を促すために、県も主体的に行動しながら、関係機関の皆様方と力を合わせて対応していきたいと考えております。

以上です。

〔40番小池久長君登壇〕

○40番（小池久長君）さて、本県は県政制定150年を今年迎えるわけであります。私は、知事と同年で、知事の真摯な姿勢をずっと評価してまいりましたが、この150年から先に向かって、もし御答弁いただけるようだったら知事の抱負をいただきまして、私の質問を終わりたいいたします。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）長野県が150周年を迎えるに当たりまして、未来への抱負という御質問をいただきました。

長野県は、かつての長野県と筑摩県が一緒になって150年という大きな節目を今年迎えることになります。この間、様々な苦難や困難の時代もありましたし、また、県民の皆様方の力で未来に希望が持てるような様々な取組も行われてきました。災害や戦争に向き合いながらも、県民と力を合わせて、長野県行政を発展させ、そして県民の皆様方の豊かな暮らしを築いてきたというふうに思っています。

ただ、先ほど教育の御質問にもありましたように、今、時代は大きな転換期を迎えています。そういう意味では、これまでの取組を単に延長していくということだけでは信州の明るい未来は開けてこないというふうに私は確信しております。これまでの常識や当たり前にとらわれることなく、未来を見据えて、県民の皆様方と力を合わせて県政を推進していくということが今

まさに求められているというふうに思っています。

例えば、教育であったり、医療であったり、交通であったり、県民の皆様方の確かな暮らしを維持していくためには、これまでの仕組みを大幅に改革していくことが必要だというふうに思っています。

そういう意味で、県政はこれからも県民の皆様方の期待をしっかり受け止めながら、そして、単にこれまでの取組を延長させるのではなくて、未来を見つめて大胆な改革に取り組んでいくということがまさに求められているというふうに思っています。

加えて、今、東京一極集中の問題をはじめ、日本には様々な国全体の課題があります。長野県から日本を動かす。国政や様々な国全体の動きも長野県がリードする。そうした意気込みを持って取り組んでいくということが重要だというふうに思っています。これからも、未来に向けて、県民の皆様方が安心して、そして希望を持って暮らせる社会をつくるべく、長野県政は全力を挙げていきたいというふうに思っております。

議員各位には、引き続きの御指導、御支援をいただければというふうに思っております。ありがとうございます。

○議長（依田明善君）次に、風間辰一議員。

〔54番風間辰一君登壇〕

○54番（風間辰一君）阿部知事は、次期知事選への出馬を表明されました。4期目の「信州の明るい未来を拓く121の約束」で掲げました内容は、しあわせ信州創造プラン3.0にも反映され、県全体でその実現に取り組んでいるものと承知いたしております。この間、全国知事会会長に就任され、今まで以上に活躍のフィールドが広がっておりますが、中でも、全国を統括する立場で、日に日に広がる地方と東京との格差を是正していかなければなりません。

この人口減少社会にあって、加速する東京一極集中問題をどのように解決し、長野県の自立的な成長や活性化につなげていくおつもりか。改めて、この4年間の県政運営を振り返り、どのように総括をしているのかも含め、知事の御所見を伺います。

ナフサ由来の資材不足に伴う中小事業者の経営危機に関する緊急支援についてお聞きいたします。

緊迫化が続いている中東情勢については、6月18日にアメリカとイランとの間で戦闘終結に向けた覚書に係る署名が行われたところであります。しかしながら、戦闘により破壊された多くの石油関連施設等の修復には相応の時間を要するとされており、混迷が続くことによる燃料等原材料の供給不安定化や価格高騰は、今後も国民生活や日本経済に深刻な影響を及ぼすものと考えております。

特に問題視されるのは、ナフサ不足がもたらす建設業界をはじめとする各業界への影響であ

ります。ナフサは、住宅の新築やリフォーム工事に必要な多くの建設資材、塗料、シンナーなどの原料であり、その供給不足は資材価格全体の高騰を招き、工事コストの大幅な増加に直結いたします。

さらに、流通過程における買いだめや売惜しみにより供給の偏りや目詰まりが生じ、資材の出荷制限や納品遅延が発生すると工事を中断せざるを得ないことになります。しかし、この間も現場の維持費は発生し続けることから、事業者の負担は一層増えることになります。

民間取引の場合、建設業界には完工しなければ銀行から入金されないという商習慣があることから、工事が完了しなければ資金を回収することができず、多額の自己資金を投入したまま資金繰りが急速に悪化するということになります。結果として、帳簿上は黒字であっても資金が尽きてしまう黒字倒産のリスクが現実のものとなっています。

そこで、3点お伺いいたします。

ナフサ生産の激減という構造的な問題が本県の基幹産業である建設業の存立を脅かしているという現状について、県ではどのように受け止めているのか、対処すべき問題として危機意識を持っているのか、建設部長にお伺いします。

また、中東情勢の先行きが依然として不透明な中、資材不足をはじめ、工期や納期の遅延による様々な分野の中小事業者の黒字倒産の可能性について県はどのように考えているのか。平時とは異なる危機的な状況であることを踏まえ、建設業をはじめとする中小事業者への迅速かつ柔軟な対応が必要と考えます。

今議会に提出されました補正予算案の中で、経営健全化支援資金の融資可能額の増額や貸付対象者の要件緩和が盛り込まれておりますが、より実効性のあるきめ細やかな支援策が必要と考えます。今後県としてどのように取り組んでいくのか、併せて知事の御所見をお伺いします。

次に、本県の地域未来戦略の検討状況等についてお伺いします。

政府は、本年、地域未来戦略を掲げ、地域経済の持続的発展と地域の稼ぐ力の向上を目指す方針を示しております。高市総理は、大胆な投資促進とインフラ整備を一体的に進めるとともに、知事と協働し、大規模投資の呼び込みや産業クラスターの形成、地域資源を生かした地場産業の成長を支援すると述べているところであります。

まさに、全国の自治体は、産業、人材、投資の獲得に向けた競争の時代を迎えております。人口減少が進む中、本県において、持続的な発展のためには、強みを生かし、他県との差別化を図り、本県独自の勝ち筋を描き、やり抜くことが極めて重要であります。

そこで、こうした苛烈な競争の中で、本県の産業構造をどのように捉え、どの産業分野で勝ち筋を描き、本県経済の成長につなげていくのか。地域未来戦略の現時点の検討状況と、その実現に向けた決意を知事にお伺いします。

次に、本県における再犯防止の推進と更生保護支援の在り方についてお伺いします。

更生保護施設は、刑務所等から地域社会で再出発するための生活基盤を支える極めて重要な存在であり、再犯防止の観点からも欠かすことのできない社会インフラであります。本県が掲げる再犯防止推進計画においても、罪を犯した方々が孤立することなく地域に包摂され、安心して暮らせる社会の実現を目指しているところであります。

私ども県議会の更生保護を考える議員連盟におきましても、この課題を重く受け止め、県内の施設を視察し、さらに、更生保護団体の皆様と意見交換を行いました。その中で明らかになったのは、国の委託費に依存した現行の制度の下では施設の運営が非常に厳しく、建物の維持補修や人件費の確保もままならない状況であり、関係者の献身的な努力や自己負担によって何とか支えられているという実態でありました。こうした現状を踏まえ、去る3月12日、知事に対して更生保護施設への時限的かつ安定的な財政支援を求める要望を行ったところであります。

そこで、まず今回の要望に対して、知事はその趣旨に同感であるとし、県としての対応を検討していく旨のコメントをされましたが、更生保護施設が果たしている役割の重要性と、現在直面している課題について県としてどのように認識しているのか。また、どのようなスケジュール感を持って具体的な施策の検討、実施を進めていくのか。知事にお伺いたします。

また、知事は、要望の場において、更生保護を含む法務行政について、国と地方の役割分担の在り方を見直す必要があるとの認識を示され、全国知事会としても問題意識を持ちたい旨の発言をされました。確かに、更生保護は、これまで国の責任において制度が構築されてきた一方で、実際の生活の場は地域であり、地方自治体の関与なくしては成り立たない分野でもあります。再犯防止を地域社会全体で支えるためには、国と地方の役割を改めて整理し、それぞれが責任を果たしていく仕組みづくりが不可欠であります。

そこで、全国知事会会長である知事に伺います。

全国知事会として具体的にはどのような形で議論を進め、国に対してどのような提言や働きかけを行っていくお考えか。さらには、本県としてその議論にどのように関与し、役割を果たしていくのかについてお伺いいたします。

次に、中山間地域の道路や河川の維持管理における雑草木の除去についてお聞きします。

現在、全国的な少子高齢化を背景に、県、市町村の技術職員や地元建設業者の担い手不足が極めて深刻な課題となっています。

また、高齢化と過疎化が進行する本県の中山間地域では、人口減少により地域住民のボランティアに頼るアダプトシステムがもはや機能不全に陥っています。これは、国県道、県管理河川のみならず、市町村管理の道路、河川でも同様の状況であります。現場では人手が圧倒的に不足し、住民からはこれ以上維持を自分たちに任せないでほしい、行政で何とかしてくれとい

う切実な悲鳴が上がっております。自らの手で地域を守り切れなくなった今、こうした管理の外注事業は県内市町村のどの期成同盟会においても極めてニーズが高まっております。

冬季の除雪が民間委託されている一方で、除草や雑木の除去については依然として地域の力に依存しております。しかし、放置された雑草木は野生鳥獣に格好の隠れ家を与え、人里への侵入を容易にさせています。近年、全国各地において野生鳥獣の人里への出没が増加し、各地で人身被害や緊急出動が相次ぎ、国民生活に深刻な影響を及ぼしている状況にあります。とりわけ深刻となっているのは熊の出没であり、本県でも、これまでに、松本、北アルプス、木曾地域とツキノワグマ出没注意報が発出されるなど、極めて憂慮すべき事態となっております。今や、除草は、単なる環境美化ではなく、人間と動物との境界を明確にする意図的なゾーニングという県民の生命を守るための不可欠な行政課題であります。

そこで、お尋ねいたします。

地域住民の善意に頼る維持管理はもはや限界です。県は、除草・伐採を、除雪と同様、県民の命を守るための必須の行政課題であると再認識し、行政が主体となって管理責任を果たすべきと考えますが、知事の御認識を伺います。

地域には、専門重機を持ち、即座に対応可能な民間業者が存在していますが、小規模な発注ではその力を生かす出番がありません。今後は、地域一帯のインフラを面として捉え、包括的に民間へ委託するような官民連携を行うべきではないでしょうか。

除草木は、冬の除雪と比較しても、そのスケールとボリュームが圧倒的に大きく、適切に予算化し、外部発注へとかじを切れば、請け負う業者は経営的に十分成り立つはずです。これにより、新たな起業や他業種からの新規参入も期待できると考えます。

また、特定の業者による仕事の寡占を防ぎ、グループ全体で責任を持って業務を執行させる点において、JVでの発注は極めて有効であります。さらに、民間企業のみならず、地域の有志団体や環境美化団体が参画することは、県民の地域を守るという参加意識を助長する点でも大きな意義があると考えますが、知事の見解をお伺いいたします。

こうした緩衝地帯の空間造形の整備とともに、中山間地域での野生鳥獣問題と市街地でのアーバンベア等をつくらない対策の大本は、出てこなくても済む山の環境をいかに整備するかにあります。林務部としても、県の里山森林管理を進めるべきであります。これからは、地域の山をよく知る知恵と力を借りる地域参画を取り入れた対策を行う必要があると考えますが、知事の御所見を伺います。

川上としての森林整備等を推進することにより、木材資源供給地としての森林、野生鳥獣にとっての食料供給の場としての森林を同時に形成し、野生鳥獣と人のすみ分けのある山間部、中山間地域として野生鳥獣との遭遇や侵入の危険性をなくしていく必要があります。

今後、この対策を積極的に講じ、危険な野生鳥獣と遭遇する可能性を除去していかなければ、せっかく移住先として都会に非常に人気の高い県内の中山間地域が、この危険により選ばれなくなるときが来ると考えます。今後どのような対策を講じていくのか、知事の御所見を伺います。

また、あまりに野生鳥獣の被害事案が多くなった我が国のこの異常事態を受けて、県はもっと積極的に他県と連携を取り、他県の知恵を借りながら新たな対策を講じていくべきです。加えて、他県と連携しながら国に必要な対策と支援を求めるべきと考えますが、どのようにすべきとお考えか、併せて知事に伺います。

全国各地で熊の出没が急増し、人身被害や農作物被害が深刻化する中、これを食い止める効果的な熊対策を講じるためには、個体数を適切にコントロールすることが重要になります。都道府県によっては、マイクロチップを埋め込んで放獣するなどの手法を用いながら総数管理を行い、必要な駆除と両立させている事例もあります。

そこで、本県における熊の個体数の把握については、どのような手法により頭数を把握しているのか、その現状と熊対策にどのように活用しているのか、今後の対応を併せ、知事にお伺いいたします。

また、熊対策には、野生鳥獣に関する知識や経験を有し、出沒傾向の分析や被害防止策の検討、住民への啓発活動を担う専門分野の存在が不可欠です。しかしながら、個体管理など実務を担うことができる専門人材は少なく、結果として自治体間で取り合っているのが実情であります。

県が取りまとめている熊対策の総合パッケージにおいても人材の育成確保が掲げられておりますが、本県における専門人材の配置状況はどのようなになっているのか。また、今後確保及び育成をどのように進めていくのか。具体的な方針について併せて伺います。

次に、野生鳥獣被害対策の最前線で命をかける猟友会への支援についてお聞きします。

現在、熊等の人身被害から人を守るため、猟友会への依存度は高まる一方ですが、その活動を支える訓練環境は劣悪を極めております。

その象徴が、長野市芋井にある射撃訓練施設であります。過去の県政の判断により県営から外された結果、土地は県保有だが、上物の維持は猟友会任せ、インフラ維持費は長野市が肩代わりという極めて不自然で無責任な構造となっております。先日現場を視察いたしましたが、老朽化が進み、特に衛生環境は最悪で、女性用トイレですら、数年前に簡易トイレがようやく設置されたというありさまであります。

さらに、皮下脂肪の厚い熊の捕獲に不可欠なライフル銃の訓練施設がないという、安全確保の上で致命的な欠陥を抱えております。行政は、出沒時だけライフル銃での出動を要請しなが

ら、その訓練場すら提供していないというのは、あまりに不誠実ではないでしょうか。北海道で起きたような行政とのあつれきによる狩猟拒否という事態は、本県では断固として避けなければなりません。撃つ側も、守られる県民も、同じ尊い命がかかっているのです。この施設を本来あるべき県営施設へと戻し、県が責任を持って維持運営、近代化を執り行うべきと考えますが、今後の具体的な方針と事業化への計画について知事に御所見をお伺いします。

また、昨年11月から、警察が野生鳥獣に対してライフル銃の発砲が可能となり、本県においても緊急時に熊をライフル銃で駆除するプロジェクトチームが発足したことは、県民の命を守る最後のとりでとして大きな安心感を与えることになっていると思います。

住宅地等でアーバンベアを目撃情報があったとき、警察への通報後から警察による放銃と捕獲に至るまでの流れや条件を具体的に県民に周知しておく必要があると考えますが、その内容と、どのように周知を図るのか、県警本部長にお伺いいたします。また、ライフル銃射撃技能につきましてもどのように向上を図るのか、併せてお伺いいたしまして、1回目の質問といたします。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君） 順次御質問にお答え申し上げたいと思います。

まず最初に、東京一極集中問題をどのように解決し、どう本県の活性化につなげていくのかということでございます。

これまでの取組としては、まず、子育て支援の充実や若者支援の充実ということで、長野県に多くの人が集まっていたいただけるような取組を進めてきました。また、移住支援ということで、移住にとどまらず二地域居住や関係人口の拡大などにも取り組み、長野県が人口減少下においても活力を維持できるようにということで取り組んでまいりました。

この間、例えば、子育て負担の軽減では、医療費助成の拡充や低所得世帯の方々に対する高等教育進学に対する助成、給食の負担軽減に対する市町村に対する支援、こうしたことに取り組んできたところでございます。また、一昨年、信州未来共創戦略を策定させていただき、県民の皆様方と共に寛容で多様性のある社会づくりということで、まさに若い人たちが長野県に住み続けたいくなるような取組を行ってきているところでございます。

こうした取組を行っているわけでありますが、それでもなお県外への若者の流出が大きいという現状が続いているわけであります。こうした状況の中で、やはりこの問題については、各地域の取組だけではなく、全国的な取組が大変重要になってきているというふう考えております。

例えば、東京23区内の大学の定員増は、今、法律で規制がかかっていますが、見直しの時期になっております。これについては、我々地方の側としては、継続していただくことがぜひ

必要だというふうに思っております。

また、あまりにも税収が東京に偏在しているのではないかという問題意識の中で、与党の税調においても、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築ということがまさにテーマになっているところでございます。こうしたものを具体的に国レベルで進めていただくということが大変重要になってきているというふうに思っています。

そうした観点から、県知事の立場、そして全国知事会長の立場として、こうした課題にしっかり向き合って関係者の皆様方に働きかけるとともに、全国の都道府県とも連携しながら取り組んでいきたいと考えております。

続きまして、中小企業者の黒字倒産の可能性についてどう考えているのかという御質問でございます。

今般の石油関連製品等の供給停滞や価格高騰等の影響によりまして、資材不足、あるいは工期、納期の遅延といったことが様々な分野で生じている状況でございます。こうした中で、中小企業の皆様方にとっては、コスト増や入金が遅れで資金繰りが悪化し、いわゆる黒字倒産のリスクが高まってきているというふうに考えております。

民間の調査機関によりますと、県内の状況は、ナフサの供給不足等により深刻な影響が出ていると。また、この価格転嫁等ができない場合は事業継続を断念するケースも出てくるのではないかとということで、今後の倒産件数が増加する可能性について言及されているところでございます。我々としても、こうした状況については強い危機感を持っております。今後とも、関係の皆様方の声をしっかりお伺いしながら必要な対策を講じていきたいと考えております。

また、中小事業者への迅速かつ柔軟な対応と今後の取組という御質問でございます。

今般の中東情勢に対応いたしましては、県としては危機管理事象だという認識の下、取り組んできております。中東情勢対応チームを庁内に設置し、また、この中東情勢対応方針に基づく取組を行ってきているところでございます。

特に、供給安定化への対応としては、国がかなりきめ細かな対策・対応を行ってきていただいておりますので、事業者と国をしっかりとつないでいくということが必要だというふうに考えておりますし、また、例えば今月の11日からは潤滑油、本日からシンナーについて、元売事業者から直接購入できるスキームが新設されています。こうした状況について私どものほうからも各事業者にしっかりと伝えていくということが大変重要だというふうに思っておりますし、事業者からの相談等については、県でできることは県で対応すると同時に、国の窓口にもつなげることによって、いわゆる目詰まりの解消にも取り組んでまいります。

こうしたことに加えて、例えば融資についても、借換えによる返済負担の軽減を図る融資メニュー等についても事業者の皆様方にお伝えするなど、県内事業者の皆様方の経営環境の変化

を把握しながら的確な対応を行っていききたいというふうに思っております。

依然として中東情勢をめぐる関係は将来見通しが大変不透明な状況でございます。産業支援機関と共に事業者の声にしっかりと向き合いながら、課題を的確に把握し、必要な対策、対応を行ってまいります。

続きまして、地域未来戦略の検討状況と実現に向けた決意という御質問でございます。

地域未来戦略は、高市政権の中で非常に力を入れて取り組まれている政策でもありますし、本県産業の強みを生かし、未来に向けて長野県の経済、産業を発展させていくためには、大変重要な取組だというふうに考えております。

本県は、精密加工や電子部品といった製造業や、発酵食品や農業といった分野に強みを有しているわけでありまして、首都圏、中京圏といった大都市にも近接するという優位な立地条件も備えているところでございます。

こうした強みやこれまでの私どもの産業振興の取組の成果を踏まえて、まずは航空・宇宙、そして発酵・フードテック・農業、この2分野について先行的に取り組んでいきたいというふうに考えております。また、このほか、半導体やフィジカルAI、コンテンツなど今後の成長が見込める分野についても検討を行っていききたいと考えております。

こうした分野に対しまして、AI、データサイエンス、ロボティクス、バイオ技術、GXといった要素を横断的に取り込み、本県の強みと融合させることで、AI時代にふさわしい高付加価値型の産業構造の実現を目指していききたいと考えております。今後は、産学官金の連携の下、世界的な競争を勝ち抜く体制整備を進め、全国に先駆けた取組を進めてまいります。

続きまして、更生保護施設への支援についてという御質問でございます。

更生保護施設につきましては、罪を犯した方の社会復帰を支える地域のセーフティーネットとして重要な役割を担っており、安定的な運営が求められているというふうに考えております。一方、運営には固定的経費が必要であるものの、現行の国の委託費制度は入所者数に応じた算定となっております。必要な経費を十分に賄えないという課題があるというふうに受け止めております。こうした状況を踏まえて、県として6月8日に国に対して委託費の水準や算定方法の見直しを求める要望を行ったところでございます。

施設からは、こうした問題に加えて、所持金の少ない入所者の食料や日用品の確保、医療機関の受診や服薬等について課題があるというふうにお伺いしております。このため、県のフードサポートセンターによります食料支援や、関係機関と連携した医療機関の受診・服薬支援の充実について検討を行っているところでございます。更生保護施設と意思疎通をしっかりと行いながら、県として必要な対策を講じてまいります。

続きまして、全国知事会における更生保護施設の議論についてでございます。

更生保護施設につきましては、行く場所のない入所者の方々の受入先として、地域の安全・安心に直結する重要な役割を担っている一方で、先ほど申し上げたように、入所者数の減少で安定的な運営が難しくなるなど、全国的に共通する課題があるというふうに受け止めております。

知事会においては、7月中旬に全国知事会議を開催いたしますが、国への提案をそこで取りまとめてまいります。現在、その案について、各都道府県からの意見を踏まえて調整を行っているところでございますが、これまでは、この更生保護施設に関する項目がございませんでした。今回我々から提案させていただき、委託費の水準や制度の見直し、委託費に係る予算の確保、更生保護施設の在り方の検討、こうしたものを盛り込むよう意見を出しているところでございます。

私は全国知事会の会長でもありますので、こうした提案が国への具体的な提案、要望につながるよう、各知事の皆様方と問題意識を共有して取り組んでいきたいと考えております。

続きまして、中山間地域におけるインフラ施設の維持管理についてという御質問でございます。

道路、河川といったインフラ施設を適切に維持管理していくことは、これは基本的には行政が主体となって責任を果たすべきものというふうに考えております。一方、これまで、環境美化等については、アダプト団体や河川愛護団体など地域住民の皆様の御協力をいただきながら実施してきているところでございます。

しかしながら、風間議員の御質問にもありましたように、人口減少や高齢化の中で、こうした団体による継続的な活動がなかなか困難になってきているというふうに私どもも受け止めているところであります。これまでの在り方を考え直す時期に来ているのではないかというふうに受け止めております。

包括的な民間委託による官民連携についてという御質問でございます。

地域におきましては、専門的な建設機械などを所有し、災害等にも迅速な対応が可能な企業が多数存在しておりますことから、インフラ施設の維持管理に当たりましてはこうした企業への包括的な委託による官民連携を図っていくことが重要だというふうに考えております。

これまで、道路の維持補修や除草などの小規模工事については、地域の複数路線を対象に建設共同企業体への委託を実施してきておりますが、令和4年度からは、道路に加え、河川、砂防、都市公園施設も含めた包括的な民間委託にも取り組んでいるところでございます。

包括的な民間委託は、受注者の確保等に課題はあるものの、地域に精通した多くの企業による効果的な維持管理が期待できますことから、さらなる拡大を図っていきたいと考えております。

続きましては、共同企業体への発注の有効性及び地域の有志団体などの参画についてという御質問でございます。

先ほどお答え申し上げたように、建設共同企業体への包括的な民間委託は、インフラ施設を効果的に維持管理していく上で大変有効な手法だというふうに考えております。また、地域の有志団体や環境美化団体の皆様方に維持管理に御協力いただくということは、自らの手で地域をつくっていくという、参加意識を育むという観点からも意義があるものというふうに考えております。

一方、先ほど申し上げたように、人口減少や高齢化といった社会情勢の大きな変化がございます。そうした観点から、今後、県として、活動団体の御意向も十分にお伺いしながら、インフラ施設の維持管理の在り方について全般的な検討を行っていきたいと考えております。

続きまして、地域参画を取り入れた野生鳥獣被害対策についてという御質問でございます。

野生鳥獣被害対策につきましては、森林の状況や野生生物の出没傾向などに詳しい地域の方の知恵や、様々な課題に向き合って暮らしていらっしゃる住民の皆様方の力を生かした取組が御指摘のとおり不可欠だというふうに考えております。

例えば、熊を人里に寄せつけない対策としては、地域の住民の皆様方が参画し、不要な柿の木や伐採やセンサーカメラを活用した出没状況の把握などの取組を進めることを目的に、長野地域において地域ぐるみの取組の構築を進めているところでございます。

あわせて、森林内の生息環境整備の取組としては、森林づくり県民税を活用した緩衝帯整備に加えて、県内120か所で地域住民の参画による里山の森林整備を行っているところでございます。地域を守る観点から、住民の皆様との連携を一層推進してまいります。

続きまして、中山間地域における野生鳥獣被害対策についてという御質問でございます。

本県の中山間地域が移住先として高い評価を受け続けていくためには、御指摘のとおり、住まわれる皆様方の安全・安心の確保ということが大前提だというふうに考えております。そういう観点で、野生鳥獣との遭遇、市街地などへの出没リスクを低減することが大変重要だと考えております。

昨年11月に策定したツキノワグマ対策総合パッケージにより人と野生鳥獣の適切なすみ分けを図っていくため、緩衝帯の整備、誘因物の除去など、人里に引き寄せない環境づくりを地域ぐるみで進めますとともに、出没情報の発信や注意喚起にも取り組んでまいります。

特に、果樹や野菜、生ごみなどを餌として学習し、人の生活圏に出没を繰り返す問題個体については、捕獲を強化し、地域住民の安全・安心の確保に取り組んでまいります。豊かな自然環境は、移住先としての魅力の一つになり得るものであることから、動物との適切な距離を保つための取組を着実に積み重ね、安全で魅力ある中山間地域の維持発展につなげてまいります。

続きまして、野生鳥獣被害対策における他県との連携と国への要望についてという御質問でございます。

近年、特に熊の出没や被害は、全国的に増加するとともに広域化しており、もはや一自治体のみで対応するには限界があるというふうに考えております。熊は県境を越えて広範囲に行動しますことから、生息数管理や捕獲、出没防止対策については広域的な視点に立った連携が不可欠だというふうに考えております。A Iを搭載したセンサーカメラによる熊の遠隔監視などI C Tを活用した取組をはじめ、他県における優れた取組につきましては、本県としても積極的に取り入れていきたいと考えております。

また、国に対しては、全国知事会を通して、各都道府県が連携した広域的な捕獲活動に対する支援や狩猟者の確保及び育成を促進する仕組みの創設等について要請しているところでございます。今後とも、他の都道府県と連携しながら、様々な機会を捉えて国に対する要請等を行うと同時に、独自の取組を進めてまいります。

続きまして、熊の個体数の把握に関しての御質問でございます。

本県におけるツキノワグマの生息数につきましては、全国的に用いられている科学的手法に基づく推定により、5年ごとに生息規模や増減傾向を把握しているところでございます。

具体的には、センサーカメラの映像や体毛のD N A分析による個体の識別に加え、出没頻度の統計解析を行って生息密度を推定し、これに生息分布などを加味することで県全体の推定生息数を算出しております。

加えて、今年度からは、生息状況の継続的な把握を目的としたモニタリング調査を新たに実施しており、これにより、従来の一定期間ごとの把握に加え、よりきめ細かく動向を把握し、迅速かつ的確な対策につなげていく体制の強化を図っております。

推定生息数は、生息規模や増減傾向を把握する基礎資料として活用しており、捕獲上限数の設定など生息数管理の方針策定にも反映しているところでございます。今後も、国の動向や新たな知見を取り入れ、継続的なモニタリングと調査手法の充実を図り、より精度の高い生息状況の把握と、人の生活圏への影響も踏まえた管理の実現に取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、熊対策の専門人材の配置状況と確保育成についての御質問でございます。

本県における野生鳥獣被害対策を担う専門人材の配置につきましては、まず、現場対応を担う体制としてクマ対策員を県内に12名配置しておりますほか、各地域振興局林務課に鳥獣対策専門員を配置しております。

また、専門的な知見の面では、長野県環境保全研究所に哺乳類を担当する研究員を配置し、熊の生態や行動特性、個体群の分析などの調査研究に取り組んでおり、その成果を現場の対策

に活用しているところでございます。

さらに、専門人材の確保及び育成に向けた取組の一環として、本年4月には、熊の生態等に関する専門的知見を有する人材を任期付職員として新たに採用し、林務部に配置するなど、科学的知見を行政の現場に直接生かす体制の強化を図ってきているところでございます。

今後とも、専門人材の確保を進めますとともに、特に若手県職員の育成に重点を置き、研究機関の専門的な知見と現場の実務ノウハウを計画的に蓄積、共有し、持続的に人材を確保できる体制の強化を目指してまいります。

最後に、長野射撃場について御質問をいただきました。

猟友会の皆様方には、熊対策をはじめ、大変な御支援、御協力をいただいておりますことに、私からも心から感謝を申し上げたいと思います。

この長野射撃場につきましては、かつて県営施設として整備されたものの、民間運営による効率化を図るという観点から県営を廃止して、普通財産として猟友会に貸し付け、維持管理等を担っていただいている状況でございます。

近年、熊の出没や人身被害が全国的にも課題となっており、本県においても同様の傾向が見られる中、昨年9月には緊急銃猟制度が施行されるなど、より安全で実践的な射撃技術が求められてきております。

こうした状況を踏まえますと、今日、射撃場は単なる訓練施設にとどまらず、捕獲人材の育成や技能向上を支える重要な施設であり、県民の安全確保に資する公共性の高い社会基盤となっているというふうに受け止めております。このため、長野射撃場の今後の方向性について、施設の再整備や機能強化の在り方、運営の在り方につきまして再県営化も含めて幅広い観点から検討していきたいと考えております。

以上でございます。

〔建設部長森下淳君登壇〕

○建設部長（森下淳君）私にはナフサ由来の資材不足が建設業に与える影響に関して、県の受け止めと危機意識に関する御質問をいただきました。

本年2月以降の中東情勢の緊迫化に伴い、我が国のナフサ調達に深刻な影響が生じており、その結果、石油化学製品の供給制約が広範囲かつ様々な分野に波及しております。

県が実施したアンケートの結果から、幅広い業種がその影響を受けていることが確認されておりますが、建設部が独自に行った建築関係団体へのヒアリング調査においても、一時期より不足状態が緩和している資材があるものの、例えば塗料、シンナーなどは依然として品薄な状態にあり、多くの現場で対応に苦慮していることを把握しています。

また、供給不足から汎用の建築資材が手に入らないため、やむを得ず高価格帯の代替品に切

り替えて工期に間に合わせようとする事例や、小規模なリフォーム工事等において契約を先延ばししようとする事例もあると聞いております。

建設業は、地域経済と雇用を支える重要な基幹産業の一つですが、このように、今回のナフサ由来の資材不足がその事業継続に甚大な影響を及ぼしかねない危機的な状況にあるものと強く認識しております。

県としても、公共工事において、通常時と異なり、県から受注者の状況を丁寧に聞き取った上で価格転嫁や工期延長などについて柔軟に対応するなど、引き続き強い危機意識を持って取り組んでまいります。

以上です。

〔警察本部長阿部文彦君登壇〕

○警察本部長（阿部文彦君）警察には熊をライフル銃で駆除するまでの流れや条件、県民への周知方法、ライフル射撃技能向上についての御質問をいただきました。

まず、市街地において熊による人身被害が発生し、または発生するおそれのある事案を認知した場合、警察では、市町村をはじめとする関係機関・団体と連携しながら、地域住民の安全確保を最優先にした対応を取ることといたしております。

その上で、市町村長による緊急銃猟、箱わな等の方法による駆除が行われるかどうか不明である、または猟友会員等の確保ができないなどの事情がある場合は、市町村長と調整の上、警察本部長の指揮により、発生場所を管轄する警察署員、機動隊員等から成る熊駆除の現場対応部隊を現地に派遣いたします。

現場到着後は、改めて市町村の対応状況を確認し、警察官による駆除が必要であると認めた場合には、住民の避難、立入り規制などの緊急銃猟の実施に準じた安全確保措置が確実に講じられていることを確認した上で、警察官職務執行法に基づき、ライフル銃を使用して熊の駆除を実施することとなります。こうした流れにつきましては、今後も各種広報啓発の機会や、県警ホームページ、公式Xなどを活用しながら県民の皆様に周知を図ってまいります。

また、ライフル銃の射撃機能の向上につきましては、熊駆除の任務に当たる機動隊員が年間訓練計画に基づき定期的に射撃訓練を実施していることに加え、警察庁主催の研修会や射撃訓練にも参加するとともに、専門的知識を有する猟友会の方を招聘した研修会を開催し、熊の生態や急所に関する教養などを受けているところであります。

今後も必要な訓練を継続的に行い、熊駆除の任務を適切に実施できるよう努めてまいります。

〔54番風間辰一君登壇〕

○54番（風間辰一君）それぞれお答えいただきました。

融資の関係でありますけれども、このナフサ不足に影響を受けている事業者の皆さんは、今、

大変な苦痛を味わっているわけであります。緊急的に融資事業をセットしていただくことになる予定でございますが、皆さん、コロナのときに相当な借金をされておられるわけです。しかも、ゼロゼロ融資ということで、かなり有利な形で借金をしていると。にもかかわらず、借りた分は返さなきゃいけないという時期に差しかかっている、そして今のナフサ不足という状況になっているわけです。ですから、ここに来てまた新たに借金をするという事はかなり厳しいわけであります。むしろ借金できないわけです。

ですから、そこに対して制度を用意しましたから借金ができますよと言われても、ここで借りられる業者の皆さんというのは相当優秀といいますか、経営的にはかどっていらっしゃる企業のはずで、そうでないいわゆる小規模事業の一人親方、あるいは2人でやっているというような小さな企業が非常に苦しんでおられるわけですから、ここへどう手を差し伸べるかということが非常に重要なんです。

今回、この議会においてそれを出していただきたかったのですけれども、それがまだ見せられておりません。これはしっかりと検討していただかなければ困りますので、よろしくお願いします。

それから、射撃場の関係でありますけれども、ぜひとも県営の設備として再整備されますことをお願いしたいというふうに思います。

熊の頭数管理は極めて重要であります。私は、各県でやられているところを全部調べさせていただきましたけれども、やっているところはやはり20年も前から頭数・個体検査を始めています。現在、東北も、年間4,000頭だとか5,000頭だとか出ているようなところは非常に困っていらっしやいますけれども、今になって頭数検査をやろうと言ってもなかなかできない状態なんです。

しかし、遅きに失した感はあるかもしれませんが……

○議長（依田明善君） 風間辰一議員に申し上げます。申合せの時間が経過しましたので発言を終了願います。

○54番（風間辰一君） それでも、今からやらなければいけませんので、しっかりと個体検査を行う体制ができるように推進していただくことをお願いさせていただいて、私の質問といたします。

以上です。

○議長（依田明善君） 次に、荒井武志議員。

〔34番荒井武志君登壇〕

○34番（荒井武志君） 皆様、こんにちは。改革信州、千曲市・埴科郡区選出の荒井武志でございます。幾つか質問させていただきます。

初めに、知事 4 期目の総括と今後についてであります。

知事は、さきの議案説明の結びに、「この16年間、本県は、大規模災害や新型コロナウイルス感染症など、様々な困難に直面いたしました」と述懐する一方、「『県民起点の県政』を基本姿勢に、常に現場の声に耳を傾けながら県政運営に取り組んでまいりました。また、全国知事会会長として全国の地域が直面する課題とも向き合ってまいりました」と述べるとともに、「来る知事選挙への立候補を決意いたしました」と今後も県政を担っていく強い思いをお聞きしたところです。

また、昨年、2025年8月20日に、内外情勢調査会松本支部懇談会で阿部知事が行った講演、「共に生きる未来へ 持続可能な信州を目指して」の講演録報告によれば、長野県の人口が2050年には160万人程度に激減していく人口問題は先送りできないこと、止まらない東京一極集中の課題への対処、女性や外国人が活躍できる環境整備、若者から選ばれる地域をどうつくっていくかなどに触れ、2024年12月に決定した信州未来共創戦略は、寛容な社会づくり、移住・つながり、分散から集住へ・楽しいまち、経営等の革新の大きく四つの方向性を指し示し、行政、企業、地域、県民がみんなで行っていく重要性が語られたものと受け止めております。

翻って、私は、4年前の6月定例会で、知事の言われる行政にある三つの壁、一つは、県民と県行政との間にある壁、二つに、行政組織の中にある壁、三つに、国、県、市町村との間にある壁を乗り越えるために取り組んでこられた成果と課題について伺ったところ、県民との間では、県政タウンミーティングやランチミーティング、移動知事室、県民ホットラインなどを行ってこられたこと。行政組織の中にあっては、部課の枠を超えて全庁にまたがる施策を総合的に取り組んでいく課室の設置や産業政策監の設置、次長職の設置、創造的活動支援制度の試行をはじめたこと。国、県、市町村との壁について、特に市町村との関係では、地域振興局の設置、県と市町村との協議の場の活用などに取り組むとともに、引き続き全国知事会等も通じながら地方分権の実現に向けて取り組んでいきたいとお答えいただきました。

そこで、以下3点について阿部知事にお伺いします。

初めに、4年前の6月定例会において、行政組織の中にある壁の弊害を乗り越えるための取組について知事から答弁がありましたが、組織内の縦割りを打破するためには、部局横断的な課題に対応するための体制整備と職員の意識改革の二つの観点から、一層継続的に取り組むことが重要であると考えます。縦割り打破のための4年間の成果と今後強化すべき点についての認識を伺います。

二つに、知事は、県内77市町村に出向き見聞を広めてきたと承知していますが、そこで得たものはどのようなものだったのでしょうか。また、地域の活性化への今後の意気込みはいかが

か、伺います。

三つに、頻発化する自然災害への対応について、4年前の6月定例会において、知事から、いざというときに速やかに対応できる体制の整備や、逃げ遅れゼロをはじめとするソフト対策の推進にも力を入れたいとの答弁がありましたが、4年間での取組成果と今後の展望はいかがか、伺います。

次に、手話言語条例の具現化についてであります。

長野県手話言語条例は、2016年3月14日に成立し、同年3月22日に施行されましたが、基本理念で、「手話の普及等は、手話が独自の体系を持つ言語であり、ろう者が受け継いできた文化的所産であることについての県民の理解の下に、行われなければならない」、そして、「手話が、意思疎通のための手段として選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段として選択の機会の拡大が図られることを旨として行われなければならない」とされています。

成立から10年が経過しました。目的としている「ろう者とろう者以外の者が相互にその人格と個性を尊重し合いながら共生することのできる地域社会の実現」が果たされてきたと言えるでしょうか。まだまだ不十分さがあるものと思うところです。

そこで、笹渕健康福祉部長に2点伺います。

一つは、手話言語条例の理念実現には手話通訳者の処遇などのさらなる充実が必要と考えますが、今後の取組を伺います。二つに、手話の普及啓発については今後どのように取り組んでいかれますか。

次に、阿部知事にお伺いします。

私は、2013年の11月定例会で、手話言語条例の制定について阿部知事に質問したところ、知事は、これまでの県としての取組状況も踏まえつつ、その必要性については聴覚障がい者の方々、当事者の皆様方のお考え、思いというものをお伺いする中で判断してまいりたいと、幾分慎重姿勢だったように感じました。

そのようなことを受けて、2014年6月に第62回全国ろうあ者大会が長野市で開催された折、長野県聴覚障害者協会理事長から要望書を知事に直接手渡しさせていただき、以降急速に条例化に進んだと記憶しております。手話言語条例を制定し10年が経過しましたが、聾者に対する思いを含め、どのように振り返り、今後はどうつないでいかれるか、お伺いします。

次に、阿部警察本部長に伺います。

一つは、警察行政における手話の取組状況はどのようでしょうか。また、運転免許講習時における手話通訳士の対応が7府県警のみと新聞報道がありましたが、県警察はどのようか。今後の取組方針を含め、伺います。

次に、学校改革と県立高校の充実についてであります。

阿部知事が、この間、義務教育の充実、高校教育の充実、特別支援教育の強化、高等教育の振興の四つの柱立てをして取り組んでおられることは重要であり、評価するところですが、ここで大きな課題と思われるのが、義務教育における不登校児童生徒が年々増えているという現実です。

千曲市における不登校児童生徒数は、小学校で、2022年が1.56%、41人、2023年が2.45%、69人、2024年が3.65%で102人。中学校で、同じく年度ごとに、7.47%、96人、8.40%、119人、9.05%、146人と、いずれも大きく増加しています。

知事は、「共に生きる未来へ」の講演等で、学校に行かない、行けない子供が県内だけでも数千人いる。このままでいいのか真剣に考える必要がある。そもそも学校の在り方そのものを問い直す時代に来ていると指摘しているように、不登校の生徒が増えている中で、教育の充実において、全ての児童生徒が安心して通学でき、自己実現できる学校が重要と考えますが、阿部知事の見解を伺います。

二つに、私立高校の授業料無償化の影響が県内の県立高校にも出ているのではないかと懸念するところですが、今後県立高校の一層の充実をどうやって図っていくのか。阿部知事に所感を伺います。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君） 順次お答え申し上げます。

まず、縦割り打破について、組織の中の壁を打破するための4年間の成果と、今後強化すべき点という御質問でございます。

私の考え方を引用していただきましたけれども、やはり行政組織は県民のために役立つ組織でなければいけないというふうに思います。そのためには、県民との壁をなくし、あるいは市町村や国との壁をなくし、そして庁内の縦割りの動きを協力し合える体制に変えていくということが重要だと思っています。

まず、体制面につきましては、ずっと長野県は部次長というポストを置いてきませんでした。令和3年度に設置して、今、定期的に次長会議を開いて部局間で連携し、それぞれの部の課題について共有していただいているところであります。

また、今、産業政策監を専任で配置しておりまして、産業政策については部局横断で対応するという事で、田中政策監にはかなりいろいろな個別の課題について部局を取りまとめてリーダーシップを発揮していただいているという状況であります。今般の中東情勢の対応方針についても政策監の下で取りまとめていただいたわけでありまして、そういう意味では、体制上は少しずつ部局連携の形ができてきているというふうに考えております。

また、意識改革の面につきましては、行政経営理念の徹底を図っています。かえるプロジェクトで、この行政経営理念は、与えられるものではないので、それぞれの職員にも考えていただくという取組をしてきています。責任、協力、挑戦と、ビジョン、ミッション、バリューのバリューのところにこの三つを掲げています。特に、協力のところが相互に連携して取り組んでいくということにつながるわけですが、今、職員との対話を通じて、この考え方についても私の思いを伝えながらそれぞれ考えていただくということを地道ではありますが進めてきております。

こうした中で、先般、主管課長の皆さんといわゆるランチミーティングをさせていただきましたが、この点はかなり主管課長の皆さんに意識をしていただいているなど。日頃何を意識していますかという問いかけに対して、例えば、原課だけだとなかなか自分のところだけ見てしまうので、もう少しアンテナを高くするように主管課として軌道修正しているとか、あるいは、ほかの部局との連携を意識しているといったようなことを複数の主管課長が発言されていました。

主管課としての役割を果たしていただいているなというふうに思いながらも、一方で、連携の意識が少しずつ育ってきているのではないかというふうに思っております。

とはいえ、どうしても、今、多忙感ということが組織全体の課題になっている中で、目の前の課題解決に向き合うということが優先されます。それはやむを得ないところではありますが、やはり大きな視点に立って、庁内で協力し合えるところは、押しつけ合いではなくて連携協力していくという姿勢をもっともっと定着させていくということが必要だというふうに考えております。

今、かえプロの中では、全職員が対話をしていこうということで、129名のかえプロファシリテーターと共に、この行政経営理念に照らしての業務や行動を、部局、職員、世代を超えて主体的に考える取組を進めていこうというふうに考えております。

こうした中でも、まさに今申し上げた協力、部局間連携、あるいはほかの職員との協力、こうしたものがより進むように取り組んでいきたいというふうに考えております。今後とも、組織の垣根を越えて連携が深まり、組織風土がよりよいものになるように、県職員全体と共に進めてまいりたいと思っております。

続きまして、77市町村に出向いて見聞を広めてきて得たものは何か。今後の地域活性化への意気込みはどうかという御質問でございます。

今の4期目のスタートに合わせて、県内77市町村を全て訪問してきました。そこで様々な御意見をいただいたわけですが、私を感じたのは、改めてではありますけれども、やはり地域それぞれの強みや個性があり、そして独自の課題や悩みがあるという問題意識であります。

長野県はなかなか一言では語れない、問題はこれですということで語り切れないわけでありますので、県としては、そうした地域の皆様方の課題や思いにしっかりと向き合いながら、県政を、画一ではなく、多様性を尊重しながら進めていくということが大変重要だというふうに改めて認識しているところでございます。

また、この県民の皆様方との対話については、聞きっ放しにしてはいけないということで、各部局には負担をかけたところもありますが、提案、要望として出たものに対しては、一つ一つ県としての対応を考えて、その状況については、今、ホームページでも公開させていただいているところでございます。

これからもいろいろな対話の機会等がありますが、県民の皆様方の御意見や声を我々組織として聞きっ放しにするのではなく、県としての政策や取組の改善につながるようにしていきたいというふうに思っています。

地域の活性化については、やはり地域の課題にしっかりと向き合いながら、それぞれの個性や特性がしっかりと伸びるような取組を県全体で進めてまいりたいと考えております。

続きまして、災害に関連して、いざというときに速やかに対応できる体制整備や逃げ遅れゼロをはじめとするソフト対策の推進に力を入れたいという答弁について、4年間の取組成果と今後の展望という御質問でございます。

このソフト対策につきましては、この間、東日本台風災害の教訓等も踏まえて、かなりいろいろな分野で進めてまいりました。例えば、ハザードマップを作成していただく基礎資料となります洪水浸水想定区域図につきましては、対象となる530の河川全てについての作成、公表を令和7年に完了させていただいているところでございます。

また、雨量や土砂災害危険度を確認できる河川砂防情報ステーションにつきましては、スマホで閲覧、多言語で表示できるように令和5年度にリニューアルさせていただきました。また、災害時要援護者の個別避難計画を作成する市町村を県社協と連携して支援させていただいた結果、全市町村で計画策定に着手していただいております。

また、住民に避難情報を発令する市町村長を対象として、災害対応、被災者支援を学んでいただくトップセミナーを年1回開催してきておりますし、また、県民一人一人が平時から災害への備えに主体的に取り組んでいただくよう、テレビCMやウェブ広告等を通じた広報を行わせていただいております。

このほかにも、災害対応はいろいろな取組を進めておりますが、いずれにしても、災害対策にこれで終わりということはございません。今後とも引き続き県全体の災害対応力が向上するように、市町村や関係団体とも連携しながら取り組んでいきたいと考えております。また、いざ災害というときには、やはり日頃から顔の見える関係を構築しておくということも大変重要

でありますので、訓練等を通じて関係機関とのさらなる連携強化も図ってまいりたいと考えております。

今後とも、激甚化、頻発化している災害に対応するため、事前防災に努めるとともに、いざ災害が発生した際には、県民の皆様方の生命、財産をしっかりと守り抜くという決意の下、関係方面と力を合わせて全力で取り組んでまいります。

続きまして、手話言語条例に関連して、この10年の振り返り、そして聾者に対する思いについて御質問をいただきました。

本県におきましては、10年前、聴覚障害者協会をはじめ関係の皆様方と検討を行った上で、都道府県の中では4番目となる手話言語条例を制定いたしました。聾者の方が手話を自由に行うことができず、多くの困難に直面してきた歴史も本県にはございます。手話が大切に受け継がれてきた言語であることを踏まえて、条例の前文に、そうした聾者の方々の思いを込めさせていただいているところでございます。

条例制定の後、いろいろな取組を進めてまいりました。おおむね300名以上の一般県民が参加する県主催行事へは手話通訳者を配置すること。また、私の会見においては手話通訳を常につけさせていただいておりますし、選挙の啓発動画においても聾者による手話の挿入など様々な施策に取り組んできました。

しかしながら、依然手話通訳を担う人材の確保や災害時の情報伝達などまだまだ課題はございます。そういう意味では、条例が目指す社会の実現は道半ばだというふうに受け止めております。

この条例の理念を今後実現していくためには、手話に対する県民の皆様方の御理解を一層促進していくということに加えて、手話通訳者の養成確保、また、手話通訳システムなどの新技術の活用など、持続可能な情報保障の体制の整備に一層取り組んでいくことが必要だというふうに考えております。手話は、聾者の方にとって人と人をつなぐ大切な絆だというふうに思っております。そういう観点で、障がいがある方もない方も共に尊重し、安心して暮らせる共生社会の実現に今後とも一層努力をしていきたいと考えております。

続きまして、教育に関連して、まず、不登校生徒が増える中で、全ての児童生徒が安心して通学でき、自己実現できる学校が重要と考えるかどうかという御質問でございます。

私の受け止めとしては、日本の学校は、極端な形で申し上げれば、やはり管理型、そして、一斉教育の中で、個人よりも全体、個性よりも規律、こうしたことを重んじてきた傾向があるものというふうに考えています。一方、今日、子供たちを取り巻く環境が大きく変化する中で、価値観も多様化しています。学校が一人一人の子供たちに最適な学びを提供する場であってほしいというふうに願っているところでございます。

そうした観点から申し上げれば、これまでは、どちらかというところ、子供たちが学校というシステムに自分たちを合わせるという形になっていたんじゃないかというふうに思っています。やはり学びの主体は子供でありますので、多様な子供たちを念頭に置きながら、子供を中心とした学校をつくっていくということが何よりも重要ではないかというふうに考えております。

現在、教育委員会におきましては、ウェルビーイング実践校T O C O - T O N（トコトン）の取組を通じて、これまでのいわゆる学校の当たり前を見直し、子供を中心とした学校の仕組みの改革を行っていただいているところでございます。

この実践校におきましては、例えば、子供が学び方などを選択し、自分のペースで学ぶ自由進度学習であったり、あるいは、日課を工夫して生み出した時間で子供たちが自分のやりたいことにとことん取り組めるようにしたり、さらには、通知表をやめて子供のよさを評価したりする取組などがなされてきているというふうに伺っております。

教育委員会におきましては、現在143校あるT O C O - T O N（トコトン）校の実践を公開するなど、取組の様子を積極的に発信し、こうした学校改革の流れを加速して全県に広げていく方針だというふうに伺っております。引き続き教育委員会としっかり連携しながら、全ての子供たちが安心して学び、自らの夢や希望の実現に向けて成長することができる教育環境づくりに取り組んでまいります。

もう一点、私への質問の最後ですが、県立高校の一層の充実をどうやって図っていくのかという御質問でございます。

今、私立高校への就学支援が拡充され、また一方で、子供の数がどんどん減っている状況の中ではありますが、私は、県立高校は、引き続き本県における人づくりにおいて大きな役割を果たしていく責務があるというふうに考えております。

教育委員会におきましては、一昨年、県立高校の特色化に関する方針を策定されました。自分の進路に向かって学びたいことをとことん学べること、社会に求められる技術や能力を身につけられること、長野県の地域資源を生かした学びができること、また、一人一人の個性や多様性が尊重されることの四つの視点から特色化を進めるというふうにされております。

今後は、この方針を具体化し、それぞれの高校が何を学べる学校なのか、どのような力を身につけられる学校なのかを、より明確にしていくということが重要だと考えております。

例えば、信州大学や県立大学をはじめとする高等教育機関との連携により、高校生がより高度な学びに触れられる環境づくりを進めたり、また、小規模校においてもオンライン教育等を活用しながら多様で質の高い学びを確保するなど、教育内容の質と魅力を一層高めていくことが必要ではないかというふうに考えております。

また、専門高校におきましては、地域との連携を強化し、農林業や観光、福祉、地域づくり

など、生徒が地域社会の中で実践的に学ぶ機会を増やしていくことも重要だというふうに思います。

さらに、県立高校には、公教育として多様な生徒一人一人の学びを支える重要な役割があるというふうに考えております。そのため、不登校経験のある生徒や特別な支援を必要とする生徒なども含めて、誰一人取り残さない学びの環境づくりもさらに充実していく必要があるものと考えております。

教育委員会においては、この変化の激しい時代において、それぞれの学校、高校の自立性を尊重しながらも、ぜひガバナンスを強く発揮していただくことを期待しているところでございます。

私としては、県立高校は、地域の未来を担う人材を育成し、地域の活力を生み出す拠点として発展させていくことが必要だというふうに考えております。選ばれる県立高校づくりに向けて、教育委員会ともしっかり連携しながら全力で取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君） 私には手話言語条例に関連して2点お尋ねがございました。

初めに、手話通訳者の処遇の充実についてでございます。

県が実施する手話通訳者の派遣事業においては、実際の業務への報酬に加え、交通費とは別に、移動時間についても手当を支給しております。移動時間への手当支給は全国的にもまれで、本県の報酬水準は総合的に見て他県と比べても遜色のないものと認識しております。また、本庁及び保健福祉事務所に配置している手話通訳事務員の給与については、その高度な専門性を踏まえ、一般の会計年度任用職員よりも高い報酬区分を適用しているところでございます。

そして、新たな人材確保の取組として、昨年度実施の県職員の採用試験から、手話通訳士の資格を有する者に対して第1次試験での点数を加算しております。

さらに、手話通訳者は、肩、腕、手指を長時間反復して使用することから、登録手話通訳者に対し、特殊健康診断として頸肩腕健診の問診を実施し、健康面にも配慮しているところでございます。

手話通訳者は、聾者の意思疎通を支え、社会参加を促進する上で不可欠な存在であり、安心して活動できる環境づくりに向け、関係団体の御意見を伺いながら、処遇等についても適切に見直しを行ってまいります。

次に、手話普及啓発の今後の取組についてでございます。

これまで、県では、学校などにおける手話講座の開催や、講座で使用する手話ガイドブックの作成、昨年施行の手話施策推進法で新たに定められた「手話の日」のPRなどを通じ、県民

が手話に触れる機会の拡大に取り組んできたところでございます。

一方、昨年実施の県政モニターアンケートでは、「これまで手話を全く見たことがない」との回答が21.1%となっており、さらなる普及啓発が課題であると認識しております。

そういった中、今年度の取組として、将来の通訳の担い手となる若者の関心を高めるため、若年層向けの手話講座を拡充したほか、新たに、県公式LINEなどSNSを活用して手話に関する情報や講座の案内を発信することとしております。また、本年12月には、長野県聴覚障害者協会と連携し、手話言語条例制定から10年間の取組を振り返り、障がいの有無に関係なく、手話に触れ、体験できるイベントも計画しており、こうした取組を通じて手話の普及啓発に一層取り組んでまいります。

以上でございます。

〔警察本部長阿部文彦君登壇〕

○警察本部長（阿部文彦君）警察には警察行政における手話の取組状況について御質問をいただきました。

県警察では、長野県手話言語条例の制定を受け、日常の挨拶や救急、災害時に使用する手話を写真つきで掲載した長野県警察手話ガイドブックを作成し、職員の聴覚障がい者の方への理解浸透や、対応時の意思疎通を図るために活用しているほか、警察学校初任科生に対して手話実技の授業を毎年実施しているところであります。

交番、駐在所におきましては、勤務員不在時においても適切な対応ができるよう、スマートフォンを用いて手話通訳オペレーターを介し意思疎通を図る手話リンクサービスを活用するなど取り組んでいるところであります。

続いて、運転免許証の更新時講習での手話通訳士の対応状況についてであります。県警察では、運転免許証の更新時講習等において、手話通訳士の常時配置は行っておりません。しかしながら、聴覚障がい者の方が更新時講習を受講される場合、手話通訳及び字幕が表示された講習映像を使用するほか、要望に応じて筆談で説明するなどの対応を行っているところであります。

今後とも、県警察といたしましては、警察学校における手話実技の授業を継続していくほか、全ての職員が手話は言語であることを理解し、聴覚障がい者の方に対応する際、手話で簡単な挨拶ができるよう、必要な研修を進めてまいります。

〔34番荒井武志君登壇〕

○34番（荒井武志君）答弁をいただきました。

知事におかれましては、職員との意思疎通といたしますか、そういう部分を今後も大事にしていいただきながらしっかり頑張っていいただければと、そういうふうに思うところでございます。

手話につきまして、知事からは、手話は大変に重要だということで、手話は言語であるということをお話いただきました。まさにそのことを県民にしっかり受け止めていただけるようにこれからもやっていければと思います。

次に、熊対策についてであります。

私は、昨年11月の定例会で、熊対策について一般質問しました。緩衝帯の整備をすれば出てこなくなるのではないかと。若年狩猟従事者の発掘・育成は急務だ。緊急銃猟制度に係る市町村体制整備への支援の必要性。広域連携の推進とともにクマ対策員の増員などを要請したところでした。当時は、人が行き交う町なかに熊が出没するのはごくまれだろうという先入観の中で、至って安直に一般論的な質問に終始したことを反省しているところです。

しかし、現実には突如やってきました。去る5月19日から20日にかけて、千曲市の市街地で熊の目撃情報が10件あり、市役所と千曲警察署がパトロールを実施。翌朝には、警察署員が千曲川対岸の佐野川内にいる熊を発見。周辺住民への注意の呼びかけとともに、市職員、実施隊員が対応を検討し、現場の安全性を踏まえ、麻酔銃による捕獲を決定。緊急出動いただいた長野市のクマ対策員が麻酔銃を発砲し不動化。捕獲場所は小学校に隣接しており、前日から目撃されていた個体である可能性があるため、捕殺を決定し、猟友会員がやりで止め刺しを実施し、駆除。個体を回収し、解体場所へ移動。計測、サンプル収集後に埋設処分を行ったというのが一連の流れとのことでした。ちなみに、サンプルは飯綱の県環境保全研究所に保存、保管されており、私も委員会調査の折、実物を確認させていただきました。

そこで、千代林務部長に3点伺います。

一つに、このように、千曲市や松本市をはじめ、全国で町なかに熊の出没が急増しています。この状況をどのように捉えているのか、伺います。

二つに、千曲市の事案では、麻酔銃による捕獲が行われました。また、他県においては、麻酔吹き矢を用いて捕獲した例もお聞きしています。こうした麻酔による捕獲について、現状と今後の方針はいかがでしょうか。

三つに、クマ対策員の活動と配置人員について認識を伺います。

四つに、市街地に出没する熊への対策について、人身被害ゼロをどのように構築していくのか。今後の在り方を含め、阿部知事に御所見をお伺いします。

次に、長野県人権尊重の社会づくり条例案についてであります。

所属会派、改革信州では、毎年11月末に翌年度の予算編成と当面の課題について提案を行っておりますが、昨年の提案では、この条例案に関わって、制定に当たっては、差別に係る紛争解決体制の規定を盛り込んだものとし、条例における相談体制の施行が着実に進むよう人的配置に配慮すること。加えて、あらゆる差別を許さない人権教育を推進すること。また、条例案

の審議、策定に当たっては、県民総参加の中で、令和7年度内制定にこだわることなく、慎重な議論を経た上で制定に努めることなどを求めたところです。

知事の議案説明では、多様化、複雑化する人権課題に対応するため、相談体制の充実を図るとともに、「人権侵害行為を具体的に定義し、これを禁止します。特に、都道府県初となる「人権オンブズパーソン」を設置し、専門的かつ公正な立場からの調査、勧告により、実効性のある人権救済措置が講じられるよう取り組んでまいります。あわせて、インターネット上の誹謗中傷等についても、関係機関と連携して被害の迅速な救済に取り組みます」と表明されました。

以下、より具体的な取組となるよう、小池県民文化部長に3点質問します。

一つに、人権侵害行為について、どのような行為が禁止に当たるのかを周知することは非常に重要だと考えています。県民に対する広報についてどのように取り組んでいかれるか、伺います。

二つに、人権侵害行為の課題解決においては、全県職員に対する人権尊重意識の涵養に加え、他部局や関係機関との密接な連携による取組が不可欠と考えます。県職員に対するこの条例の趣旨の周知と、他部局等との連携にどのように取り組んでいかれるのか、伺います。

三つに、この条例の効果的な運用に当たっては、人権オンブズパーソン制度を担う事務局体制や、人権に関する課題を迅速に処理するための相談体制の構築が重要と考えますが、現在の体制からどのように充実強化を図っていかれるのでしょうか。

四つに、インターネット上の誹謗中傷等に関する情報の削除は、地方公共団体による対応だけでは難しいと考えています。国に対してインターネット上の誹謗中傷等の情報の削除につながる実効性のある措置を講ずるよう、全国知事会会長として強く求めていくべきと考えますが、いかがか。阿部知事に伺います。

五つに、条例化議論を始めた頃は、昨年度中、さきの2月定例会には条例案が提出されることで進められていたと思っておりましたが、本定例会への提出となりました。これは、県民の期待に応えるため、人権政策審議会において慎重かつ活発な議論が行われた結果だと思いますが、阿部知事の受け止めについてお伺いします。

〔林務部長千代登君登壇〕

○林務部長（千代登君）私には熊対策に関する御質問をいただきました。

初めに、熊の市街地出沒についてでございます。

今年は、熊が市街地に出沒する事例が相次いでおりまして、住民の安全確保の観点から大変憂慮すべき状況であると認識しております。

その要因としては、人の生活圏と接する山林、いわゆる里山の手入れ不足等により熊の生息

域が生活圏に近づいていることが挙げられます。さらに、昨年のドングリなどの堅果類の凶作により、餌を求めた熊の移動が活発化していることに加え、雪解けの早まりによる活動開始時期の前倒しや、経験の少ない若い個体が市街地に迷い込む傾向なども専門家から指摘されております。

市街地では、周辺に住宅や学校、商業施設等が存在する中で、住民の安全確保を最優先とする必要があることから、捕獲方法が制約されるなどの課題もございます。県としては、住民の安全確保を最優先に、里山の整備や緩衝帯の確保による出没の未然防止から出没時の迅速かつ的確な対応まで一体的に取り組む必要があると認識しております。

次に、麻酔による捕獲についてでございます。

本県では、現場の状況に応じて麻酔銃や麻酔吹き矢を用いた捕獲を実施しておりまして、特に、市街地など銃器の使用に制約がある環境において、麻酔銃は有効な捕獲方法の一つであると認識しております。

一方で、麻酔による捕獲は、薬剤の効果発現までに一定の時間を要することや、麻酔の効き方に個体差があることから、薬剤の適切な調合や麻酔銃の取扱いなどには高度な知識と経験が必要であり、対応可能な人材の確保が課題となっております。

現在、県内で麻酔銃による捕獲に対応できる人材は限られていることから、本年3月には、薬剤の取扱いや安全管理を含めた麻酔捕獲技術者研修を実施し、専門人材の育成と技術力の向上に取り組み始めたところであります。

今後については、こうした人材の確保育成を一層進めるとともに、市街地対応を見据えた体制の強化を図り、現場の状況に応じて麻酔捕獲も含めた適切な手法を選択できる体制の整備に取り組んでまいります。

続いて、クマ対策員の活動と配置人員についてでございます。

クマ対策員は、熊の出没や被害が発生した際に、現地での状況判断や捕獲手法の助言、麻酔捕獲を含む専門的対応を担うなど、本県の熊対策の中核を担う重要な存在と位置づけております。特に、近年多発している市街地や住宅地周辺での出没事案においては、高度な専門的知識と経験を有するクマ対策員の役割はますます重要性を増しているものと認識しております。

一方で、今年度は県内で12名のクマ対策員を任用しておりますが、地域的な偏在があり、例えば、特に北信地域をカバーする人員が2名にとどまるなど、出動要請が集中する時期には対応が遅れる可能性があることから、配置のバランスに課題があるというふうに認識しております。

このため、県としては、新たな人材の確保による地域バランスの是正に加え、技術の継承を通じた若手人材の育成などを進め、持続可能な体制の整備に取り組んでいく必要があると考え

ております。

今後とも、市町村や警察、猟友会など、関係機関と緊密に連携するとともに、熊対策員の体制の強化を図り、現場対応力の向上に努めてまいります。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には３点御質問をいただきました。

まず初めに、熊対策について、人身被害ゼロをどう実現するのかという御質問でございます。

市街地における熊の出没も増加してくる中で、人身被害ゼロの実現に向けては、出没を抑制する取組、出没時における迅速的確な対応、そして熊を誘引しない環境づくり、大きくこの３点が重要だというふうに考えております。

出没の抑制につきましては、ツキノワグマ対策総合パッケージに基づき、侵入防止柵の整備や緩衝帯の整備など、人と熊のすみ分けを徹底してまいります。

また、出没時の対応につきましては、市町村や警察など関係機関との連携強化や情報共有の迅速化を図るとともに、現場における初動対応から住民の皆様の安全確保まで、切れ目なく対応できる体制を構築してまいります。

また、熊を誘引しない環境づくりにつきましては、生ごみや廃棄野菜等の管理や処分方法などを、県民の皆様も御理解いただく中で実践していただき、地域ぐるみで取組を進めていくことが人身被害の低減につながるものというふうに考えております。

こうした取組を総合的に推進し、人身被害ゼロの実現に向けて全力で取り組んでまいります。

続きまして、人権尊重の社会づくり条例案に関連して２点御質問をいただきました。

まずはインターネット上の誹謗中傷等の情報の削除につながる実効性のある措置を講ずるよう知事会長として求めていくべきではないかという御質問でございます。

この条例案におきましては、インターネット上の誹謗中傷について、人権オンブズパーソンの判断に基づき、プラットフォーム事業者のみならず、当該情報の発信者に対して知事から直接削除要請を行うことが可能となります。

一方、情報流通プラットフォーム対処法におきましては、一部の大規模プラットフォーム事業者に対し被害者本人が削除を申し出る窓口の設置等が義務づけられているにすぎず、国や県からの削除要請への対応は何ら義務づけられていないことから、制度上の限界もございます。

このため、これまで、全国知事会におきましては、国に対して、公的機関による削除要請に専門に対応する通報窓口の設置、不適切な情報及び悪質な発信者への迅速かつ適正な対応など人権救済制度の確立、強化に努めることを提言してきているところでございます。

今後とも、この条例案に基づく県の削除要請がより実効性のあるものとなるよう、必要な法令の整備等について知事会を通じて国へ働きかけてまいります。

最後に、人権政策審議会における審議の受け止め、今定例会への提出になった要因に対する受け止めという御質問でございます。

昨年6月に人権政策審議会にこの条例案の検討を諮問させていただいて以来、審議会においては丁寧な御議論をいただいたということで、大変感謝をしているところでございます。

審議会からは、当初、令和7年、昨年の12月までに答申をいただく予定でございましたが、審議の過程におきまして、委員や関係団体から、相談体制の充実に加えて、被害者に寄り添った実効性のある救済措置が必要ではないかといったような御意見、また、慎重に検討を進めるべきだという御意見もあり、当初の予定を変更して今回の県議会への条例案の提出に至ったという状況でございます。

そういう意味では、より時間をかけて、中身の濃い、より慎重な御議論をしていただいた結果だというふうに考えております。そうした結果として、今回、都道府県の条例としては初めてとなります人権オンブズパーソンによる救済体制や、インターネット上の誹謗中傷等に対する削除要請といった救済措置を盛り込んでいるところでありまして、より実効性の高い条例案となったものというふうに考えております。

以上です。

〔県民文化部長小池広益君登壇〕

○県民文化部長（小池広益君）私には長野県人権尊重の社会づくり条例案につきまして3点お尋ねをいただきました。

1点目、人権侵害行為に関する広報についてでございます。

条例案では、人種、国籍などを理由とする差別的取扱いまたは差別的言動や、誹謗中傷、いじめ、虐待などの他人の権利利益を侵害する行為を禁止いたします。これらの人権侵害行為につきましては、これまでも、学校、企業、地域での人権教育や啓発活動を通じて人権尊重の理解促進に努めてきたところでございます。

条例案では、相談窓口の整備に加え、新たに人権オンブズパーソンによる救済措置を設けますことから、人権侵害に悩む方を確実に救済できるよう、さらには人権侵害を抑止できるよう、多くの方に情報を届けることが重要と考えております。

何が人権侵害行為に当たるのか、条例に基づく救済の仕組みはどのようなものかなどにつきまして、県の公式ホームページへの掲載、チラシの配布、各種スポーツイベントでの情報発信などにより県民の皆様に周知してまいります。

2点目でございます。県職員に対する条例の趣旨の周知、他部局、関係機関との連携についてでございます。

人権課題は複雑多様であることから、職員がこれを理解し、適切に対応することが必要です。

このため、相談窓口や救済措置を担当する職員のみならず、全ての県職員を対象に、人権尊重の理念、人権侵害行為の禁止、長野県人権オンブズパーソンを核とした救済体制、インターネット上の誹謗中傷等への対応など、条例制定の趣旨や制度に関するオンライン研修を実施いたします。

また、新たに、障がい者差別防止や子供の権利保護といった既存の相談窓口の担当者を対象とした説明会の開催や連携会議を実施し、庁内の情報共有を図るとともに、国や市町村、民間団体の相談窓口とも条例に基づく対応事例や窓口での相談事例を共有することなどにより、各種の相談窓口や人権オンブズパーソンをはじめとする救済措置に確実につなげてまいります。

3点目、長野県人権尊重の社会づくり条例案の運用体制についてでございます。

条例を効果的に運用するためには、その体制整備が重要であると認識しております。相談窓口につきましては、先ほど申し上げたとおり、庁内関係課や国、市町村等の関係機関の相談窓口との連携を強化いたします。また、人権オンブズパーソンについては、人権侵害の申立てを調査し、是正措置を適切に御判断いただくため、5名以内の専門的知見を有する者を任命する予定であります。

これらを支える事務局は、当面、現行の体制で担いますが、相談窓口については、職員研修や連携会議により機能を強化しつつ、令和9年4月の人権オンブズパーソン制度の運用開始に備え、必要な体制を検討してまいります。

以上でございます。

〔34番荒井武志君登壇〕

○34番（荒井武志君） 答弁をいただきました。

熊の出没につきましては、住民の安全確保が大変重要だということを改めて御答弁いただきました。まさにそれをどうしっかりやっていくかということだと思います。ぜひ今後も頑張っていたいただければと、こういうふうに思っております。

それから、人権尊重の社会づくり条例案につきましては、条例の前文にお示しいただいているように、あらゆる人権侵害行為が県民に着実に理解、認識され、誰もが当たり前に暮らすことができる社会の実現が一日も早く訪れることが望まれていると思います。

そのためにも、対応する県機関の体制整備が重要でありますし、そのための財政的措置もしっかりやっていただかなければならないと考えております。このことを強く要望するところであります。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（依田明善君） この際、午後1時10分まで休憩いたします。

午後0時2分休憩

午後 1 時10分開議

○副議長（中川博司君）休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて順次発言を許します。

小林君男議員。

〔12番小林君男君登壇〕

○12番（小林君男君）長時間労働の是正と労働時間短縮が、労働者の命と健康のためにも、自らの生活時間、自由の時間のためにも、そしてジェンダー平等を進める上でも不可欠だと、歴史的にも、社会通念上も証明されているにもかかわらず、政府は、事であろうに裁量労働制を拡大して、生活が苦しければもっと働けと求めていると疑わざるを得ない労働時間の規制緩和を進めようとしています。

県は、2019年に、経済・労働団体と共に信州「働き方改革」共同宣言を発表し、労働者の命と健康を守るという県の責任を明確に示しました。

そこで、今進められようとしている定額働かせ放題とも懸念される裁量労働制の拡大について、県の考え方と対策について、まず産業労働部長に 6 点伺います。

1、県内における現在の裁量労働制の適用事業所数と適用労働者数、また、制度運用にどのような問題点があるか、労働局などとの連携で把握されているか、伺います。

2、裁量労働制の適用に当たっては、労働者本人の同意があれば可能とされていますが、立場の弱い労働者への長時間労働の実質的な強制を招くこととなり、健康確保が危惧されるのではないのでしょうか。過労死ラインを超える長時間労働を県として容認していくのか、見解を伺います。

3、裁量労働制の対象拡大は、実労働時間の把握を曖昧にし、サービス残業の常態化から定額働かせ放題を助長する懸念があります。県内企業に対しては、三六協定の適正な締結や年次有給休暇の取得促進について周知啓発を行うとともに、長時間労働の隠蔽といったことが起こらないように、国の関係機関と連携し、客観的な労働時間の把握の徹底が図られるよう取り組むべきと考えますが、見解を伺います。

4、いわゆる2024年問題として、物流・建設業などで時間外労働の上限規制が適用され始めたばかりです。このタイミングで、人手不足を背景に、他業種において規制緩和の方向で見直しの議論が進むことは、働き方改革の社会的な機運を損なう懸念があるのではないのでしょうか。人手不足の解消は、本来、労働時間の延長ではなく、生産性向上によって解決すべきと考えますが、見解を伺います。

5、国の裁量労働制の緩和が今後なされた場合に、県内企業の労働環境が悪化すれば、深刻

な若者の県外流出をさらに加速させます。県が取り組む移住・定着促進と明らかに矛盾しています。他県に先駆けて、緩和に頼らずとも高い収益を上げる質の高い雇用環境を県独自にブランド化し、企業の意識改革を促す考えはないのか、見解を伺います。

6、国において、副業・兼業における労働時間の通算管理の規制緩和も議論されているところですが、労働者の命と健康を守る観点から、合算管理の緩和がもたらす疲労蓄積のリスクが大きく懸念されます。県として、労働者の総労働時間を把握し、保護する独自のガイドラインを設ける考えはないか、見解を伺います。

高市首相は、裁量労働制見直しにおいて、「働く方々のお声」などとしていますが、審議会での発言や春闘指針などから見て、経団連の要求に沿ったものと考えられます。働く人たちの要求は、人間らしい賃金と労働時間の構築です。裁量労働制見直しが検討されている現状をどのように受け止めるか、知事の見解を伺います。

また、長時間労働の下で、日本の労働者の睡眠時間は世界でも短く、育児をはじめ労働者が自由に使える時間を確保することは重要な課題であり、労働時間を規制緩和して長くすることは逆行そのものです。労働者が自由な時間を確保して働くためには、今こそ県内企業に対して賃上げと一体の長時間労働の是正を県として強く求めていくことが重要と考えますが、知事の見解を伺います。

〔産業労働部長米沢一馬君登壇〕

○産業労働部長（米沢一馬君）私には裁量労働制に関して6問御質問をいただきましたので、順次お答えさせていただきます。

まず、県内における裁量労働制の適用等に係る実態の把握についてのお尋ねです。

県では、県内事業所への抽出調査により実施している雇用環境等実態調査において、3年ごとに裁量労働制の導入状況について把握しております。

直近の令和5年実施の調査結果では、複数回答ですが、専門業務型裁量労働制を採用していると回答した事業所は約0.8%、企画業務型裁量労働制を採用していると回答した事業所は約0.2%にとどまっております。なお、適用労働者数についてはこの調査では把握をしておりません。

また、これらの調査や労働局との情報交換等において、現時点では制度運用上の問題については特に把握をしておりません。

一方で、国の検討においては、裁量労働制について、適正に運用されれば労働者にとって有益な制度であるとされる一方、長時間労働につながるおそれや、労働者の裁量や適切な処遇が十分に確保されない実態があるなどの課題も指摘されているものと承知しております。

次に、裁量労働制における過労死ラインを超える長時間労働について県の見解をお尋ねいた

できました。

裁量労働制については、労働者本人の同意の下で適用される制度である一方、先ほども述べたとおり、長時間労働につながる懸念について指摘があることは承知しております。このため、裁量労働制においても、労働者の健康確保は前提であり、制度の適正な運用を通じて長時間労働の抑制を図ることが重要であると認識しております。

県としては、企業に対し、裁量労働制の導入によって過労死ラインを超える長時間労働となるなど長時間労働が是認されるような環境とならないよう、労働者の労働時間の管理と健康管理について適切に行われるための取組を労働局等と共に連携して推し進めてまいります。

次に、三六協定等の周知啓発と労働時間の把握に対する取組についてです。

時間外・休日労働に関する三六協定の締結、年次有給休暇の付与・取得及び労働時間の適切な把握については、各種労働関係法によって規定されており、企業において適正に対応することが求められております。また、長時間労働の隠蔽といった不適切な事案を防ぐ観点からも、企業において客観的な方法による労働時間把握の徹底は重要であると認識しております。

県としては、企業が労働関係法等の正しい理解を深めることが重要であると考えており、労働局等から講師を招き、人事担当者等を対象とした労働教育講座「労務管理改善リーダー研修会」等を開催し、周知啓発に取り組んでおります。

あわせて、職場環境改善アドバイザーの企業訪問や職場いきいきアドバンスカンパニー認証制度の取得推進等による労働関係法等の周知をはじめ、労働時間の客観的把握に関する好事例の紹介などを通じて企業の主体的な取組を支援してまいります。

次に、人手不足の解消に向けた県の見解についてです。

人口減少や少子高齢化等により、県内企業における人手不足の解消は重要な課題であると認識しており、その対応に当たっては、単一の施策ではなく、様々な施策を総合的に推し進めていくことが重要であると考えております。

例えば、自動化・機械化等による省力化により労働需要を抑制するとともに、潜在的な労働力の労働市場への参加促進やリスクリングの推進により働ける人を増やし、さらに、短時間正社員制度の導入などによる多様な人材が働きやすい労働環境の整備を進めるなどの取組を組み合わせ、相乗的な効果の発揮を図っているところです。

一方、人手不足の解消策として、既存労働者の長時間労働の常態化は避けるべきであると考えており、人手不足に対する施策を複合的に実施することに加え、働き方改革の取組を一層推進することで、県内企業の人手不足の解消に向けて総合的に取り組んでまいります。

次に、質の高い雇用環境に対する取組についてです。

質の高い雇用環境は、福利厚生の実施や働きやすさの向上など、若者を含む労働者のニーズ

に應えるものであり、県内企業における雇用環境の整備促進は、若者の県外流出の抑制にもつながると考えております。

このため、県では、企業に対し、社員の子育て応援宣言やパパママ育休実践企業登録、職場いきいきアドバンスカンパニー認証など、県独自の登録や認証の取得を推進しております。これらの登録や認証を取得した企業からは、企業イメージの向上につながったなどの好意的な反応をいただいております、自社のPRにも活用できる取組として評価されているものと認識しております。

引き続きこうした制度の導入を促進することで企業のイメージアップにつなげるとともに、若者から選ばれる企業を増やすことによって県全体のイメージアップにつながるよう、制度の周知や活用の促進を通じて質の高い雇用環境の整備が県内に一層広がるように取り組んでまいります。

最後に、労働者の総労働時間に関する県独自のガイドラインの策定についてです。

国においては、副業・兼業の割増賃金の算定に係る労働時間の通算の在り方について議論される一方、労働者の健康確保の観点からの適正な労働時間の把握・通算については維持すべきとの検討も行われていると認識しております。

こうした動向については引き続き注視していく必要がありますが、労働時間の適正な把握や労働者の健康確保に関する基本的な枠組みは、労働関係法により国において全国一律に定められるものと考えております。このため、県として独自のガイドラインを設けることは考えておりませんが、副業・兼業における総労働時間の把握をはじめとする労務管理上のルールについて企業の正しい理解を促進していくことが重要であると考え、職場環境改善アドバイザーの支援などにより、企業における適切な労務管理の徹底と労働者の健康確保が一層図られるよう働きかけてまいります。

以上です。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私にはまず裁量労働制の見直しについての受け止めという御質問をいただきました。

裁量労働制につきましては、柔軟で自律的な働き方を可能にするなど、適正に運用されれば労働者にとってもよい制度であります。運用によっては長時間労働につながりやすいことや、適切な処遇が確保されないなどの実態があることが指摘されております。このため、現場の実態や労使双方の立場を十分に踏まえて、健康や適切な処遇確保などを前提として制度の見直しが行われることが必要だというふうに考えております。

また、賃上げと一体での長時間労働是正を強く県内企業に求めていくことが重要と考えるが

どうかという御質問でございます。

長時間労働の是正につきましては、令和元年に信州「働き方改革」共同宣言を行うなど、政労使協調で本県の場合は取り組ませてきていただいているところでございます。本県の総実労働時間を見ますと、中長期的には減少傾向にあるというふうに受け止めておりまして、令和6年、7年と、全国平均を下回ってきている状況であります。誰もが仕事と生活を両立させ、安心して働き続けることができるように、県としてもなお一層の取組を行っていきたいと考えおります。

賃上げにつきましても、大きな課題だというふうに考えております。賃上げ環境整備支援事業などの実施により、生産性の向上や多様な人材の活躍の促進、また労働環境の改善などを総合的に進め、企業の皆様方に対しても労働時間の短縮と賃上げに向けた環境整備を促していきたいと考えております。

以上です。

〔12番小林君男君登壇〕

○12番（小林君男君） 信州「働き方改革」共同宣言では、「活き活きと働き人生を楽しめる長野県」とし、特に長時間労働の是正を目指しています。ぜひその実現のためにたゆまぬ取組をお願い申し上げ、次の質問に移ります。

県内の鉄道は、沿線住民の生活そのものを支える重要な公共交通機関であると同時に、観光や地域振興の観点からも重要な社会基盤です。

そのような中、大糸線沿線地域公共交通検討会議が設置され、将来の在り方が検討され始めています。その運営には、幾つかの課題が指摘されています。この会議は、地域公共交通の将来を左右する極めて重要な議論の場であるにもかかわらず、既に行われた2回の会議では冒頭のみで、非公開となっています。地域住民にとって大糸線の存続は重大な問題であり、本来であれば住民参加と情報公開が強く求められるはずですが。

また、会議の構成についても、行政機関や交通事業者が中心となっており、日常的な利用者や住民代表の参画がなく、何が議論されているのか分からない、結論ありきではないかとの不信を招くこととなってきています。

そこで、交通政策局長に2点伺います。

1、この会議の目的と、2回開催における検討内容、また、その内容を県としてどう捉えているのか、伺います。

2、新聞報道によると、会議を設置する際には議論を公開するとされていましたが、なぜ非公開としたのか、伺います。

また、議論の透明性の確保と住民への説明責任は重要と考えます。今後、利用者や住民代表

が意見を述べる機会をどのように確保していくのか、伺います。

次に、知事に伺います。

鉄道輸送の社会的意義を踏まえ、県内における各地域の鉄路が地域住民や利用者にとってどのような将来像が望ましいのか。また、国の鉄道存続に対する責任の重要性について見解を伺います。

〔企画振興部交通政策局長青木英明君登壇〕

○企画振興部交通政策局長（青木英明君）私には大系線沿線地域公共交通検討会議について2点御質問をいただきました。

最初に、本検討会議の目的、会議内容、県の捉え方についてのお尋ねでございます。

大系線の沿線自治体や事業者から構成される本検討会議は、沿線地域の活性化の推進及び持続可能な発展に寄与することを目的として設置され、4月28日に第1回、6月1日に第2回が開催され、本県も事務局として参加しているところです。

これまでの会議内容ですが、第1回では、本会議の会長である流通経済大学経済学部の板谷教授から全国の地方鉄道をめぐる動向や課題等について御講演いただくとともに、大系線の現状やこれまでの沿線における利用促進の取組、また、大系線に対する各沿線自治体の思いなども共有いたしました。

また、第2回では、大系線を含む沿線の公共交通の利用実態、地域の人口動態や生活・観光拠点の立地など、関連するデータに基づいた課題整理、さらに、沿線地域における地域交通の将来の目指す姿などについて意見交換がなされました。

これまでの会議を通じて、県としては、関係者において大系線の客観的な現状や課題等は一定の共有がなされ、今後共通認識を持った上で議論を進めていくための土台ができたものと捉えております。

次に、本検討会議の非公開理由、利用者や住民代表の意見機会の確保についてでございます。

大系線沿線地域の活性化については、沿線地域をはじめ多くの県民の皆様に関わる問題であることから、原則として議論を公開することとしております。

会議自体は冒頭を除き非公開としていますが、これは、沿線地域の活性化や持続可能な発展について様々な観点から関係者間で率直な意見交換を行うことに重きを置いたものでございます。

一方、議員御指摘のとおり、大系線をはじめ地方鉄道の在り方を検討していく上で、地域住民の理解は不可欠であり、議論の透明性の確保や住民への説明責任を果たすことは極めて重要と考えます。そのため、本検討会議では、会議終了後、会長自ら報道各社の取材に丁寧に対応しているほか、会議の資料、議事録のホームページでの公開など議論の中身を広くお伝えし、

御理解いただけるよう努めています。

また、第2回検討会議においては、公共交通に対する地域のニーズを把握する必要性が確認され、住民向けのアンケートやヒアリングなど具体的な手法について現在調整を進めているところ です。

さらに、小谷村においては、地元選出の県議会議員の主催により、村長、村議会議員、商工団体の代表等による大系線の懇談会が行われており、今後、村内各地域において住民の皆様を交えた意見交換も予定されていることから、県としても積極的に協力してまい る所存です。

今後も、関係者と連携しながら、引き続き議論の透明性の確保に留意するとともに、地域の皆様の声に丁寧 に耳を傾けてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）鉄道に関連して御質問を頂戴いたしました。

まず、各地域の鉄道路線の望ましい将来像という御質問でございます。

令和6年に定めました本県の地域公共交通計画におきましては、通院・通学・観光に必要な移動の保証ということ を掲げさせていただいたところでございます。そのため、地域の実情や住民のニーズ等を踏まえながら、通院、通学、観光、こうした移動が鉄道を含む最適な交通手段で確保される将来像を実現していくということが重要だというふう に考えております。

また、鉄道路線の存続に対する国の責任についての見解という御質問をいただきました。

鉄道、特に全国的なネットワークを形成する幹線鉄道については、やはり国土政策の視点に立って国の果たすべき責任が大変大きいものというふう に考えております。

こうした考えに立ちまして、今年の2月に国土交通省が鉄道事業者と地域の協働による地域モビリティの刷新に関する検討会を行っておりまして、私もそれに参加して意見を申し述べさせていただきました。

一つは、都道府県をまたぐ全国的なネットワークを形成する路線については、他の交通モードに転換する場合も含め、国としてより主体的に責任を持って取り組むこと。それから、JRの不採算路線については、各社の内部補助により維持されているが、国として事業者と協議し一定の基準をつくることといったことを提言させていただきました。

こうした意見を踏まえていただいて有識者会議で取りまとめがなされたわけであり ますけれども、その中では、「幹線鉄道を含めた広域的な地域間の移動を支える公共交通ネットワークの在り方を検討することは国の役割であると考えられる」とされ、また、「広域的な地域間の移動に資する「維持すべき基幹的ネットワーク」を持続的に支えるに当たっては安定的な財源の確保が必要ではないか」と。これは、私から国の交通に対する財源が必要だということ をか

なりしつく申し上げたことを受けて入れていただいたのだと思います。しかしながら、最後は、「ないか」という疑問形で断言はされていないので、まだ中途半端な状況ではないかというふうに思います。とはいえ、一定程度国として今後取り組む方向性が示されたところでございますので、こうした方向性が具体化されるよう、我々としては引き続き国に対して求めていきたいと考えております。

以上です。

〔12番小林君男君登壇〕

○12番（小林君男君）同じＪＲ西日本が管轄する広島県と岡山県を結ぶＪＲ芸備線の再構築協議会が存廃決断の３年目に入り、議論の行方が注目されています。また、ＪＲ北海道における在来線８区間の地元自治体負担転嫁による上下分離方式への移行などの方針も発表されるなど、全国各地で地方鉄道の維持困難線区が発生し、当該知事の県民に寄り添った発言も報道されております。

県内の鉄路を維持するため、国が路線存続に責任を果たすよう、知事には格段の努力をお願い申し上げ、私の質問を終わります。

○副議長（中川博司君）次に、林和明議員。

〔３番林和明君登壇〕

○３番（林和明君）改革信州の林でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、一般質問を行わせていただきます。本日は、大きく二つのテーマにおいて県当局の所見と今後の対応をお伺いいたします。

初めに、１点目、上田・長野地域における水道事業の広域化についてお伺いいたします。

私たちの生活の根幹を成し、命をつなぐ水。水道事業は、人口減少に伴う料金収入の減少や高度経済成長期に整備された施設の老朽化、そして深刻な技術者不足など、全国的に厳しい経営環境に直面しております。

将来にわたって安全で安心な水道水を安定的に供給し続けるため、事業の基盤強化に向けた広域化の議論が必要であることは私も十分に理解をしております。しかしながら、その進め方におきましては、決して住民不在であってはならず、地域の声に真摯に耳を傾けることが大前提であります。

まず、今年３月の上田市長選挙の結果と市民の不安について阿部知事にお伺いいたします。

今年３月に行われた上田市長選挙におきましては、水道事業の広域化に対して慎重な姿勢を示した立候補者が当選を果たすという事実がありました。この選挙結果は、単なる一地方選挙の勝敗にとどまらず、長年親しんできた地元の水がどうになってしまうのか、水道料金が跳ね上がるのではないかとという上田市民が抱える強い不安と懸念が直接的に票として表れた結果であ

ると私は受け止めております。

知事は、上田市の水道管耐震化率に対して懸念をお感じであるようでありますが、その背景にある市民の切実な不安を長野県政のトップとしてどのように受け止めておられるのか、率直な御所見をお伺いいたします。

次に、広域化協議会のスケジュールと上田市の意向尊重についてお伺いいたします。

現在、上田市におきましては、広域化の是非やその影響について、市として独自の検証を行うために時間を求めている状況にあります。広域化は、将来のまちづくりに直結する極めて重要な決断であり、立ち止まって熟慮する時間を持つことは自治体としての権利であり、責務でもあります。しかしながら、広域化協議会においてあらかじめ設定されたスケジュールを優先するあまり、性急に議論が進められているのではないかという懸念の声が聞かれます。市民の不安が払拭されないまま既定路線として協議が進められるようなことはあってはなりません。スケジュールありきではなく、上田市の意向を尊重していただき、市が納得いく検証を行えるように待つ姿勢が必要であると考えますが、いかがでしょうか。

続いて、市民に対する情報提供の場の設定について伺います。

上田市民の皆さんが抱く不安の最大の背景には情報不足があると感じております。広域化によって水質は変わるのか、料金体系はどうなるのか、災害時の対応力は上がるのか、こうした基本的な疑問に対して説明がされていないのが現状です。

この広域化構想は、協議会の構成員でもある長野県企業局も重要な役割を担っていると考えます。したがって、住民への説明を上田市任せにするのではなく、企業局としても、矢面に立ち、広域化のメリットだけでなく想定されるデメリットやリスクについても説明する場を直接設けるべきと考えますが、御所見をお伺いいたします。

次に、広域化に係る費用負担の在り方について伺います。

広域化を実現するためには、施設の統廃合や管路のネットワーク化などの多額の初期投資やシステム改修費用が必要となります。この広域化に係る費用について、現在、構成自治体ごとの負担割合はどのような考え方に基つき検討されているのか。その現状の考え方を伺います。

また、水道事業の広域化は、国や県が強力に推し進めている国策、県策の一環でもあります。各構成市町だけではなく、長野県全体としての強靱なインフラ構築という観点から、構成市町の負担分に対して県が独自の財源をもって一部を補助すべきであると考えますが、見解をお伺いいたします。

新たな事業体における意思決定プロセスの対等性の担保について伺います。

仮に新たな広域水道事業体が設立された場合、参加される市町村間で人口規模や持ち寄る施設の資産価値等に大きな差が生じます。その結果、規模の小さい自治体や資産の少ない自治体

の発言権が弱まり、大きな自治体の意向ばかり優先されるのではないかという懸念があります。

例えば、老朽管の更新などにおいて、地域事情に配慮した投資が後回しにされるような事態は避けなければなりません。地域の隅々まで確実な投資が行われるよう、意思決定プロセスにおいて、構成自治体ごとの対等性をどのように担保していくお考えなのか、伺います。

そして、水道事業に関する最後の質問として、段階的、部分的な広域化の提案について伺います。

これまで述べてまいりました上田市の現状や市民の皆様の不安を踏まえますと、初めから事業や経営の完全統合という高いハードルを目指すのはハレーションが大きく、現実的ではないと考えます。性急な完全統合を目指すのではなく、まずは浄水場など基幹施設の共同化や不足している技術者の相互派遣、あるいは顧客管理システム等の共同利用といった、できるところからの段階的、部分的な広域化から始めることが最も現実的かつ着実なアプローチであると考えますが、以上5点、吉沢公営企業管理者の見解をお伺いいたします。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には、上田・長野地域の水道の広域化に関連して、さきの市長選挙において広域化に慎重姿勢を示した立候補者が当選した事実、そして、その背景にある市民の不安をどう受け止めているかという御質問をいただきました。

まず、選挙結果につきましては、様々な争点があろうかというふうに思います。確かに、水道の問題もその一つではあろうというふうには思いますが、水道の問題だけで投票行動を決められた方ばかりではないというふうにも受け止めておりますので、様々なことを考慮された上で市民の皆様方が選択された結果というふうに受け止めております。

この水道の広域化に関する上田市民の皆様方の思いや懸念ということにつきましては、何点かあろうかというふうに思っております。例えば、独自水源や緩速ろ過方式など、上田市がこれまで取り組んできた水道運営に影響を来すのではないか。あるいは、統合によって施設整備などに関する各地域の意向が反映されにくくなってしまうのではないか。あるいは、これは協議会で5月29日に市長が発言されたように、データに基づく検証をしていくことがなお必要ではないかといったような考え方があるのではないかというふうに思っております。

こうした地域の皆様方の思いを真摯に受け止めつつ、正確な情報を分かりやすく共有しながら、この人口減少社会において持続可能な水道事業の運営基盤をどう構築していくのか、関係者間で真摯に協議を進めていくことが必要だというふうに考えております。

以上です。

〔公営企業管理者吉沢正君登壇〕

○公営企業管理者（吉沢正君）上田・長野地域の水道事業広域化に関連して5点御質問をいた

できました。順次お答え申し上げます。

まず、協議に当たっての上田市の意向の尊重についてですが、5月29日の協議会では、上田市長の市としての検討、検証のための時間をいただきたい旨の発言を踏まえ、会長である長野市長から、広域化は地域の将来に関わる重要な判断であることから、各地域の実情や構成団体の立場を踏まえ慎重に議論を進めるべきといった点に併せまして、上田市の思いや問題意識を尊重しつつ、基本計画の合意から2から3年後の企業団設立の方針を基本として着実に準備を進めることが重要との方向性が示されました。こうした協議内容を踏まえ、上田市の検討状況などについて関係団体間で十分に共有しながら基本計画の方針に沿って協議を進めてまいります。

次に。住民の皆様に対する説明についてです。

上田・長野地域における広域化に関する住民の皆様への説明は、令和4から5年度までに各地域で83回開催し、約1,200人が参加。また、協議会発足後の令和6から7年にかけては長野・上田市で13回開催し、約530人の参加があったところです。

この各市町が開催する説明会においては、企業局職員も参加し、必要に応じ説明等を行ってまいりました。今後、検討状況や取組効果など、住民の皆様に分かりやすく説明していくことがより重要になると考えております。これまで検討を行ってきております協議会構成員の市町及び企業局等が連携して情報提供を行うなど、説明の実施方法や内容に関して工夫していくことにつきまして協議会で提案し、協議してまいります。

3点目、構成自治体ごとの費用の負担割合等についてです。

広域化に伴う施設整備の費用に関しては、国の補助制度を活用する方向で検討を進めています。構成自治体が負担する部分の団体ごとの割合については、現在検討中の施設整備計画の全体整備費や地域ごとの事業量を踏まえ、給水人口や各地域における事業効果などを総合的に勘案し、県の支援と併せて引き続き検討することとしています。

4点目、新たな事業体における意思決定の対等性の担保についてですが、広域化後の事業運営は一部事務組合である企業団により行う想定ですが、意思決定機関として設置される企業団議会に関しては、現在、先行事例の調査等を行い、議員定数や選出方法などについて検討を行っているところです。

さらに、管理運営に関しては、各団体の代表者で構成する運営協議会を設置し、事業予算や決算、規約変更等の重要事項を協議することになっております。こうした組織体制を通じ、意思決定に際して各構成団体の意見が適切に反映される仕組みを整備してまいります。

最後に、業務の共同化などの段階的な実施についてです。

令和3年度発足の上田長野地域水道事業広域化研究会での検討において、各事業者の組織人

材、施設、財源を一体的に運営し、事業者間の区域を超えた水運用を可能とする事業統合が最も効果が大いとの方向性を確認し、現在の協議会においてもその方向に沿って議論を進めているところです。ただし、事業統合に至る過程におきましても、事務の共同化や施設の共同管理、技術者の相互派遣など実施可能な取組があると考えますので、これらの導入について事業計画案の検討に併せ、協議をしてまいります。

以上でございます。

〔3 番林和明君登壇〕

○3 番（林和明君）それぞれ御答弁をいただきました。

続きまして、2 点目、補助金等の申請漏れの再発防止と、A I、デジタル技術の活用について伺いたいします。

行政への信頼は、適正かつ正確な事務処理の上に成り立っています。しかしながら、近年、市町村を含む県内において補助金の申請漏れなどの手続ミスが散見され、県民の貴重な財産である公金に損失をもたらす事態が生じております。これは、単なる個人のケアレスミスとして片づけることはできず、組織全体の構造的な問題として捉え、根本的な対策を講じる必要があります。

まず、補助金等の申請漏れの現状と傾向について伺いたいします。

現状を正しく把握することが全ての出発点です。過去3 年間に発生した長野県の手続ミスによる損失が発生した件数とその総額、また、どのような種類の補助金で申請漏れが発生しやすいのか、その傾向について伺います。

あわせて、こうした申請漏れ等の手続ミスの発生原因について伺います。私は、その背景に、近年の業務の複雑化や人員削減に伴う業務過多等の労働環境の悪化があるのではないかと推察しております。ミスを個人の責任に帰するのではなく、組織としての労働環境や業務量について県は現在どのような認識を持っているのか、所見を伺います。

次に、基本的な再発防止策について伺います。

補助金申請においては、国からの通知が複雑かつ膨大であり、これがミスを誘発する一因となっております。国からの複雑な通知を県が受け取り、それを適切に解釈して市町村へ伝達する際の現在のチェック体制はどのようになっているのか、伺います。

また、事務の停滞を防ぐためには、管理職の役割が極めて重要です。担当職員が一人で仕事を抱え込んでしまったり、事務処理に遅れが生じたりするのを防ぐためには、課長や係長といった管理職が、部下職員のタスクの進捗状況を日常的に、かつ適切に把握、管理する仕組みが不可欠だと考えます。管理職等のマネジメント力の向上に向けて県として今後どのように研修を進めていくお考えか、伺います。

しかしながら、私は、もう従来型の対策には限界が来ていると感じています。ミスが起きるたびに複数人でのダブルチェックの徹底やマニュアルの遵守が叫ばれますが、人間が行う以上、疲労や思い込みによるミスをゼロにすることは不可能です。このような人に依存した精神論的な対策に加え、システム的にヒューマンエラーを防止するための根本的な仕組みの構築が必要不可欠であると考えますが、所見を伺います。

そこで、A I ・デジタル技術を活用した抜本的な再発防止と業務効率化について伺います。

長野県も本格的なD Xを推進すべく時期にきています。補助金事務をはじめとする各種の事務処理におけるミスの再発防止に向けて、近年急速に発展している生成A I等のデジタル技術の活用をどのように推進していくお考えでしょうか。これまでの県の実施状況と併せて今後の明確な方針を伺います。

また、データ入力や転記作業といった定期的な事務作業につきましては、R P Aなどを活用した徹底的な自動化、効率化を図るべきです。それにより生み出された時間で、職員が本来担うべき制度の企画立案や、先ほど申し上げた進捗の管理といった人間にしかできないコア業務に一層注力できる環境を整備することが何より重要だと考えますが、今後どのように取り組んでいくのか。以上7点、高橋総務部長に所見を伺います。

最後に、こうしたデジタル技術の恩恵を長野県全体に行き渡らせるための取組についてお伺いいたします。

A I ツールの導入や、それを効果的に使いこなすための活用ノウハウ、例えば、適切な指示文の作成技術などは、財政的、人的リソースが限られる小規模な市町村が単独で導入、習得することは非常に困難です。長野県が率先してこれらのA I ツールや活用ノウハウを整備し、県内の小規模市町村とも積極的に共有していくことで、長野県全体の自治体力の底上げを図るべきであると考えますが、中村企画振興部長の御所見を伺います。

〔総務部長高橋寿明君登壇〕

○総務部長（高橋寿明君）私には、補助金等の申請漏れの防止、A I ・デジタル技術の活用についてということで全部で7問御質問をいただきました。順次お答えいたします。

まず1点目、過去3年間の補助金申請漏れの件数と総額、ミスが発生しやすい補助金の傾向についての御質問であります。

県において令和7年度までの過去3年間に判明した国庫補助金等の申請漏れや手続のミスによって県の負担が生じたものは全部で3件でありまして、総額は約4,700万円と把握しております。事案の数が多いということもありまして、御質問にあったような申請漏れが発生しやすい国庫補助金の傾向は見だしにくいですが、こうしたミスが生じた要因等を明らかにして、同じ間違いを起こさないように今後も取り組んでまいりたいと考えております。

次に、2点目の職員の労働環境や業務量の認識についてのお尋ねであります。

近年、急速な社会情勢の変化や人口減少社会への対応などに伴いまして、業務の複雑化・専門化が進み、業務量も増加傾向にあると認識しております。また、職員を対象に行ったこれまでの調査や職員対話などにおいても、業務量が増加している、人員が不足しているといった声が多く寄せられておりまして、こうした業務環境の変化や業務量の増加は、注意力の低下による確認ミスにつながる要因になり得るものと考えております。

続いて3点目、国からの通知を市町村に伝達する際のチェック体制についての御質問であります。

国庫補助金等の制度は、交付要綱や改正通知の専門性が高く、複雑なものもありまして、県がその内容を正確に理解し、市町村に分かりやすく誤りなく伝えることが極めて重要です。そのため、県として国の交付要綱の内容や取扱いなどについて通知を発出する際には、所管する部局において、管理監督者を含めた複数人でその内容を確認した上で市町村に伝えるものと認識しております。

また、市町村に関わる補助制度の重要な見直しや新たな国庫補助制度の創設が行われる際には、国から直接市町村に対しても丁寧な説明を行うよう求めていくことも必要と考えております。

続いて、4点目の管理職等のマネジメント力の向上に向けた研修の進め方についての御質問であります。

業務の抱え込みや事務処理の遅れを防止するためには適切にマネジメントを行うことが重要と認識しており、令和6年度から管理職等を対象としたマネジメント力の向上に関する研修を強化いたしております。P D C Aサイクルに基づく進捗管理に加え、タスク管理ツールによる業務管理手法なども取り入れて実施しております。さらに、課題や悩みを相談共有しやすい職場づくりやチーム力の向上に資するため、心理的安全性の向上に関する研修も取り入れているほか、職場環境を客観的な指標により可視化する調査を実施いたしまして、上司と部下とが共に改善を進める取組を行っているところであります。

今後も、課題の変化に応じて研修内容を充実していくとともに、研修の成果を日々の業務の中で具体的な行動として実践できるようフォローする仕組みを検討し、マネジメント力の定着とさらなる向上に取り組んでまいりたいと考えております。

続いて、5点目のヒューマンエラーを防止するための仕組みの必要性についての御質問であります。

補助金の申請手続などに係るミスの再発防止に当たっては、ダブルチェックやマニュアルの徹底につきましては今後も必要な取組として進めてまいりますが、こうした人によるチェック

に加えて、デジタル技術などを活用した人為的なミスを防止する様々な仕組みにより補完していくことが必要であると考えております。

続いて、6点目の事務処理におけるミスの防止に向けたデジタル技術の活用状況と今後の方針についての御質問です。

県では、これまで、全庁的な業務改革の一環として、例えば、公用車の車検切れ防止のため、車検満了前に該当所属宛てに通知メールを自動的に配信する仕組みの構築や、表計算ソフトのマクロ機能を活用した集計作業の自動化など、ミスを防止するための事務処理の自動化に取り組んできております。さらに、昨年1月からは、全職員のパソコンに対話型の生成AIを導入し、業務での活用を進めるとともに、今年度は、財務会計や福祉関係手当の支給などの業務において、規程や要綱等の蓄積された行政データを参照し、より正確な情報を引き出す生成AIの活用の実証にも取り組む予定です。

今後、こうした取組の成果も踏まえながら、AIやデジタル技術のさらなる活用を図り、補助金事務を含め様々な事務処理ミスの防止に取り組むことによりまして、行政サービスのさらなる質の向上を進めてまいります。

最後に、RPA、AI等のデジタル技術を活用した業務の効率化についての御質問であります。

職員を対象に実証した業務量調査におきまして、データ入力や集計作業などの定型的な作業のために多くの時間が費やされているという状況を把握しております。このため、昨年度から、全庁的な業務改革の一つとして、各所属における定型作業の削減に取り組んでおりまして、会計システムへの入力作業や書類から表計算ソフトへの転記作業などについてRPAを活用した省力化を進めております。既に具体的な成果も表れてきておりまして、こうした事例を庁内で共有し、ほかの所属や類似業務への横展開を図ってまいります。

また、徹底的な業務の効率化に当たっては、こうした定型的な作業の自動化に加えて、事務事業そのものの在り方や実施方法を根本的に見直すことが重要であると考えております。今後、全庁的な業務の洗い出しにより、業務の在り方や進め方を改めて点検した上で、AIなどのデジタル技術を積極的に活用した抜本的な業務改革を進め、地域の人々と直接向き合う現場での対応や責任を持って政策を決定する企画立案など、職員が本来担うべき業務に一層注力できるよう環境の整備を進めてまいります。

以上でございます。

〔企画振興部長中村徹君登壇〕

○企画振興部長（中村徹君） 私にはAIツールやノウハウの市町村への共有について御質問をいただきました。

A I によるトランスフォーメーションである A X は、業務の在り方自体を大きく変えるものであると認識しております。補助金等の業務についても A I の活用が前提となってくると考えますが、御指摘のとおり、小規模市町村では単独の導入は難しく、また、これらの市町村ではデジタル人材も不足しております。このため、県と市町村が参加する長野県先端技術活用推進協議会において情報システムの共同調達などを推進しており、令和 4 年度からは、A I 音声文字起こしツールの共同調達を開始し、現在は 63 団体が利用中。昨年度は、A I の活用に関する検討チームを設置し、製品のトライアル利用等を通じて A I ツールの比較検証を実施。今年度は、市町村における A I の具体的な活用ノウハウ等の整理を進めるなど、年々取組を進めております。

A I に関する状況の変化は、年度にとらわれた自治体のスピードを凌駕しており、先般開催した DX 推進本部会議においても、県の体制面も含めた抜本的な見直しが必要という議論が行われました。市町村も含めて長野県全体がどのようにこの課題と向き合うのか、引き続き検討してまいります。

以上です。

〔3 番林和明君登壇〕

○3 番（林和明君）ここまで、県民の命と暮らしを守るインフラの未来、そして、県民の県政への信頼を支える行政運営の近代化について質問いたしまして、阿部知事をはじめ関係部局長の皆さんから県民に寄り添った前向きかつ具体的な答弁をいただきました。

私の一般質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○副議長（中川博司君）次に、小山仁志議員。

〔27 番小山仁志君登壇〕

○27 番（小山仁志君）中東情勢の混迷とその長期化、ホルムズ海峡封鎖による県内産業や県民生活への影響が顕在化し、その先行きや見通しに対する不安感に覆われています。

政府は、ナフサ由来の化学製品について、ナフサは中東以外からの代替調達が従来の 8 割超まで回復。年を越えて供給の継続が可能と強調されています。

一方、産業の現場では、ナフサ不足の影響は日に日に深刻さを増し、その影響は資金繰りや雇用不安等へ波及しています。住宅断熱材や塗料用シンナー、ユニットバスなど建築資材の調達は綱渡り。仕事がなくなりかける中小事業者もあります。食品トレーや弁当容器、食品包装は不足し、大きな値上がりに直面。燃料費や農業資材等の高騰も農業を直撃しています。

先行きが不透明な中で、流通の目詰まりや買いだめの発生は避けがたく、短期的に改善する見通しは立ちません。政府の見解とは裏腹に、サプライチェーンの混乱は、この数か月解消への進展は見られず、状況は悪化するばかりです。

中東情勢の混迷と長期化の影響について、原油やナフサの供給に問題はないという政府の見解と現場の実態には大きな乖離が生じており、大手新聞社の世論調査では、「政府の説明に納得できない」が64%にも上っています。

この政府の説明と現場の実態の乖離の要因を県ではどのように認識されているのでしょうか。また、その要因を解消するため、県として果たしていくべき役割や講じていく対策についての考えを産業政策監に伺います。

ナフサ不足やその価格高騰の影響は医療や介護現場にも広がっています。医療用手袋をはじめ、注射器やカテーテル、透析回路や吸引チューブなど、毎日利用する資材の多くがナフサ由来のプラスチック資材です。

こうした欠かすことのできない消耗品の値上がりは、医療機関等の経営に大きな負担感となっています。公定価格で運営されている医療機関や介護事業所は、消耗品価格が上昇しても、利用者に対しそのまま価格転嫁できるわけではありません。また、供給が滞るような事態となれば、手術の延期や透析への影響など命に直結する影響が生じてしまいます。

こうした事態を防ぐための対策には、最優先に取り組まなければなりません。県では、資材不足がその提供体制に直結する医療機関や介護施設、障害福祉サービス事業所などにおいて供給や備蓄の状況、供給不足のリスクについてどのように認識されているのでしょうか。

今定例会の補正予算案では、医療・衛生用資材価格高騰対策支援事業費として約12億6,000万円の予算が提案されています。本予算におきましては、支援対象や価格動向の捉え方を含め、事業費をどのような考え方で積算されたのでしょうか。また、医療機関や介護施設等における資材価格高騰等による経営への影響をどのように認識されているのか、伺います。

本事業は価格高騰に対する言わば緊急的な支援と言えますが、病床数や定員数に応じた定額となっています。しかし、医療機関においては診療科によっても、また、福祉分野においても、その資材使用量は異なります。一律の支援で、資材使用量の多い施設の負担を十分に反映できるのか。以上3点につきまして健康福祉部長に伺います。

中東情勢の緊迫化とその長期化により懸念されてきたのが、日本のエネルギー確保です。中東主要産油国の輸出ルートが集中しているホルムズ海峡に危機が訪れた際に経済活動のボトルネックとなることは、かねてより指摘されてきました。

政府は、5月以降、迂回ルートの確保により代替調達を拡大、年度を越えて来年春まで石油の安定確保ができるめどが立っているとしています。こうした危機への迅速な対応は短期的に不可欠であります。

一方で、こうした対症療法にとどまらず、中長期的には日本のエネルギー供給構造を抜本的に見直す必要性に迫られていることを強く認識しなければならないと考えます。日本のエネル

ギー供給構造が抱える脆弱性に対する知事の問題意識、所見を伺いたいと思います。

そして、私たちは長野県のエネルギー安全保障をどのように高めていくのかという視点での取組強化も不可欠です。県ではゼロカーボン戦略に取り組まれています、環境政策という枠を超え、県民生活や産業を守るエネルギー安全保障として捉えた構造転換をさらに強く大きく前進させていくことが必要です。これまでの再生可能エネルギーの導入やエネルギーコスト削減設備の導入、蓄電池やEVへの支援等の取組を、危機対応への投資としてさらなる強化が必要とされていると考えますが、県の対策について環境部長に伺います。

中東情勢の影響により、幅広い産業でリスクが顕在化してきました。特に、本県の基幹産業と言えます製造業や建設・建築の現場においても深刻な打撃を生んでいます。発注しても物が届かない調達が不安定な事業者は後を絶たず、その先行きも不透明な状況は、日に日によくない方向に進んでいるというのが現場の声、ここ数か月の実態です。

振り返りますと、県内産業や県民生活を支える物資の高騰や供給リスクは、コロナ禍をはじめ、ウクライナ情勢、米国関税措置、そして今回の中東情勢の緊迫化により、繰り返し顕在化しています。そして、こうした地政学的なリスクは今後も起きる可能性を視野に入れた対策が必要と考えます。リスクが発生するたびに、負担軽減や供給確保等の支援策、財政出動が講じられていくわけですが、一方で、本質的には、県としてもサプライチェーンの強靱化を図っていく視点、取組も忘れてはなりません。

エネルギーや肥料・飼料や食料、さらには医療・介護資材といった県民生活を支える物資について、調達先の多様化や県内生産の拡大による安定供給体制の強化など、経済安全保障の観点から構造転換が必要と考えますが、県の認識を阿部知事に伺います。

〔産業政策監田中達也君登壇〕

○産業政策監（田中達也君）私には原油・ナフサの供給に関する政府見解と現場の乖離、県の役割についてのお尋ねをいただきました。

国においては、原油やナフサの代替調達を進める中で、日本全体として必要な量は確保され、安定的な供給が可能との発表がなされております。

一方、県で実施しております定期的なヒアリング調査では、事業者の皆様から今なお物資の不足を訴える声をお聞きしております。実際に、県内で流通を担う卸売事業者の方々と意見交換を行う中では、先行きの不安を背景とした少量の買い増しや前倒しの発注が積み重なり、国全体では本来の必要量を上回る需要が生じていること。また、メーカーの生産供給が需要に追いつかず、大口注文を行う大手事業者から優先的に納品される傾向があるといったお話をお聞きしているところでございます。

こうした状況から、国全体としては必要な総量は確保されているものの、需給の偏りにより

県内の中小事業者には物資が行き渡りにくい状況となり、このような乖離が生じているものと考えております。

このため、県の役割といたしましては、まず、供給見通しなど正確な情報を、各業界、各事業者の皆様届けるとともに、特に医療・福祉などのエッセンシャル分野については、その機能維持を最優先とし、定期的なヒアリングに加え、直接現場に出向いて課題を把握し、迅速かつ的確な対策につなげてまいります。

以上でございます。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君）私には中東情勢に関連して3点お尋ねがありました。

初めに、医療機関や福祉施設への影響の把握についてでございます。

県では、医療機関や介護施設、障害福祉施設、医薬品や医療資材の卸業者等に対し、定期的なヒアリングや事業者アンケート調査の実施に加え、直接団体や業者の現場に出向いて意見交換を実施し、医療・衛生資材の供給や、備蓄、価格高騰の状況について継続的に実態を把握してきたところでございます。

国において、製造業者等に対し、医療用途を中心とした安定供給や特定の需要先に偏らない供給について要請がなされていることもあり、現場においては、必要量を超える調達に対する制限や納品に一定の期間を要するなどの影響が認められているものの、現時点での供給不足や医療・福祉サービスの提供に支障を及ぼす状況にはないものと認識しております。

一方で、多くの医療・衛生資材で価格が上昇している状況があり、今般6月補正予算案でこれらに対する支援をお願いしているところでございます。

次に、補正予算案における支援事業の積算等についてでございます。

県としましては、今般のナフサ由来資材をはじめとする医療・衛生用消耗品の価格高騰による医療機関や介護施設等の経営への影響は少なくないものと認識しており、事業費については、プラスチック手袋やごみ袋、また、点滴チューブや針捨てボックスなど、医療機関や介護施設等で日常的に使用される医療・衛生用品資材の価格高騰分を支援できるように必要経費を見込んでいるところでございます。

最後に、資材の使用量差を踏まえた支援の在り方についてでございます。

議員御指摘のとおり、施設種別やサービス内容によって資材使用量には差異があることから、本来であれば、その実績を踏まえ、施設ごとに必要額を算出した上での支援が望ましいところではございますが、これによる場合、実際の支援までに相応の時間を要することが課題でございます。

県としましては、できる限り速やかに支援を届けることが重要と考え、過去の支援実績や事

業者へのヒアリングを踏まえ、実態に応じた単価設定を行い、定額による支援を基本としたところでございます。なお、有床の医療機関や入所系の介護施設にあっては、病床数や定員数を考慮することでその規模に応じた支援とすることとしております。県民生活に大きな影響を及ぼし得る医療・福祉サービスの提供体制を維持していくため、本事業による支援を確実に届けるとともに、引き続き現場の実情を的確に把握しつつ、国への要望を含め、必要な対応を行ってまいります。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君） 私には2点御質問をいただきました。

まずは日本の現在の供給構造が抱えるエネルギーの脆弱性についての問題意識と所見という御質問でございます。

現在、化石燃料を中心としたいわゆる大規模集中型のエネルギーシステムが日本のエネルギーを支えているわけであります。これは、言わば20世紀型の産業文明を支えてきた基盤でありまして、我が国の経済成長、あるいは効率的な発展という観点では大きな成長を支えてきたシステムだというふうに思っております。

一方、今日の状況を見ると、御質問にもありましたような地政学的なリスクや世界的な需給バランスによる価格変動等に常にさらされ、ある意味脆弱な側面もあるというふうに考えています。東日本大震災の際には、原発の事故があって、広範囲の停電とその後の電力不足ということで、こうした言わば大規模集中型のエネルギーシステムは、自然災害などによって機能停止に陥ると非常に広い範囲で社会に大きな影響を及ぼすということは、既に私たちが体験してきたことでもあります。

私としては、エネルギー政策は、地域の在り方、あるいは国家の在り方として非常に重要なことだというふうに思っております。もとより、経済性、効率性等を考えていくということも重要ではありますが、その一方で、例えば、地域の自立性という観点であったり、あるいは、我々は民主主義社会でありますけれども、ブラックボックスなシステムなのか、我々にとってより身近な分かりやすいシステムなのか、こうしたことは、エネルギーシステムを考える上では重要な視点なのではないかなというふうに思っております。

そういう意味で、エネルギーについては、実は社会の基本構造を決定づけていく大きな要素にもなっているというふうに考えております。そういう意味で、自立分散、地域の資源を大事にしていこうということを考えれば、やはり太陽光、小水力といった小規模分散型のエネルギーに転換していくということが分権型の社会構造とも親和性が高いものというふうに考えております。民主的な統治、あるいは自立度が高い地域、こうしたことを目指すという観点から、

こうした小規模分散型のエネルギーシステムに移行していくということがこれから日本社会にとっても世界全体にとっても求められているのではないかと考えています。

続いて、経済安全保障の観点からの構造転換の必要性という御質問でございます。

先ほど申し上げたように、本県経済社会は、地政学的リスクをはじめ、様々な外部環境に大きく影響される部分がございます。こうした中で、県民生活と県内産業を守り、本県経済の持続的な発展を実現するためには、国際情勢の変化等に左右されにくい産業構造への転換を図っていくということが重要な視点だというふうに考えております。

そのため、各事業者のサプライチェーンの見直し、強靱化などを促すとともに、経営基盤の一層の強化にも取り組んでまいりたいと思っております。例えば、供給リスクを避けるために複数企業からの調達を促す、あるいは備蓄を見直すなど、資材や原材料の確保の徹底。また、バイオ原料や電化など輸入資源に依存しない代替原料、代替技術の導入支援。さらには、レジリエンスを高めるための中小企業の業務の共同化等の推進、こうした今般の中東情勢で明らかになった諸課題に向き合い、各業界の事業者の皆様方とも緊密にコミュニケーションを図りながら、本県経済のリスク体制を強化していくべく取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

〔環境部長小林真人君登壇〕

○環境部長（小林真人君）私には、エネルギー安全保障の観点からの省エネルギー、再生可能エネルギー導入支援のさらなる強化について御質問を頂戴しました。

化石燃料に大きく依存した現在の状況は、脱炭素社会の実現の足かせであるばかりか、エネルギー調達の観点からは国際情勢に左右される脆弱なものと言えるところでございます。

こうした中で、今般の中東情勢の緊迫化を受け、エネルギー安全保障や地域のエネルギー自立の観点から、構造転換を図る契機にすべきと考えているところでございます。

また、昨今の物価、エネルギー価格の高騰を受けまして、家計の出費や事業コストへの関心が高まる中においては、経済的負担の軽減にも資する省エネルギーの取組や再生可能エネルギーの導入の意義、効果がますます大きくなっているところでございます。この機を捉えまして、今定例会には、エネルギーコスト削減促進事業補助金の補正予算案を提出したところであり、省エネ家電購入応援キャンペーンとともに、家庭や事業所における設備の効率化を進めてまいりたいと考えております。

また、今年度から、太陽光発電設備や蓄電池等の導入補助の対象に新たにEVを追加したほか、地域共生型・地消地産型の小水力発電の普及に向けた懇話会を新設するなど、本県が大きなポテンシャルを有する太陽光発電や小水力発電を中心に再生可能エネルギーの普及拡大を図るとともに、災害時などの地域のレジリエンスの強化にもつなげてまいりたいと考えておりま

す。

さらに、今後、薄型太陽電池やプラグインソーラー、地中熱の活用などに向けた取組を行っていくことを予定しておりまして、地域におけるエネルギーの自給確保に向けた施策を強化してまいり所存でございます。

以上でございます。

〔27番小山仁志君登壇〕

○27番（小山仁志君）中東リスクによる将来の供給不安が企業の行動を変え、何がどこまで不足するのか分からないという不確実性がサプライチェーンの停滞、価格高騰などの波及を招き、混乱を高めました。正確な情報提供による安定供給とともに、リスクのたびに叫ばれる構造転換への投資を力強く進めていかなければなりません。経済安全保障の視点からも、危機に強い長野県経済への体質転換に向けた取組を着実に実施していただくことをお願いさせていただいて、私の質問を終わります。

○副議長（中川博司君）次に、佐藤千枝議員。

〔10番佐藤千枝君登壇〕

○10番（佐藤千枝君）改革信州の佐藤千枝でございます。

去る6月2日は「世界摂食症アクションデイ」でした。このイベントに際し、当事者団体から朗報が届きました。長野県に拠点病院が設置されたことにより、初めて善光寺本堂と松本城がマゼンタ色にライトアップされました。主催されました長野県拠点病院をはじめ、摂食障害全国支援センター、そして関係者の皆様に、この場をお借りしまして私からも深くお礼を申し上げます。

では、通告に従い質問をさせていただきます。長野県のスポーツ振興についてです。

2025年6月のスポーツ基本法改正により、国の方針は、スポーツによる社会課題解決とウェルビーイングの向上へと大きく転換されました。本県では、知事部局への移管、次期推進計画の策定、部活動の地域展開、そして2028年の国スポ・全障スポという歴史的な転換期を迎えています。この状況下において、国の法改正の理念を現場に落とし込み、具体的な施策へどう反映させていくのか、順次伺っていきます。

改正スポーツ基本法では、中学生が地域でスポーツを楽しむ機会を確保するための政策を講じることが地方公共団体の努力義務として規定されました。令和8年度末をめどとする休日の地域展開完了に向け、財政支援、指導者確保などの課題もあるとお聞きしていますが、現在の取組を伺います。

2027年度から、全国中学校体育大会は、スキー、スケートを含む9競技を廃止する方針となりました。本県における中学校総合体育大会の在り方や方向性についてはどうか。以上2点を

武田教育長に伺います。

改正法では、基本理念に、障害者基本法等を踏まえ、不当に差別されないことが追加され、法律上の名称も「日本パラスポーツ協会」「日本パラスポーツ大会」に変更されました。2028年の信州やまなみ全障スポを控える中、本県における障がい者スポーツの実施状況、指導員の養成状況、障がいのある方とない方が一緒に行うスポーツの取組状況について課題と対応策を伺います。

スポーツ行政を知事部局へ移管した令和6年度末、教育の枠を超えて、観光、福祉、工業など他分野との連携を重視し、第3次スポーツ推進計画を改正したと承知しておりますが、令和9年度を目標年度としているところであり、スポーツと他分野の連携政策として具体的にどのような取組をしているのか。以上2点、柳井観光スポーツ部長に伺います。

次の質問は、阿部知事に伺います。

長野県の次期スポーツ推進計画策定に当たり、スポーツ基本法の改正内容を反映させるとともに、現行計画で示された「スポーツ掛ける〇〇」というように、スポーツと様々な分野とをつなぎ、県としての取組をさらに推進していくことが重要と考えますが、知事の御所見を伺います。

次に、医療的ケア児等への支援の推進についてです。

超党派議員連盟により、医療的ケア児支援法から18歳の壁を撤廃し、対象を18歳以上の成人期や重症心身障がい者まで拡大し、切れ目のない支援を行い、地域間の支援格差の是正を義務づける医療的ケア児等及び重症心身障害者支援法への改正法案が今後提出される見込みとのこととです。

医療的ケア児者を支える家族は、24時間365日、途切れない介護に心身ともに追われ、自身の親亡き後の我が子の将来に強い不安を抱いております。また、兄弟児へのしわ寄せや、介護による孤立など社会とのつながりの難しさ、学校・保育の受入れ制限や成人期の就労の壁といった地域格差も立ちはだかり、家族は常に葛藤と大きな負担を強いられています。今後これらの課題にどう応えていくのか、順次笹渕健康福祉部長に伺っていきます。

初めに、本県における医療的ケア児等支援センターのこれまでの実績と取組の中で見えてきた医療的ケア児者への支援の課題、そして、対応策をどのように捉えているのでしょうか。また、医療的ケア児等コーディネーターの専門性向上に向けた取組と市町村や各福祉圏域との連携による地域間の格差解消策について併せて伺います。

次に、医療的ケア児や重症心身障がい児が成人後も住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、生活介護やグループホームなどのサービスの確保とともに、医療従事者の理解促進や移行期医療の支援策についても伺っていきます。

次に、医療的ケアに関わる家族の心身の疲弊を軽減するため、ショートステイの受入れ拡大、夜間の訪問看護、ヘルパー等の居宅支援の体制拡充に向けた取組についてはどうか、伺います。

次に、人工呼吸器やたんの吸引器を日常的に使用する医療的ケア児者にとって、災害時の停電は命の危機になります。電源確保をはじめとする避難所の環境整備に関する今後の取組についてはどうか、伺います。

次の質問は、阿部知事に伺います。

在宅で医療的ケア児者等の家族を支える保護者からの、自分が動けなくなったらこの子はどこへ行ったらよいのか、我が子を思うと病気になてなっていられないという切実な声。その人自身の思いや感情、訴えを表現しにくい医療的ケア児者に対し、手厚い施策が求められます。今般の支援法の改正の動向を踏まえ、長野県として医療的ケア児者等への支援にどう取り組んでいくのか、阿部知事の御所見を伺います。

最後の質問です。日本語指導が必要な外国籍児童生徒への支援体制についてです。

本県は、外国人の定住化が進む一方、日本語指導が必要な児童生徒が県内全域に散在しており、専門人材の確保や相談体制の構築が困難な状況にあります。日常会話はできても、学習言語の習得が難しく、不適應やキャリア不安など課題が多岐にわたります。

多文化共生方針に基づき、初期指導の見直しやインクルーシブ教育の実現など、誰一人取り残さない教育環境をどう整備していくのか。支援体制についてどうか。4点、武田教育長に伺います。

県内どこに住んでいても来日直後の子供たちがひとしく質の高い初期日本語指導を受けられるよう、県として広域的な支援をどのように展開していくのか、見解を伺います。

次に、多言語化が進む学校現場では、指導員の不足や連携、放課後フォローの不備が課題です。そこで、令和8年度から県が導入する外国人児童生徒等支援充実キャラバン隊の具体的な運用・伴走方法と、言語の壁を越え子供たちの未来を切り開くための高校進学やキャリア教育に向けた中長期的なフォローアップ体制の構築についてはどうか、併せて伺います。

公益財団法人長野県国際化協会が実施している日本語学習コーディネート事業と学校現場とは、どのように連携を図っているのでしょうか。加えて、その関係性を今後どう高めていくのか、併せて伺います。

次に、学校現場では、日本語の未修得か発達障がい等の特性かの判別や、保護者との合意形成の難しさがあるとお聞きしています。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置をはじめ、医療・福祉、多文化共生部局との具体的な連携策を伺います。また、保護者との信頼関係構築や適切なアセスメントのため、先進県の事例を参考に、外国籍児童生徒のための特別支援教育対応ハンドブック・ガイドラインを県独自に作成するなど、現場へ具体的な

支援方法を周知していくべきと考えますが、いかがでしょうか。

次に、最後に阿部知事に伺います。

長野県で暮らす外国籍の子供たちが言葉の壁で未来を閉ざされてしまうようでは、真の多文化共生社会とは言えません。子供の教育環境が充実した地域こそが外国人から選ばれる地域になるという視点を踏まえ、外国籍の児童生徒に対して県が責任を持って教育支援の基盤を底上げしていくべきと考えます。知事の政治姿勢と決意を伺います。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君）私にいただいた質問について順次お答えしてまいります。

まず、休日部活動の地域展開における現在の取組についてでございます。

令和7年度中学校部活動調査では、スポーツ分野、芸術分野合わせて87.5%の部活動が令和8年度末までに休日の地域展開を完了する見込みでございます。

一方で、議員御指摘のとおり、財政支援や指導者確保などの課題があることも承知しております。財政支援については、国の補助金を活用し、指導者への謝金や保険料など地域クラブ活動の運営に必要な経費に対して支援をしております。

また、指導者確保については、昨年12月に信州地域クラブ活動指導者人材バンクシステムを構築し、登録者と地域クラブ等のマッチングを図っているところでございます。加えて、特に中山間地域における専門的な指導者の確保が難しい状況であることから、これまでオンラインを活用した活動にも取り組んできており、本年度は対象種目を拡大して実施することとしております。

引き続き地域事情に応じた支援を行いながら、子供たちの多様な活動機会の確保と持続可能な地域クラブ活動の実現に向けて取り組んでまいります。

続きまして、長野県中学校総合体育大会の在り方や方向性についてのお尋ねでございます。

長野県中学校総合体育大会は、中学校教育の一環として、生徒が日頃の活動成果を発表し、心身の健全な育成や生徒同士の交流を図る場として長年にわたり実施されてきた大会であり、その教育的意義は大きいものと考えております。しかしながら、少子化による生徒数の減少や合同チームの増加、また熱中症予防対策費用や運営経費の捻出に伴う参加費の増など、大会運営上様々な課題があることも承知しております。

こうした状況を踏まえ、県教育委員会といたしましては、大会運営を担っている長野県中学校体育連盟と共に、運営方法、規模、経費など今後の大会の在り方等について研究を始めたところでございます。今後も、県中学校体育連盟をはじめ、各種競技団体や市町村教育委員会と連携を図りながら、大会の継続的な実施を見据えた検討を進めてまいります。

続きまして、日本語指導が必要な外国籍児童生徒等への支援体制について4点質問をいただ

きました。

まず、初期日本語指導における広域的な支援についてでございます。

来日直後の外国人児童生徒に対する初期日本語指導については、居住する地域によって支援に差が生じることのないよう、環境整備を進めていくことが重要であると認識しております。議員御指摘のとおり、日本語初期指導教室の設置は、来日直後の子供たちにとって有効な支援の一つであると考えております。

一方で、昨年度実施した外国につながる子どもたち支援ワーキンググループ会議において、教室外でのいわゆる取り出し指導を行うことで、子供同士の関わりの中で生まれる学びが失われるといった意見も出されたところでございます。このため、初期日本語指導の方法については、外国人児童生徒の年齢や実情に応じたよりよい指導の在り方の研究を現在進めているところでございます。

今後も一定数の外国人児童生徒の受入れが想定されることから、地域間の格差が生じないよう、県教育委員会として、初期日本語指導の在り方を市町村教育委員会と連携しながら検討してまいります。

続きまして、専門人材の確保及びキャラバン隊の運用、高校進学等への支援についてでございます。

議員御指摘のとおり、専門人材の確保や支援体制の整備が課題であり、多言語化の進展に対応した支援の充実が必要であると認識しております。こうした中、専門人材の確保については、本年度から、教員採用選考において、登録日本語教員の資格を有する方を対象とした選考枠を設けたところでございます。また、地域に在住する外国人の方々の協力を得るなど、地域と連携した支援体制の構築についても検討しているところでございます。

外国人児童生徒等支援充実キャラバン隊については、有識者や日本語指導サポート教員を中心に、要請のあった学校や教育委員会に訪問する形で本年度から取組を開始したところでございます。具体的には、訪問時に在籍児童生徒の状況や校内の支援体制を把握するとともに、指導方法や体制整備に関する助言を行っております。また、訪問後には、オンライン等を活用してその後の様子を情報共有するなど、学校現場に寄り添った継続的な支援につなげてまいります。

また、高校進学では、キャリア教育に向けた支援については、現在、長野県国際化協会が各ブロックで実施している進学ガイダンスに県教育委員会としても協力しているところであり、今後も関係機関と連携しながら必要な情報が確実に本人や保護者に届くよう取り組んでまいります。

続きまして、県国際化協会が実施している日本語学習コーディネート事業との連携について

でございます。

日本語学習コーディネート事業については、昨年度、県内の小中学校等から62校、延べ130回の支援要請がありました。日本語学習コーディネーターは、参観等により児童生徒の日本語の習得状況や困り感を把握するとともに、学校の課題やニーズに応じて他の機関との連携を進めるなどの支援をしていると聞いております。学校現場からは、実際に状況を把握してもらえたことでその子の困り感が分かり、大きな支えになった。専門的な立場からの説明により、保護者にも支援の方向性を理解してもらえたといった声が寄せられているところでございます。

今後、外国人児童生徒の多言語化が進むと見込まれることから、こうした支援の活用を図りながら、外国人児童生徒への支援の充実に向け、県国際化協会との連携に一層努めてまいりたいと考えております。

最後に、関係機関等との連携策及びガイドラインの作成についてでございます。

昨年度、外国人児童生徒の支援に関わるNPO法人や県民文化部との連携による外国につながる子どもたち支援ワーキンググループ会議を開催し、初期段階における日本語指導の在り方や言語の課題と発達面の特性の見極めなどに関する課題の整理を進めてきたところでございます。

会議の議論を踏まえ、本年度は、キャラバン隊による学校訪問等を通して現場の実態把握をさらに進めるとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用を含め、関係機関との具体的な連携の在り方について検討しているところでございます。

また、議員御提案の保護者との信頼関係構築や適切なアセスメントに資するガイドラインの作成については、学校現場で活用しやすい形で対応のポイントを整理し、特別支援教育の視点も含め、外国につながる児童生徒支援のためのリーフレットを作成する予定であり、支援体制の充実に向けてまいり所存でございます。

以上でございます。

〔観光スポーツ部長柳井和則君登壇〕

○観光スポーツ部長（柳井和則君）私には長野県のスポーツ振興について2点お尋ねをいただきました。

まず、障がいのある方のスポーツ実施をめぐる課題と対応策についてのお尋ねでございます。

障がいのある方がスポーツを行う際には、それぞれの障がいの特性を踏まえたサポートや配慮が必要であり、スポーツの実施環境の整備や指導者の確保は大変重要なことと考えております。

お尋ねの障がい者スポーツの実施状況については、直近の令和4年の調査では、当時はまだコロナ禍にあったことから実施率は約11%にとどまりましたが、その後、レクリエーションの

要素もある競技や体験を取り込んだ大会を実施するなど、障がいのある方がスポーツに参加しやすい取組を進めております。

次に、指導員の養成状況については、毎年パラスポーツ指導員の養成講習を実施しており、現在、日本パラスポーツ協会公認の指導者は県内に530名おりますが、近年は受講者数が伸び悩んでいます。そのため、従来の福祉関係者やスポーツクラブだけでなく、企業や大学などにも幅広く受講を働きかけ、指導者の確保に取り組んでいます。

最後に、障がいのある方とない方が一緒に行うスポーツの取組状況については、競技性が高いブラインドサッカーやフロアホッケーのほか、比較的気軽に楽しめるボッチャなど様々な競技を通じて交流を進めていますが、ショッピングモールなどでのパラスポーツイベントを通じ、一層の推進を図ってまいります。

今後も、スポーツ基本法の改正の趣旨を踏まえ、障がいのある方とない方が共にスポーツを楽しめる環境づくり、ひいては共生社会の実現にスポーツの側面より取り組んでまいります。

次に、スポーツと他分野の連携施策の取組についてお尋ねをいただきました。

スポーツ行政を知事部局に移管したことを契機として、第3次長野県スポーツ推進計画では、スポーツと観光、福祉、商工など他分野との連携を一層重視し、スポーツの持つ力の多面的活用を柱の一つとして位置づけたところです。

具体的な取組としては、プロスポーツと観光周遊を組み合わせた販売支援による県内観光の促進と交流人口の拡大、プロスポーツチームと他産業との連携により県内の地域課題解決と経済活性化につなげるプラットフォームの構築、企業や事業者におけるパラスポーツ体験型研修の開催を通じた共生社会づくりの推進などに取り組んでいるところです。

県としましては、今後も引き続きスポーツの持つ多面的な価値を最大限活用しながら、観光振興をはじめ、福祉や健康、地域づくりなど様々な分野とより一層の連携を図り、活力ある長野県づくりに取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君） 私には3点御質問をいただきました。

まず初めに、地域スポーツ推進計画の作成に当たり、スポーツと様々な分野をつなぐ取組をさらに推進することが重要と考えるがどうかという御質問でございます。

昨年初めての大幅改正が行われたスポーツ基本法におきましては、基本理念に、スポーツによる地域振興の推進や長寿社会の実現、共生社会の実現を明記するなど、各種改正がなされております。

県としても、次期スポーツ推進計画にこうしたことを踏まえて、必要な事項を適切に反映し

ていきたいと考えております。特に、スポーツと他分野等との連携につきましては、先ほど観光スポーツ部長からもお答え申し上げたように、福祉分野では企業等でのパラスポーツ体験型研修の開催、産業・観光分野ではプロスポーツチームと企業等が連携し地域課題解決に取り組むプラットフォームの構築などを進めてきているところでございます。

今後とも、スポーツと他分野との連携を一層推進し、スポーツを通じた元気な長野県づくりの実現に取り組んでまいります。

次に、医療的ケア児に対する支援について、今回の支援法の改正の動向を踏まえ、県として医療的ケア児者支援にどう取り組んでいくのかという御質問でございます。

本県では、医療的ケア児等支援センターの開設当初から、医療的ケアの必要な児童に加え、18歳以上の方や重症心身障がいのある方も支援対象としてきており、本県の取組が今般の法改正の内容の検討にも生かされたのではないかとというふうに受け止めております。

一方、医療的ケア児等コーディネーターが未配置の地域があるなど支援体制に濃淡があること、また、医療的ケア児等の暮らしの多様化による当事者や御家族のニーズが多様化していることなどの課題がございますことから、今後は、医療的ケア児等支援センターを中心に、コーディネーター配置の拡大、医師、リハビリ専門職や栄養士など多職種が連携した支援体制の整備に取り組んでいきたいと考えております。こうしたことを通じて、医療的ケアを必要とされる方がライフステージを通じて尊厳ある生活を安心して送ることができる長野県を目指して取り組んでまいります。

最後であります、外国籍児童生徒に対する支援についての御質問をいただきました。

外国人の方々との共生は、誰もが安心して暮らし、世界中の人からも選ばれる魅力ある長野県を目指していく上で重要な取組だというふうに考えております。

その際に、子供の教育環境につきましては、外国人の方々に、長野県で働き、暮らすといったことを選んでいただく際の重要な判断要素だというふうに考えており、今後県として特に力を入れて取り組んでいかなければいけない分野の一つだと考えております。

学校に通っていない子供の実態把握や支援、また、学校においても、日本語の習熟状況に応じた教育の提供、保護者と学校とのコミュニケーションなど様々な課題が現在ございます。こうしたことから、これらの課題に真正面から向き合って、教育委員会を中心としながらも、関係部局がしっかりと課題を共有しながら、子供たちやその保護者が将来にわたって幸せに生き続けることができるよう、全庁を挙げて取組を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君） 私には4点お尋ねがございました。

初めに、医療的ケア児等支援センターの実績、支援の課題と対応等についてでございます。

医療的ケア児等支援センターでは、地域の支援機関や当事者の御家族からの相談支援や関係機関との連携を図るとともに、支援の中核を担う医療的ケア児等コーディネーターの育成と地域の支援体制の構築を進めてきたところです。

その結果、本年4月時点でコーディネーターがカバーする市町村は51となり、そのほかの市町村においても保健師等が相談に対応するなど、地域の課題は地域で解決できる体制が一定程度は整ってきたと考えております。

一方、成人移行後の日中活動や、就労の場の不足、レスパイトの役割を担う短期入所事業所の活用が進まないことなどに課題があることから、センターを核として、地域における受入れ事業所の開拓や、関係機関の連携による当事者と受入れ施設とのマッチングを引き続き推進してまいります。

また、研修などを通じたコーディネーター等の支援人材の資質向上にも取り組み、各地域の実情に応じた支援体制のさらなる底上げを図ることで、住んでいる場所により受けられるサービスに差が生じないように支援してまいります。

次に、医療的ケア者等の受入れ施設の確保についてです。

本年4月現在、県内の生活介護事業所250事業所のうち105事業所で、グループホームは242事業所のうち6事業所で看護師が医療的ケア等を実施しておりますが、受入れ可能な事業所はまだ限られていると認識しております。このため、受入れ施設が増えるよう、施設整備の補助事業における医療的ケアに対応する施設の優先採択や、看護師配置等による報酬上の評価に関する情報提供に努めているところです。

医療的ケア児等への対応については、医療的な知識のほか、成長過程に合わせた多様な支援が必要であることから、医療的ケア児等支援センターにおいて医療従事者も含めた多職種を対象とした研修を実施し、理解促進を図っております。

また、信州大学医学部附属病院と県立こども病院の移行期医療支援センターが地域の医療機関と連携し、医療的ケア児も含め、小児期から成人期まで切れ目ない支援体制の構築に取り組んでいるところです。

今後とも、医療的ケアを必要とされる方が適切な支援やサービスを受けることができるよう、受入れ体制の充実や理解促進を含めた人材育成に取り組んでまいります。

三つ目に、短期入所の受入れ拡大や居宅支援体制の充実についてでございます。

医療型短期入所の開設に向けては、これまで、医療的ケア児等支援センターにおいて医療機関等に対する制度の説明や先行施設の見学の調整等の後方支援を行ってきたところです。しかしながら、診療報酬と比べ報酬単価が低く、参入が進まないことから、適正な報酬上の評価と

するよう国に対し要望しております。

居宅支援の体制拡充に関して、訪問看護については、医療的ケア児等支援センターにおいて長野県看護協会と連携した研修を実施するとともに、重度訪問介護等を担うヘルパーについても県指定事業所による研修を通じた育成に引き続き取り組んでまいります。

最後に、避難所の環境整備に関する今後の取組についてでございます。

人工呼吸器等を使用する医療的ケア児者にとって、避難所では電源と機器を配置するスペースの確保が最も重要であることから、医療的ケア児等支援センターでは、県社会福祉協議会や市町村と連携した避難訓練を実施し、電源確保をはじめとした避難所の設営方法の啓発に取り組んでおります。

さらに、医療的ケア児等支援センターが監修し県社会福祉協議会が本年2月に作成した「医療的ケア児・者の防災担当者のためのハンドブック」を活用し、災害時における迅速かつ適切な避難所開設に向け、市町村の取組が一層進むよう支援してまいります。

以上でございます。

〔10番佐藤千枝君登壇〕

○10番（佐藤千枝君）それぞれの質問に対しまして丁寧な御答弁を阿部知事をはじめ関係担当者からいただきまして、ありがとうございました。今回の質問は、法改正に絡めて、スポーツ振興について、医療的ケア児者への支援について、そして多文化共生社会の実現に向けた外国籍児童生徒に対する教育支援ということで質問をさせていただきました。

法改正の趣旨を踏まえた中で、県民一人一人にその効果が実感できる施策として今後着実に推進していただくこと、そして、これからも長野県が外国人からも選ばれる県であり続けるため、横展開を図りながら、県職員一丸となって事業推進に邁進していただくことをお願い申し上げます。私の一切の質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（中川博司君）この際、15分間休憩いたします。

午後2時58分休憩

午後3時14分開議

○議長（依田明善君）休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて順次発言を許します。

宮下克彦議員。

〔29番宮下克彦君登壇〕

○29番（宮下克彦君）諏訪市区選出、自民党県議団の宮下克彦でございます。通告に沿って質問してまいります。

まず、しあわせ信州創造プランの成果につきましてお聞きいたします。

阿部知事は、提案説明で、「しあわせ信州」の実現を目指し、誠心誠意全力で県政に取り組んできて、「人口減少下でも豊かで持続可能な社会」の姿を信州で実現し、日本全体に広げていきたいと覚悟を示されました。

しあわせ信州創造プラン3.0まで掲げて県政をリードしてこられたわけですが、県民の幸せ度というものは、単に東京の所得の多さや便利な都市機能だけではなく、かのブータン王国の社会的、精神的な幸せ度に見習うものだと考えます。例えば、忘れ物をしたときに、東京では戻らないのに長野では手元に戻る。この社会の穏やかさ、温かな社会性は確かに違いがあると思いませんか。長野県下では、誰一人取り残される人なく、弱者も子供も居場所を確保して、それぞれがそれぞれの場所で暮らしているのに、都会では果たしてどうでしょうか。

さて、そのような現況下において聞いてまいります。

東京一極集中が一層進んでいる中で、県として若者や女性が希望を持って暮らせる環境づくりをどのように進めていく考えか。現状と今後の方向を中村企画振興部長に伺います。

次に、しあわせ信州創造プラン3.0では、県民一人一人がウェルビーイングを実感できる豊かな社会の実現を掲げていますが、県として県民の幸せやウェルビーイングの状況をどのように把握しているのか、中村企画振興部長に伺います。

続いて、プランの目指す効果を実現し、達成するためには、県組織を活性化させることが重要なポイントと考えます。縦横が自由にコミュニケーションが取れる風通しのよさについてはどのような対策を取っているのか、高橋総務部長に伺います。

知事は、しあわせ信州創造プラン3.0の下で県政運営を進めてこられましたが、県民のウェルビーイングの向上という観点から、これまでの取組をどのように評価しているか。併せて、県民の幸せの実感を高めるために特に重視している施策について、御所見を阿部知事に伺います。

次の質問に入ります。中東情勢を受けた今後の対策についてお聞きします。

今回の補正は108億8,000万円余で、その多くは産業対策としての中小企業融資制度資金36億円余であります。風間議員からも質問がありましたが、実効性がどれだけ伴うか。ナフサの流通の目詰まりなどによる価格高騰への対策を中心とした暮らしと産業を支える中東情勢対応方針に今回加えた対策、補正予算についてお聞きしてまいります。

県民の意見を現場で聞きますと、例えば、医療関係では、薬局におきまして軟膏の容器や薬の分包紙が不足しておりまして、以前は80ミリで切って行っていた作業を分包紙60ミリで節約して提供しているとのこととあります。薬の小分けの袋でございませうけれども、6センチに節約して出していると。

様々な影響につきまして現場では工夫をしながら対処されているわけですが、例えば、諏訪薬剤師会では、薬品が不足する場合、どこにどれだけ希少な薬品があるか分かるような薬品の在庫共有システムをつくったということです。ある薬局でどうしてもこの薬品が欲しいという場合にどこにあるか分かるシステムを諏訪ではつくったということでございます。

これと同様に、例えば、お米が、トイレットペーパーが、現在滞留しているか、どこにあるか分かる仕組みをA I等を活用してできれば、目詰まりは調整できて少なくなっていくのだと思います。そのような地域経済の抜本的な仕組みの構築も各業界で工夫してできてきている状況もございます。

そこで、最初の質問ですが、今回の中東情勢対応方針とそれに伴う補正予算は、どのような考え方で取りまとめ、県民生活、県内産業に対してどのような効果を期待したものか、田中産業政策監に伺います。

建築業界、工務店の状況につきましては、風間議員からも質問がございました。農業現場や医療機関でも価格高騰や商品不足への不安があります。そこで、農業資材の価格高騰に対する支援につきまして根橋農政部長に伺います。

医療資材の供給不安や価格高騰に対する支援策については、小山議員が既に聞かれたとおりでございます。今回の中東情勢の緊迫化は、我が国のエネルギー確保の脆弱さを浮き彫りにしましたが、化石燃料からの脱却の好機と捉えて、県としても水素活用等への転換を推進すべきときではないかと考えます。そこで、企業局の水素ステーションは今後どうしていくのか、吉沢公営企業管理者に伺います。

次の質問に移ります。防災対策についてお聞きします。

去る4月末に、防災士の研修のため、砂防会館の防災士研修センターに伺いました。A E Dや避難所の実習を中心とした実践的な研修で、単に座学だけでなく、そういう訓練を重ねるべきと感じたところでございます。A E Dをすぐに使わないと心臓が止まる。そういったときに、どうすれば助けられるか。常に訓練をやっていないと実践することができません。

その研修において、初めて気象庁の洪水等の予報が5月末から変わるという情報を聞きました。主に、今回の改正は、避難レベルを3、4、5と示しまして提供していくというものです。この避難レベルを示すということは、噴火など他の災害にも関係するもので、特に市町村が避難指示を住民に発令する基になっていくものです。

そこで、お聞きします。

気象庁が5月29日から運用している新たな防災気象情報につきまして、テレビ等で取り上げられるようになったのが運用開始間近であり、全国的にまだ認知が進んでいないと感じます。特に、避難情報を発令する立場にある市町村には十分に理解してもらいたいですが、どのよう

な周知がされているのか、矢島危機管理部長に伺います。

あわせて、防災庁についてお聞きします。

この秋には防災庁が東京に設置されると聞いているところですが、防災庁の設置、また、地方機関としての防災局や防災大学校（仮称）に係る国の動向はどうでしょうか。矢島危機管理部長に伺います。

〔企画振興部長中村徹君登壇〕

○企画振興部長（中村徹君）私には若者や女性が希望を持って暮らせる環境づくりやウェルビーイングについて2点御質問をいただきました。

若者や女性が希望を持って暮らせる環境づくりについてお答えします。

しあわせ信州創造プラン3.0では、若者や女性に選ばれる県づくりを重点課題の一つとして位置づけ、結婚、出産、子育ての希望実現、安心して子育てできる環境づくり、希望がかなうUターン、移住への転換、多様な働き方の実現に向け、取組を進めています。

これまで、令和7年度の県内事業所の男性育児休業取得率は、令和3年度の19.8%から50.6%に、移住者数は年間2,960人から3,752人になるなど、着実に成果が表れてきています。一方で、若者や女性からは、結婚をしる、子供はいつだ等の押しつけや性別による固定的役割分担が嫌で地元を離れたという声も聞こえ、これも東京一極集中に拍車をかける要因の一つと推察いたします。

このことを解決するには、地域、社会、職場における寛容性を高める必要があり、県は様々な主体と共に「私のアクション！未来のNAGANO創造県民会議」を立ち上げ、取組の羅針盤である信州未来共創戦略をつくり、多様な取組を進めています。県民会議では、ユースセンサーや男性の家事・育児参加、「地域の教科書」づくりなどをテーマにしたプロジェクトが実施されるなど、着実に取組を進めています。

県は、県民会議の中でも大きな力を持つステークホルダーです。県民会議の仲間と共に、また、県としても率先して女性・若者に選ばれる地域を目指して行動いたします。

次に、県民の幸せやウェルビーイングの状況の把握についてお答えします。

しあわせ信州創造プラン3.0では、ウェルビーイングの追求も含めた取組の進捗管理のため、各種達成目標を設定しつつ、取組を進めております。

具体的には、健康寿命、労働生産性、一般労働者の総実労働時間などの客観的な指標に加え、県政アンケートにより県民の生活満足度も調査し、客観的な統計と主観的な実感の両面から状況を把握しております。これらを分析しますと、客観的な統計については、健康や労働、学びの分野で着実に効果が上がっているという状況である一方、県民の生活満足度についてはおおむね横ばいで推移しているところです。また、デジタル庁が公表している地域幸福度指標や一

般財団法人日本総合研究所の都道府県幸福度ランキングなども参考としております。

今後も、データに基づく政策形成、E B P Mの観点にも留意しながら、豊かな社会の実現に取り組んでまいります。

以上です。

〔総務部長高橋寿明君登壇〕

○総務部長（高橋寿明君）私には県組織の風通しをよくするための対策の進め方について御質問をいただきました。

県組織が様々な変化に柔軟に対応し、実施する施策の効果を高めていくためには、部局や職位を超えて率直に意見を交わす風通しのよい組織づくりが必要でありまして、これまでも、かえるプロジェクトを中心に業務見直しや働き方改革を進めてまいりましたが、今年度は、特に対話を通じた組織づくりに重点を置いて取り組んでおります。

具体的には、職員一人一人が自らの仕事を振り返り、気づきを行動につなげるためのワークショップを全職員の参加で実施することとしております。

また、地域振興局長や保健福祉事務所長、建設事務所長と一体となり、本庁と現地機関の連携を強化する取組についても進めているところであります。

さらに、若い職員の新しい発想を部局や地域振興局ごとに実行していく「誰もが働きやすい職場づくり」の取組を引き続き実施するとともに、A I時代を見据えた人材育成や働き方等について世代を超えて語り合う職場対話を部局別に進めております。

今後も、こうした対話を中心とした取組に加えまして、職員が明るく楽しく前向きに安心して働ける環境づくりや仕組みづくりに取り組んで、風通しのよい県組織づくりをさらに進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には、県民のウェルビーイング向上の観点からこれまでの取組をどう評価しているのか、また、特に幸せ実感を高めるために重視している施策は何かという御質問でございます。

しあわせ信州創造プラン3.0におきましては、先ほど企画振興部長からも御答弁申し上げたとおり、健康寿命の延伸や労働生産性の向上、あるいは個別最適な学びの推進といった点で着実に成果が表れつつあるというふうに考えております。

国において公表している地域幸福度指標によりますと、本県は自然景観や自然の恵み、環境共生に強みを持つとされているほか、一般財団法人日本総合研究所の都道府県幸福度ランキングの総合ランキングにおきまして全国の上位を維持しているところでございます。

こうした結果を踏まえますと、県民のウェルビーイング向上には一定程度進捗があるというふうに受け止めております。しかしながら、社会環境が変わる中で、さらなる取組が必要だというふうに考えております。

続きまして、特に重視している施策という御質問であります。

しあわせ信州創造プラン3.0におきましては、ウェルビーイングの考え方を「ゆたかな社会を創る」という基本目標に反映させていただいております。経済的な繁栄とともに、環境と共生し、多様性が尊重され、健康で文化的な人間らしい生活が営まれる長野県を目指していこうとしているわけですが、特に、今の段階で、私としては、いわゆる社会的共通資本の向上、医療や福祉、公共交通、教育、こうしたものの向上により暮らしの満足度を上げていくこと、そして、今の経済状況は、物価がどんどん上がっている状況でありますので、生産性の向上による県民所得の向上に特に力点を置いて取り組んでいくことが重要だというふうに考えております。引き続き県民の皆様方のウェルビーイングの向上に向けて全力を傾けてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

〔産業政策監田中達也君登壇〕

○産業政策監（田中達也君）私には中東情勢対応方針、補正予算案の取りまとめの考え方と期待する効果についてのお尋ねをいただきました。

今般のこの中東情勢対応方針と関連します6月補正予算案につきましては、石油や関連製品の供給不安や価格への影響が顕在化する中で、県民生活と県内産業への影響緩和を図ることを第一として県の取り組むべき方向性と具体的な施策を取りまとめたものでございます。

方針におきましては、供給の安定化、価格高騰への対応、構造転換の促進の三つの観点から、国の対策を踏まえつつ、その効果が十分に行き届かない分野や地域の現場も念頭に、県として対応すべき事項を整理したところでございます。

これに基づく補正予算案では、まずは事業継続を支える観点から、資金繰り支援やエネルギー負担の軽減に加え、医療・福祉や農業など価格転嫁が難しい分野における資材価格高騰への支援のほか、生活者支援としてLPガス料金の負担軽減などを講じたところでございます。

あわせて、今回の事態を外部環境の変動に左右されにくい産業構造への転換を加速させる契機とし、省エネ設備等の導入支援の拡充により、事業者のエネルギーコスト削減と経営基盤の強化を図ることとしたものでございます。

こうした取組を通じた効果といたしまして、県民や事業者の不安を軽減しながら事業継続を確保するとともに、中長期的には持続可能で強靱な産業構造の構築につなげていくことを目指しているところでございます。

以上でございます。

〔農政部長根橋幸夫君登壇〕

○農政部長（根橋幸夫君） 農業資材の価格高騰に対する支援についての御質問でございます。

中東情勢の緊迫化に伴う原油価格高騰などの影響によりまして、農業生産資材価格は、国の統計におきまして令和２年比で122.3%と高い水準となっております。

このような状況が続けば、価格転嫁が難しい農業におきましては、生産コストの上昇が経営を圧迫いたしまして、農業者の今後の営農継続や生産意欲などへの影響が懸念されております。実際に、私どもには、農業者の皆様から不安の声も寄せられているところでございます。

こうしたことから、今回の補正予算におきましては、生産資材費の一部を助成する事業をお願いさせていただいているところでございます。具体的には、農業者の皆様を対象にいたしまして、マルチやハウス用フィルムなどの生産資材を購入した経費につきまして10万円を上限に支援し、営農継続を下支えしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔公営企業管理者吉沢正君登壇〕

○公営企業管理者（吉沢正君） 水素ステーションに係る今後の取組についてお答えします。

企業局では、新たな再生可能エネルギーの創出・活用を目的に、平成31年度から川中島庁舎に環境省の補助金を活用した水素ステーションを設置する実証事業に着手し、これまで、再エネで生成した水素の燃料電池自動車、F C V車での活用やC O₂削減効果の検証、F C V車による災害時の電源供給や各種イベント参加によるP R活動、ステーション運営に必要な資格取得やノウハウ獲得等による人材育成などの取組を行ってきました。

この水素ステーションにより製造した水素は、製造過程でも企業局の水力発電由来の電気を利用したいわゆるグリーン水素であり、燃料として活用した場合にも二酸化炭素が発生しないことから、この利用は脱化石燃料を進める上で有効な手段と考えられます。

ステーションのリース期間は今年度で終了することから、次年度以降の利用の在り方について、企業局での事業継続に限らず、企業や団体での活用なども含め、検討を進めているところです。本年度は、水素ステーション活用に関心がある事業者などにヒアリング等も行いながら今後の方針を決定することとしています。

水素利活用に関しては、産業労働部で所管する信州産業水素推進ネットワークにおいて産学官等の連携によるプロジェクトなどの検討も行われていることから、こうした関係者とも連携しながら利活用の加速化が図られるよう検討してまいります。

以上でございます。

〔危機管理部長矢島武君登壇〕

○危機管理部長（矢島武君） 私には2点御質問をいただきました。

初めに、新たな防災気象情報への対応についてです。

気象庁が運用している新たな防災気象情報につきましては、大雨や土砂災害といった情報の種類と、注意報・警報などの5段階のレベルが整理されたことにより、行政と住民、それぞれの取るべき行動が明確になったと受け止めております。

新たな気象情報につきましては、特に、住民向けに避難指示等を発令する市町村長が理解を深め、適切な情報発信をしていただくことが重要であると考えております。気象庁においては、令和6年度から検討状況を随時自治体へ説明してきており、県においても、气象台や内閣府から講師を招き、市町村長を対象としたトップセミナーを開催するなど、理解が進むよう支援をしております。

今後とも、市町村に対し、国による首長向け研修への参加を促すことや、県職員や气象台等の有識者で構成する防災キャラバン隊が市町村に出向いて解説を行うことなどにより理解促進を図ってまいります。

また、県民の理解を深めることも重要であることから、気象庁や報道機関による取組に加え、県としてもテレビCMやウェブ広告を通じて県民の理解促進に努めてまいります。

次に、防災庁の設置等に係る国の動向についてです。

まず、防災庁本庁につきましては、本年中の設置に向けた法案が先月19日に衆議院本会議で可決され、現在参議院で審議中と承知しており、一部報道では本年11月の発足を目指すと言われていているところです。

また、法案や国の資料によりますと、地方機関として防災局を置く、そして、研修及び研究を行う文教研修施設として防災大学校（仮称）を置くことを可能とするとされておりますが、現時点では両機関とも詳細が明らかになっていないことから、引き続き国の動向を注視していくとともに、適時適切な情報収集にも努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔29番宮下克彦君登壇〕

○29番（宮下克彦君） 御答弁ありがとうございました。

阿部知事には、さらに県民の幸せ度が上がるように、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

危機管理部長からは、防災局や防災大学校につきまして、適時適切な情報収集に努めていくなどの答弁がございました。本県への誘致活動につきまして、防災局に加えて防災大学校についても積極的に実施していただくように要望させていただきます。

気象庁の気象情報の発令につきましては、市町村長においては、気象庁が出す情報以上に細かい各地域の情報を加味して避難情報を出すわけで、さらにその辺を県のほうも支援していた

だきたい。

また、県民につきましても、レベル3の段階で高齢者を避難させる、レベル4は自分が逃げるかどうかを自分で判断しなければいけないということです。市町村と共に県民の皆さんへのその辺の周知を徹底していただきたいと思います。

次の質問に入ります。森林を取り巻く喫緊の課題について千代部長にお聞きいたします。

熊対策については各議員より様々な質問がありましたので、私からは、この個体数が桁違いに増加していることを踏まえて抜本的に対応をしていただきたいと思います、それには長期的な視点が必要だという点から質問させていただきたいと思います。何より住民の安全を確保していただきたいというところがございますので、熊対策については将来を見据えた長期的な対策をどのような方向で進めていくのか、千代林務部長に伺います。

次に、松くい虫の被害についてお聞きします。

温暖化に伴いまして、諏訪地域でも、いよいよ標高1,000メートル以上の山林に被害が確認され始めております。有効な対策や市町村の指導を適時的確に進めているか、千代林務部長に伺います。

次に、県内では、森林環境譲与税を全額活用して取組が進む市町村もある一方で、市町村によっては、活用が進まず、基金残高が多くなっている市町村もあると聞いております。取組が進んでいない市町村の課題につきましてはどのような支援を行っているか、千代林務部長に伺います。

次の質問に移ります。県下の下水道の緊急修繕について伺います。小林環境部長にお聞きしていきます。

諏訪湖流域下水道は老朽化が進んでおりまして、雨水の流入などによりまして、洪水時には水洗トイレがあふれるとか、使えないとか、使用不可能になったりする、そんな状況が出ております。八潮市のような陥没箇所が突然現れたりする危険がないかと不安もございます。そこで、全国の下水道の老朽化調査結果が4月に出ましたが、長野県下の状況はいかがか、伺います。また、危険な箇所の補修対策はどのように進めていくか、小林環境部長に併せて伺います。

最後の質問に移ります。国スポ・全障スポの成功とそれを引き継ぐ冬季オリンピックの開催の研究につきましてお聞きしてまいります。

国スポ・全障スポの準備が進んでおります。自民党でも松本の新スタジアムを視察させていただきました。美ヶ原をはるかに望むすばらしい施設でありまして、スポーツの競技大会の開催成功は県民の幸せ度を多方面にわたり飛躍的に押し上げるだろうと、そんな感想を持ちました。

長野市の若手経営者たちの間に２度目のオリンピックの招致の動きがあると新聞で報道されたところでございますけれども、諏訪のスケートを愛し、オリンピックを目指す高校生や若者の間にも、再度のオリンピック開催の話は目を輝かせるものがありました。私たち有志県議も橋本聖子ＪＯＣ会長と３回ほど面談させていただきましたが、長野市の若手経営者とも連絡を取り合い、協力を約束しております。長野オリンピック時の施設とともに、長野県にしかない財産、日本アルプスの地を活用すれば、長野県をもっと大きく活性化させる可能性がございます。

１９９８年開催の長野冬季オリンピックについては、長野県の吉村午良知事が招致委員会会長を務めまして、最終的に、長野新幹線をはじめ、長く歴史に残る大きな仕事を成し遂げました。

そこで、順次お聞きしてまいります。

まず、国スポ・全障スポの準備状況はいかがでしょうか。下條国スポ・全障スポ大会局長に伺います。

諏訪湖では、セーリング、ローイング、トライアスロンなどが開催される予定でございますが、御柱祭の小宮の祭りで９月、１０月が超多忙な年に当たっています。その中で実施するため、既に各地の実行委員会が調整を急いでいるところでございます。

諏訪湖のしゅんせつも、治水の面からも対策が検討されていく必要があると考えておりますが、それとともに、水草の繁茂が課題となっている諏訪湖において、セーリング競技実施のための水草対策はどう進めるか、下條局長に伺います。

また、広大な県土の間の移動に要する交通環境についての課題として、岡谷ジャンクションの工事により国スポ開催時に所要時間が計算できないなどの問題に対しましてどのような対策を取るのか、下條局長に伺います。

次に、国スポ開催中も岡谷の高架橋リニューアル工事が行われていると見込まれるため、渋滞回避や事故時の迂回として諏訪湖スマートインターチェンジの活用が有効と考えますが、現在の利用状況はいかがでしょうか。

また、諏訪湖スマートインターチェンジの伊那側に接続する２期工事について、国スポ開催時までの進捗状況と早期完成に向けての取組を森下建設部長に伺います。

国スポ後のスポーツの盛り上がりを生かすとともに、長野県におきまして国際競技大会を開催して競技振興につなげるためにも、施設整備等の支援策を検討してはどうか、柳井観光スポーツ部長に伺います。

さて、長野オリンピックでは、長野県が多くの分野で事務を担当しておりました。オリンピックをやることによる効果の検討など、他の施策同様に研究していく必要があると考えます。インフラだけではなく、将来への希望、関心、若者・女性の楽しみやお年寄りの楽しみなど、

その効果はどれくらいなのでしょう。

そこで、最後に知事にお聞きいたします。国スポの開催の成功を引き続き生かすために、さらなる地域の振興策として冬季オリンピックの開催を研究すべきではないか、阿部知事に伺います。

〔林務部長千代登君登壇〕

○林務部長（千代登君）私には森林を取り巻く喫緊の課題について３点御質問をいただきました。

最初に、熊対策についてのお尋ねでございます。

熊については、中山間地域の過疎化等により山麓部まで熊の生息域が拡大したことで、人との接触機会が増加しており、こうした傾向は、一過性のものではなく、今後も継続していく可能性が高いものと認識しております。

このため、熊対策は、出沒対応にとどまらず、もう一步踏み込んで総合的かつ持続的に取組を推進することが重要であるというふうに考えております。

本県では、これまで、侵入防止柵の整備や誘因物の除去など、人と熊のすみ分けを基本とした対策を進めてきておりまして、市街地への出沒抑制や人身被害防止に一定の効果を上げてきたところであります。

今後は、これに加えて、より精度の高い生息状況調査を踏まえた個体管理の強化も見据え、引き続き県のツキノワグマ対策総合パッケージに基づき総合的な取組を着実に推進してまいります。

次に、松くい虫の被害対策における市町村への指導についての御質問でございます。

県では、森林保護専門員を地域振興局へ配置し、市町村等に対する現場指導等を行っておりまして、被害が確認されている市町村においては、巡視等により被害木の早期把握と確認された被害木の抜倒処理を基本とした対策を実施しております。

一方で、今後さらに被害が拡大した場合には、抜倒処理の件数増加により、市町村の人的・財政的負担が大きくなることが懸念されます。こうした市町村に対しては、国庫補助事業の活用を含めた財政支援のほか、防除区域の設定や計画的な樹種転換の推進などについて適宜情報を提供しながら、より効果的かつ継続した対策が講じられるよう取り組んでいるところでございます。今後も、被害の発生状況や地域特性に応じて、対策の重点化、効率化を図りつつ、市町村に対する指導、支援を適時的確に行ってまいります。

続いて、森林環境譲与税の活用状況等についてでございます。

これまで、県内市町村への森林環境譲与税については、譲与税額の約７割が森林整備や木材利用等に活用されているほか、残りの３割については、今後の活用等に向け、積み立てられて

いるところであります。このため、おおむね目的に沿った活用が図られているところですが、一部には有効に活用できていない市町村があることも承知しております。こうした取組が進んでいない市町村での課題としましては、職員のマンパワー不足に加え、特に森林整備における相続等による所有者及び境界が不明確な森林の増加が挙げられます。

県の支援としましては、森林経営管理制度に関するマニュアルの整備や研修会の実施等により制度の理解や実務的な対応力を高めるとともに、地域振興局に森林経営管理制度を担当する専門職員を配置し、市町村からの相談への対応や技術的な支援を行い、譲与税を活用した取組が進むよう支援をしているところであります。

なお、取組が遅れている市町村に対しては個々の課題に応じたきめ細やかな助言を行うなど、引き続き支援に努めてまいります。

以上でございます。

〔環境部長小林真人君登壇〕

○環境部長（小林真人君） 県内の下水道管路に関するお尋ねでございます。

まず、下水道管路の特別重点調査の結果についてでございます。

昨年1月に埼玉県八潮市で発生した下水道管路の破損による道路陥没事故を受け、既に県内では独自の調査を行っていたところではございますが、別途、国土交通省からの要請により、直径2メートル以上で平成6年度以前に設置された管路を対象に特別重点調査を実施し、本年4月、その結果を公表したところでございます。

県が管理する流域下水道では、諏訪湖流域下水道の湖周幹線3.2キロメートルと千曲川流域下水道の千曲川幹線約2.4キロメートル、合わせて5.6キロメートルが調査対象でございまして、テレビカメラによる調査の結果、諏訪湖流域下水道の2.0キロメートルについて下水道管路に上下方向のたるみが確認され、原則1年以内に速やかな対策を実施する必要があります緊急度Ⅰの判定となりました。また、諏訪湖流域下水道の1.2キロメートルと千曲川流域下水道の0.7キロメートルの合わせて1.9キロメートルについては、主にコンクリートの劣化による管内部の腐食が確認され、5年以内に対策を実施する必要がある緊急度Ⅱの判定となったところでございます。

市町村の公共下水道では、長野市、松本市、飯田市、飯山市、塩尻市及び千曲市の計6市の下水道管路22.1キロメートルが調査対象となりまして、このうち長野市と飯山市の0.4キロメートルについて管内部の劣化による鉄筋の露出が確認され、緊急度Ⅰの判定となりました。また、長野市、松本市、飯田市、塩尻市の1.4キロメートルについてクラックと浸入水が確認され、緊急度Ⅱの判定となったところでございます。

なお、これらの箇所では、道路下の空洞調査も併せて実施しておりまして、陥没事故の危険

性がないことを確認しているところでございます。

次に、今後の補修対策についてでございます。

諏訪湖流域下水道の緊急度Ⅰの判定の2.0キロメートルについては、対象となる延長が長大なこと、管路内の水位が常時高いことから、補強や管路のバイパス化など、大規模な対策も含めた検討が必要となります。このため、緊急度Ⅱの判定の1.2キロメートルと合わせて、令和7年度の補正予算と令和8年度予算を活用しまして、対策工法の比較検討、設計を進め、令和9年度の工事着手を目指し、早期の完了を図ってまいりたいと考えております。

千曲川流域下水道の緊急度Ⅱの判定の0.7キロメートルについては、既設管の内側に新しい管を形成する管更生工法の設計を進めており、令和9年度に工事に着手する予定でございます。これらの箇所については、道路管理者とも情報を共有しながら、工事が完了するまでの間、定期的な巡視パトロールや管路調査により安全を確認してまいりたいと考えております。

市町村の公共下水道の管路については、長野市、飯山市の緊急度Ⅰの判定箇所0.4キロメートルにおいては、令和8年度から鉄筋をコンクリートで覆う対策工事に着手し、令和9年度に完了予定でございます。また、長野市ほか3市の緊急度Ⅱの判定箇所1.4キロメートルにおいては、令和12年度までにクラックを補修する対策工事を完了させる方向で検討されていると承知しているところでございます。

以上でございます。

〔観光スポーツ部国スポ・全障スポ大会局長下條伸彦君登壇〕

○観光スポーツ部国スポ・全障スポ大会局長（下條伸彦君）私には国スポ・全障スポの準備の関係について3点御質問を頂戴いたしました。

まず、準備状況についてでございます。

昨年7月、第82回国民スポーツ大会及び第27回全国障害者スポーツ大会の本県での開催が正式に決定されたことから、同年の8月に信州やまなみ国スポ・全障スポ実行委員会を設置し、大会開催に向けた準備を進めているところでございます。

主な取組といたしまして、まず、開・閉会式でございますが、式典の基本的な考え方及び構成などを定めた式典の基本計画、運営に必要な施設の配置や選手等の動線の確保に関する開・閉会式会場等準備基本計画を策定したところでございます。

競技会につきましては、市町村が行う競技施設の整備、あるいは競技団体が行う審判員等の競技役員養成に対する支援を行っているところでございます。

また、選手等参加者の宿泊・輸送の関係につきましても、大会本番に向けた受入れ体制の構築のため、必要な検討、調整を行っているところでございます。

引き続き、国スポ・全障スポの開催に向けて、市町村、競技団体等と連携し、着実に取り組

んでまいります。

次に、セーリング競技の実施のための水草対策についてでございます。

諏訪湖でのセーリング競技を安全に実施するため、現在、会場地である諏訪市や競技団体、また、諏訪湖を管轄する建設部などと、競技運営上必要な範囲の水草の除去の実行時期をはじめ、具体的な工法について調整を進めてございます。

一方、諏訪湖におきましては、昨年度は、従来のヒシに加え、クロモが大量に繁茂するなど環境に変化が見られ、こうした実態も踏まえて、競技への影響や環境に配慮した効果的な対策の検討も行っているところでございます。

今後、県としては、水草の繁茂状況の変化などを注視しつつ、大会の本番に向け、会場地である諏訪市など関係機関と緊密に連携し、競技が安全に実施できるよう引き続き対策に取り組んでまいります。

続いて、岡谷ジャンクションの工事による国スポへの影響についてでございます。

NEXCO中日本によりますと、岡谷ジャンクションのリニューアル工事は、中央道につきましては岡谷ジャンクションから諏訪インターチェンジの間、長野道は岡谷インターから岡谷ジャンクションの間で、ともに令和11年まで実施される予定となっております。

一方、令和10年に開催されます信州やまなみ国スポ・全障スポの会期でございますが、国スポの本大会は10月1日から10月11日までの11日間、全障スポ大会は10月21日から10月23日までの3日間となっております。秋の観光シーズンとも重なることから、大会に参加する選手や大会関係者の移動に影響が出ることが予想されているところでございます。

今後、県としては、大会参加者へ、最新の道路情報を入手することや時間に余裕を持った行動を呼びかけるアナウンスを行うなど、情報発信に努めてまいりたいと思います。また、中央道及び長野道リニューアル工事の発注元であるNEXCO中日本や他の道路管理者等の関係機関に対し大会期間中の渋滞緩和対策を求めるなど、影響を最小限にとどめられるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

〔建設部長森下淳君登壇〕

○建設部長（森下淳君） 私には諏訪湖スマートインターチェンジの利用状況と上伊那側に接続するアクセス道路の2期工事について御質問をいただきました。

初めに、諏訪湖スマートインターチェンジの利用状況についてでございます。

今月までの高速道路統計月報によりますと、スマートインターが開通した令和7年7月から令和8年3月までの9か月間における1日当たりの平均出入り交通量は、約2,800台となっております。また、開通前後の周辺インターにおける日平均交通量を比較したところ、諏訪イン

ターでは約1,300台、岡谷インターでは約500台減少したことが確認されております。

このことから、スマートインターの開通に伴い地域の交通分散が図られていると考えられ、議員御指摘のとおり、国スポ期間中においても岡谷高架橋リニューアル工事に伴う渋滞の回避や事故時の迂回路として有効に機能することが期待されております。

次に、上伊那側に接続するアクセス道路の2期工事についてでございます。

当該工事の国スポ開催までの進捗につきましては、現時点、トンネル掘削土の搬出などに必要な工事用道路を整備するとともに、スマートインターからトンネルまでの本線工事を可能な限り進捗させたいと考えております。

2期工事は約1キロの延長があり、事業費も多額となることから、国土強靱化に係る予算を積極的に活用するほか、早期完成に向けて、工事の効率的な分割発注により工期の縮減を図りながら、引き続き事業を推進してまいります。

以上でございます。

〔観光スポーツ部長柳井和則君登壇〕

○観光スポーツ部長（柳井和則君）私には施設整備などの支援策の検討についてお尋ねをいただきました。

国スポ・全障スポの開催に当たっては、大会終了後を見据え、より多くの県民の皆様が「する」「みる」「ささえる」など様々な形でスポーツに参加し、スポーツを通じた元気な長野県づくりの実現を目指すこととしています。

そのためには、大会終了後も、その機運を一過性のものとはせず、継続していくことが重要であり、議員御提案のように国際競技大会などの開催もその方策の一つであると考えております。

他方で、国際競技大会などを開催するには、国際基準等に合致した施設であることといった諸条件を満たす必要があり、そのためには一定の施設整備などを要する場合があります。国スポ・全障スポで使用する施設の多くは市町村所有であることから、まずは関係市町村の意向を十分に踏まえつつ、必要に応じて国に支援を要請することも踏まえて、開催後の競技振興を見据えた県としての対応を検討してまいります。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には冬季オリンピックの開催について研究すべきではないかという御質問を頂戴いたしました。

今年2月に開催されたミラノ・コルティナオリンピック・パラリンピックにおきましては、本県出身者の活躍もあり、大いに盛り上がりを見せたところでございます。

1998年の長野冬季オリンピック・パラリンピックは、新幹線や高速道路などの広域的なインフラ整備のほか、地域への誇りやおもてなし文化が県内に広く広まるなど長野県の発展に大きく寄与した一方、施設の建設費用や運営費など大きな負担も伴いました。

オリンピック・パラリンピックという世界的なイベントの開催に当たりましては、国民全体の支持はもとより、経済界や受入れ自治体の理解と協力が不可欠であります。そのため、県内各界各層の皆様の思いや機運、そして、国内外の動向などについて注視してまいりたいと考えております。

以上です。

〔29番宮下克彦君登壇〕

○29番（宮下克彦君） 御答弁ありがとうございました。

下水道の緊急修繕は速やかに対応いただけるということで、ぜひよろしくお願いしたいと思っています。

国スポの成功でございますけれども、諏訪湖スマートインターの2期工事も含めて、ぜひ成功に向けて確実に進めていただきたいと思います。

オリンピックにつきましては、分散開催という手段もあるということを経本聖子JOC会長からは聞いております。長野県の人口減少のグランドデザインの下でも大きな可能性があると考えております。中南信も含めて開催することで、空港やリニア、中央東線など、国の力も得て飛躍的にインフラ整備が進む可能性があるかと期待されます。その意味で、フランスアルプスの次はジャパンアルプスが、目指す方向として世界的にも最適だと思います。地道に各地での草の根運動を進め、賛同する皆さんと協力一致して、知事に応援してもらおうとともに、各地の機運を盛り上げて、県民を挙げて、夢に向けて進めるような環境を整え、かつての長野オリンピックのときのように、県民、市民の幸せ度を上げていくのが進むべき方向として最適であるのではないかと考えます。

前向きに県政を進めていただき、県全体の振興に、幸せ度の向上につながるよう、心より期待しまして、私の質問を終了いたします。

○議長（依田明善君） 次に、竹内正美議員。

〔28番竹内正美君登壇〕

○28番（竹内正美君） 自由民主党県議団、千曲市・埴科郡区選出の竹内正美でございます。

最初に、長野県人権尊重の社会づくり条例案について質問してまいります。

人権が尊重され、差別や誹謗中傷のない社会を目指すことは、大変重要であり、その理念について異論はございません。一方で、本条例案では、人権侵害行為などの禁止や人権オンブズパーソンの設置、是正要請、公表制度、インターネット上の人権侵害への対応などが盛り込ま

れており、県民の権利や行政権限の在り方にも関わる内容となっています。

そこで、以下5点について質問します。

最初に、表現の自由との関係についてです。

本条例案における差別的言動、誹謗中傷等の判断基準をどのように考えているのか。また、行政施策や政治的課題に対する批判や意見表明など、憲法で保障された表現の自由や正当な言論活動が萎縮することのないようどのような配慮を行うのか、伺います。

次に、人権オンブズパーソンはどのような基準で人権侵害の有無を判断するのか、また、その独立性や中立性をどのように担保するのか、伺います。

次に、公表制度についてです。

要請や公表は、対象者の社会的評価に大きな影響を及ぼす可能性があります。そのため、どのような場合に要請、公表を行うのか。また、対象者への説明や反論の機会、第三者による確認手続などはどのように確保されるのか、伺います。

次に、インターネット上の人権侵害への対応について、県が削除要請や被害者支援を行う際の判断基準はどのようなものか。また、公益目的の情報発信や行政・政治に対する批判的言論との区別をどのように行うのか、伺います。以上4点を小池県民文化部長に質問します。

次に、阿部知事に質問します。

人権保護の推進と憲法で保障された表現の自由や民主的議論の確保は、いずれも重要な価値であります。県として両者のバランスをどのように考えているのか、伺います。

二つ目の項目として、有害鳥獣対策を支える猟友会の持続可能な体制整備について質問してまいります。

近年、県内では、ツキノワグマをはじめとする有害鳥獣の出没が増加し、農林業被害だけでなく、人身被害への不安も高まっています。特に、熊の出没については、住民の生活圏にまで及ぶ事例が相次いでおり、学校の臨時休校や登下校時の見守り体制の強化、保護者による送迎対応など、子供たちの安全確保にも大きな影響を及ぼしています。

また、本来であれば、子供たちが自然の中で伸び伸びと活動できる環境が豊富にあるにもかかわらず、熊の出没によって屋外活動が制限されるなど、地域の日常生活にも様々な影響が生じています。特に、中山間地域においては、住民の生活圏と野生鳥獣の生息域が近接しており、有害鳥獣対策は、農林業被害対策にとどまらず、住民の安全な暮らしや子育て環境を守るために欠かすことのできない重要な課題となっています。

その最前線で活動されているのが、猟友会をはじめとする捕獲従事者の皆様です。有害鳥獣の捕獲や追い払い活動、住民からの緊急要請への対応など地域の安全確保に大きく貢献されていますが、その一方で、高齢化や担い手不足が深刻化し、将来的な体制維持が懸念されていま

す。

私は、猟友会は、単なる狩猟団体ではなく、県民の生命と財産を守り、農林業を守り、さらには中山間地域の暮らしそのものを守る重要な公共的役割を担う組織であると考えています。消防団が火災や災害から地域を守る存在であるならば、猟友会は有害鳥獣から地域を守る存在であり、その役割は今後ますます重要になるものと考えます。

また、有害鳥獣対策は、単なる農林業被害対策にとどまるものではなく、子供たちが安心して通学し、地域住民が安心して暮らし続けることのできる環境を守るための重要な施策であります。人口減少が進む中山間地域を維持していくための地域の安全保障ともいうべき課題であり、その担い手である猟友会の持続可能性は、地域社会の持続可能性そのものに直結していると考えます。

猟友会では、高齢化が進み、若手会員の確保が大きな課題となっています。また、狩猟免許の取得や猟銃の所持、装備品の購入には多くの費用負担が伴い、新規参入の大きな障壁となっています。さらに、熊をはじめとする大型獣への対応は危険を伴い、高度な知識と経験が求められるにもかかわらず、その活動は、多くの方々の使命感によって支えられているのが現状です。猟友会は、有害鳥獣対策を通じて県民の生命と財産を守る重要な役割を担っており、その公益性は極めて高いものがあると考えます。

そこで、2点質問します。

今後、有害鳥獣対策の重要性が一層高まることが見込まれる中、猟友会をはじめとする捕獲従事者を県民の安全を支える公共的な存在としてどのように位置づけているのか。また、県民の命と暮らしを守り、子供たちが安心して学び育つ環境を維持し、中山間地域を次世代へ引き継いでいくため、持続可能な有害鳥獣対策体制をどのような方向性で構築していくのか、阿部知事のお考えを伺います。

県では、現在、猟友会や狩猟者の確保育成に向けてどのような支援を行っているのでしょうか。また、消防団員に対する支援制度なども参考にしながら、狩猟免許取得費用や、猟銃や装備品購入費用への支援拡充、若手や女性ハンターの育成と確保、有害鳥獣捕獲従事者への処遇改善や活動支援、市町村単位では対応が困難な大型獣対策に対応する広域的かつ専門的な捕獲体制の整備について今後どのように取り組んでいくお考えなのか、千代林務部長に伺います。

三つ目の項目、学校給食費の抜本的な負担軽減を契機とした給食の質の向上と地産地消の推進について質問してまいります。

本年4月より、公立小学校における学校給食費の抜本的な負担軽減が開始され、子育て世帯の経済的負担軽減が図られております。私は、この制度の効果をさらに高めるためには、単なる負担軽減にとどまらず、学校給食の質の向上や地域農業の振興につなげていくことが重要で

あると考えます。

県は、公立小中学校における県産食材の利用割合を令和9年には75%にするという目標を掲げていますが、達成度合いを高めるためには、現場の一層の努力が必要な状況であろうかと思っています。

長野県は、全国有数の農業県であり、豊かな農産物や発酵文化を有しています。こうした地域資源を学校給食にさらに生かしていくことは、子供たちの健康増進や食育の推進だけでなく、農業者の所得向上や地域経済の活性化にもつながるものと考えます。

また、一昨年、「夢みる給食」というドキュメンタリー映画の上映会が、子供たちにもっと安心な給食をと願うお母さんたちの努力で、長野県で初めて開催されました。この映画は、オーガニック給食を夢見る市民の皆さんと、夢見る市長さんと、夢見る農家さんとの現状を描く内容で、私が関係者から得た情報では、上映会の輪が広がり、千曲市、箕輪町、須坂市、高山村、長野市、長和町、小布施町、上田市等県内各地で次々と開催されたそうです。このことから、県内のお母さんたちの給食に対する関心の高さがうかがえます。

学校給食費の抜本的な負担軽減の実施により保護者負担の軽減が図られたことは、大変意義深いものと考えますが、一方で、物価高騰が続く中、現場では栄養バランスの確保や食材の質の維持に苦慮しているとの声も伺っています。小学生の体の3分の1は給食でできているとも言われており、お母さんたちからの給食に関する御意見や要望が多いことも納得できます。

そこで、2点質問します。

学校給食費の抜本的な負担軽減が実現した今後、県産農産物や有機農産物の活用などを通じ、学校給食の質の向上と地域農業の振興を市町村等と連携しながらどのように進めていく考えか、根橋農政部長に伺います。

学校給食費の抜本的な負担軽減が実施された後においても、学校給食の質を落とさず、栄養価や献立内容を維持向上させるため、県としてどのような支援を行っていく考えか、武田教育長に伺います。

四つ目の項目は、教員による性暴力の根絶に向けた取組と再発防止、被害者支援について質問してまいります。

近年、全国各地で教員による盗撮や児童生徒への性暴力、不適切な交際など、学校への信頼を根底から揺るがす事案が相次いでいます。長野県においても教員による不祥事が発生しており、保護者や地域住民の不安は大変大きなものがあります。

学校は、本来、子供たちが最も安心して学び、成長できる場所でなければなりません。しかし、教員と児童生徒の間には大きな権限の差があり、その立場を利用した性暴力や不適切な関係は、被害児童生徒の人生に深刻かつ長期的な影響を及ぼします。

私は、先日、自民党全国女性議員政策研究会において、学校における性暴力被害の当事者の女性からお話を伺いました。そこでは、加害行為そのものだけでなく、被害を訴えた後の対応や相談体制の不備、さらには、教育委員会による不適切な対応によって、被害がより深刻化するケースもあることが指摘されました。こうした問題は、一部の教員の資質の問題として片づけるのではなく、子供たちを守る仕組みそのものを強化していく必要があると考えます。

そこで、4点質問します。

県教育委員会において、教員による性暴力や不適切な交際等に関する相談・通報件数をどのように把握しているのか。また、被害児童生徒や保護者が安心して相談できる体制は十分に整備されていると考えているのか、伺います。

教員と児童生徒との私的SNS利用や個人的接触について、県教育委員会としてどのようなルールを設け、どのように徹底しているのか、伺います。

日本版DBSの本年度導入を見据え、長野県としてどのような再発防止策や学校現場のチェック体制の強化を進めていくのか、伺います。

長野県として、教員による性暴力や盗撮、不適切な交際等を絶対に許さないという強い姿勢の下、子供たちの安全を守る学校づくりをどのように進めていく考えか、伺います。以上を武田教育長に質問します。

〔県民文化部長小池広益君登壇〕

○県民文化部長（小池広益君）私には長野県人権尊重の社会づくり条例案につきまして4点お尋ねをいただきました。

初めに、差別的言動等の判断基準、そして表現の自由や言論活動への配慮についてのお尋ねでございます。

差別的言動の判断基準についてでございます。

本条例で救済の対象とする差別的言動等の人権侵害行為は、我が国が批准している条約や、障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法などの規定、裁判例、学術的研究の成果などに基づき判断いたします。

表現の自由等への配慮についてでございます。

行政機関に対する批判、意見表明は、一般的には人権侵害行為には当たりませんが、その内容、対応によっては、県民に対する人権侵害行為に当たり得る場合があると考えております。そのような事例につきましては、申立てに基づき救済措置を検討することとなりますが、その際には、法令の規定、裁判例などについて専門的な知見を有する人権オンブズパーソンにより、公正中立的な立場で判断いただくことになります。このような取組により、表現の自由への不当な侵害や言論活動の萎縮を招くことがないように十分留意してまいります。

お尋ねの2点目でございます。人権オンブズパーソンの人権侵害に関する判断基準、そして公正中立性の担保についてでございます。

人権オンブズパーソンは、人権侵害行為からの救済措置を講ずるに当たり、表現の自由への過度な干渉にならないよう、個別具体的な事案に即し、法令、判例等の専門的な知見に基づき公正中立な立場で判断いたします。

人権オンブズパーソンが公正中立に判断できるよう、条例案では、救済の申立ては人権オンブズパーソンに直接行うことを規定しており、また、規則で心身の故障のため職務の執行ができないと認められた場合を除いては、その意に反して罷免されることがないこと、直接利害関係のある事案について職務を行ってはならないことなどを規定する予定でございます。

3点目でございます。人権侵害行為の是正要請と公表についてでございます。

是正要請や削除要請は、人権侵害行為を救済する必要があるとオンブズパーソンが判断した場合に、勧告を受けて県が行います。行為者または情報プラットフォーム事業者に対して直接行うものでございますので、その段階では当事者以外が知ることはございません。

次に、要請した旨の公表でございますが、人権侵害行為が実際に行われていることを広く知らしめ、県民等に同様の事案を行わないよう促すためのものであり、制裁として行うものではありませんので、対象者の社会的評価に影響を及ぼすことのないよう、氏名や事業者名等を伏せて行います。

要請、公表は、いずれも不利益処分ではございませんが、条例案では人権オンブズパーソンによる調査の際に、対象者や関係者に説明の協力を求めるとともに、公表の前に対象者に対し意見陳述の機会を設けています。このように対象者の権利に十分配慮するよう努めてまいります。

4点目でございます。インターネット上の人権侵害への対応でございます。

インターネット上の人権侵害の救済措置は、同和地区に関する情報とそれ以外で対応が異なります。特定の地域が同和地区である、または同和地区であったと指摘する情報は、人権擁護上許容し得ないものであることから、該当する情報がインターネット上にあることが分かれば、現在でも県が法務局に削除に向けた対応を依頼しているところです。これに加えて、条例の施行後は、この条例に基づき県が削除要請することも可能になります。

一方で、同和地区に関する情報以外につきましては、公益目的の情報発信、行政、政治に対する批判的言論と、これらを装った人権侵害行為と疑われる情報もございます。これらにつきましては、人権オンブズパーソンが、被害の申立てを受け、情報発信の目的や行為の対応を調査し、人権侵害行為に当たるか否かを専門的な知見に基づき公正中立な立場で判断いたします。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君） 私には２点御質問をいただきました。

まず、人権保護の推進と憲法で保障された表現の自由や民主的議論の確保はいずれも重要な価値である。県として両者のバランスをどう考えているのかという御質問でございます。

今回の条例案におきまして、インターネット上の誹謗中傷等に関する情報の削除要請に当たっては、表現の自由を不当に侵害しないよう留意しなければならないという形で規定を置かせていただき、表現の自由に配慮することといたしております。

また、人権侵害行為に対しては、公正中立な立場の人権オンブズパーソンからの勧告により、知事による要請という過度の抑制とにならない手段での是正を図っていこうというふうに考えております。さらに、こうした要請等の実施状況につきましては、人権政策審議会に報告され、同審議会による検証を経ることにより、人権尊重と表現の自由とのバランスを担保していく仕組みとさせていただいているところでございます。

人権の尊重は、日本国憲法にも掲げられている普遍的な原理であります。また一方、表現の自由も憲法で保障されている基本的人権であり、また、民主的な議論の前提となるものというふうに私どもも考えております。したがって、人権尊重と表現の自由との調整に当たっては慎重な判断が求められるものというふうに考えております。以上申し上げたような観点で条例の適正な運用に努めていきたいと考えております。

もう一点、有害鳥獣対策を支える猟友会の持続可能な体制整備ということで御質問をいただきました。

まず、猟友会をはじめとする捕獲従事者、捕獲に当たっていただいている皆様方は、基本的に、市町村からの要請に基づき、野生鳥獣の捕獲や追い払いなどを行う危険を伴う活動を行っていただいておりますので、鳥獣被害防止特措法に基づく鳥獣被害対策実施隊として、市町村の非常勤職員として位置づけられております。このため、公務災害補償の対象ともなっているところでございます。

また、狩猟活動を行う方々が減少傾向にある中で、猟友会の活動が引き続き継続的に維持され、活発化することが公的な側面からも重要だというふうに考えております。そのため、県としては、今年度より、上伊那地域において市町村の枠を超えた広域連携体制モデルの構築に着手したところでございます。

加えて、若手や女性など多様な人材の参入を促進するため、初心者講習の充実や捕獲従事者の処遇改善の仕組みづくりについても検討を進めていきたいと考えております。

猟友会の皆様方をはじめとする捕獲を担っていただく皆様方の公共的役割の重要性を踏まえ、その活動が将来にわたって持続可能なものとなるよう、体制整備と人材確保の両面から取組を

進めていきたいと考えております。

以上です。

〔林務部長千代登君登壇〕

○林務部長（千代登君）私には猟友会等の担い手の確保育成と今後の支援の方向性について御質問をいただきました。

県では、有害鳥獣捕獲に従事する方々の負担軽減と安全確保を図るため、狩猟税の非課税措置に加え、新規銃猟者への診断書や講習費用の補助、射撃講習や捕獲技術研修の実施、安全装備の導入支援などに取り組み、担い手の確保育成を進めているところであります。また、初心者向けのハンターデビュー講座や林業大学校での特別講座の実施などを通じ、新たな人材の育成にも取り組んでおります。

担い手の確保は、極めて重要かつ喫緊の課題であることから、今後の取組として、狩猟免許取得や、猟銃、装備品の導入に係る負担軽減について、国の制度も活用しながら支援の充実を検討してまいります。

処遇改善や活動支援については、市町村と共に報奨金や活動経費の平準化等に向けた検討を進めるとともに、消防団員に対する支援制度なども参考に、捕獲活動に参加しやすい職場環境づくりに向けた支援策等について検討してまいります。

さらに、小規模市町村単独では対応が困難な大型獣に的確に対応するため、上伊那地域で進めております広域連携モデルの成果を踏まえまして、他地域への横展開を図るとともに、現場対応力の一層の強化に取り組んでまいります。

以上でございます。

〔農政部長根橋幸夫君登壇〕

○農政部長（根橋幸夫君）学校給食の質の向上と地産地消の推進についてのお尋ねでございます。

学校給食に地域の新鮮な農産物を活用することは、給食の質の向上に加えまして、子供たちの健やかな成長や食への理解を深める上で重要でございます。地域農業の振興にも資するものと認識しております。

県といたしましては、学校給食における地産地消の一層の推進に向けまして、市町村や教育委員会等と連携し、地産地消推進コーディネーターの派遣を通じまして、県産農産物や有機農産物を学校給食に安定的に供給するための体制づくりを支援しているところでございます。

令和7年度は、南信地域におきまして、調理場と生産者との調整を担うコーディネーター役の設置と、併せて生産者グループの立ち上げを一体的に進めた結果、学校給食への供給開始に至った事例も生まれております。

今後とも、関係機関との連携を深めまして、コーディネーターの派遣先の拡大など、取組を強化し、地域の実情に応じた食材の充実と活用促進を図ることで学校給食における地産地消を一層進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君） 私には5点について質問をいただきました。

まず、抜本的な負担軽減実施後の学校給食の質の維持向上についてでございます。

近年の食材費や燃料費の高騰により、学校給食を取り巻く状況は厳しさを増してはいるものの、各学校において、栄養教諭が中心となり、日々工夫を凝らしながら、安全・安心で栄養価の高い給食を提供しているものと認識しております。

県教育委員会といたしましては、これまでも、栄養管理報告により学校給食摂取基準に基づく栄養摂取量及び献立内容の確認、栄養教諭等を対象とした研修会において物価高騰下においても摂取基準を満たす献立の工夫等の共有といった取組を実施しているところでございます。

なお、物価の動向や各自治体の実態を的確に把握した上で、学校給食費の基準額が実情に即したものとなるよう国にも要望しているところでございます。引き続き関係機関等と連携しながら安全・安心で質の高い学校給食が提供できるよう支援してまいります。

続きまして、教員による児童生徒への性暴力等に関する相談・通報の把握方法及び相談体制の整備状況についてでございます。

教員による児童生徒への性暴力に関する相談・通報については、学校内において担任や養護教諭、管理職に加え、必要に応じてスクールカウンセラーによる面談などを実施して対応し、管轄する教育委員会事務局へ報告する体制を整備しております。

また、学校での相談が難しい場合にも対応できるよう、児童生徒等の悩みを幅広く受け付ける学校生活相談センター、LINE相談窓口のほか、教職員からの内部通報に対応する相談窓口を設けて必要な相談体制を整備し、専門的知見を有する者が相談に当たっているところでございます。さらに、必要に応じて被害者支援窓口を案内するなど、関係機関と連携した取組を進めております。こうした体制により把握した令和7年度の相談・通報件数は、不適切なSNSでのやり取りなどを含め5件であり、それぞれ適切に対処したところでございます。

これらの相談窓口については、中学、高校の生徒一人一人へのカード配付に加え、校内掲示やチラシ、ホームページ等により広く周知しているところでございます。相談体制について必要な整備を行ってはきているものの、被害の特性上相談しにくい側面もあることから、引き続き児童生徒や保護者に対する丁寧な広報に努め、安心して相談できる環境づくりを進めてまいります。

続きまして、教員と児童生徒との接触等に係るルールとその徹底についてでございます。

県教育委員会では、平成31年3月29日付「児童・生徒に対する性的行為の根絶について」の通知の中で、教職員と児童生徒との接触に係る共通ルールを定めております。

この中で、教職員の児童生徒への不適切な行為を未然に防ぐため、研究室等で外から見えない状態で1対1にならない。児童生徒の身体へは接触しない。私的な電話、メール、SNS等によるやり取りはしないなどを明確に禁止しております。

このルールの徹底に向けては、各学校において校内ルールの明文化とその周知、ルールに反する行為を発見した場合の通報窓口の周知、さらには、密室化の防止のためのドアの開放等物理的環境の整備に取り組んでいるところでございます。

続きまして、日本版DBSの導入に伴う再発防止策やチェック体制の強化についてでございます。

こども性暴力防止法、いわゆる日本版DBSの本年度の導入を見据え、法に基づき、学校現場で子供と接する全ての教職員等の性犯罪歴を確認するチェック体制を学校設置者として厳格に運用していく予定でございます。

あわせて、先ほど答弁した共通ルールの徹底と生徒・保護者への周知を前提に、過去に発生した事例を踏まえた校内研修や校長・教頭研修の充実、さらに、各学校から報告された取組を校長会で共有するなど、管理職を中心とした組織的な再発防止力の強化に取り組んでまいります。

また、性暴力につながる行為に関する相談や面談、通報体制について各学校で再度確認し、生徒・保護者への周知を含め、実効性のある体制整備を徹底してまいります。

最後に、子供の安全を守る学校づくりについてでございます。

子供の安全・安心な生活を守ることは、学校の最も重要な使命でございます。その学校で子供たちを傷つける不適切な行為が行われることは断じて許されるものではありません。守るべきルールの徹底を図り、不適切な行為を未然に防ぐための研修の実施、相談体制やチェック体制の充実など、不断の努力を重ね、これまで以上に実効性のある取組を徹底してまいります。また、万が一不適切な行為が確認された場合は、事実関係を厳正に調査し、厳しく対処してまいります。

今後も、児童生徒が安心して学校に通い、学ぶことができ、保護者にとっても安心な学校づくりのため、県教育委員会として全力で取り組んでまいります。

以上でございます。

〔28番竹内正美君登壇〕

○28番（竹内正美君）それぞれ御答弁をいただきました。

人権尊重の社会づくり条例案について、人権侵害の防止とともに、表現の自由や適正手続への配慮についての考え方を伺うことができました。

先ほど知事からお話がありましたように、人権を守ることと自由な言論や民主的な議論を守ることは、どちらも大切な価値であります。条例の運用に当たっては、県民の皆様に、何が対象となるのか、どのような手続で判断されるのかなどを丁寧に説明していただきまして、恣意的な運用との疑念を持たれることのないようお願いしたいと思います。

猟友会の持続可能な体制整備について、前向きな御答弁をいただいたと思います。ありがとうございます。猟友会の皆様の役割は今後さらに重要になるものと考えております。持続可能な捕獲体制の構築をお願いしたいと思います。

学校給食費の負担軽減については、子育て世帯にとって大変意義のある施策です。しかし、それと同時に、給食の質を維持向上させることも極めて重要であります。子供たちの健康づくりだけでなく、地域農業の振興や食育の推進にもつながります。

市町村や生産者の皆様と連携しながら、長野県らしい学校給食の充実に取り組んでいただくことを期待しております。

教員による性暴力や盗撮、不適切な交際は、子供たちの心に深い傷を残し、学校への信頼を根底から揺るがす重大な問題です。何よりも大切なのは、被害を受けた子供が安心して声を上げられる環境づくりであると考えます。日本版ＤＢＳの導入を契機として、絶対に許さないという強い姿勢を学校現場全体で共有し、子供たちが安心して学べる学校づくりを進めていただくことを強く要望いたします。

以上、県民の皆様が安心して暮らし、子供たちが安全に成長できる長野県の実現に向けて、今後の着実な取組を期待し、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（依田明善君） 会議規則第13条第2項の規定により、本日はこれをもって延会いたします。

次会は、明24日午前10時に再開して、行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑を日程といたします。書面通知は省略いたします。

本日は、これをもって延会いたします。

午後4時46分延会